

はじめに

公的統計における民間事業者の活用の進展のなかで、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会は、公的統計調査業務を受注する民間事業者の立場から自らの体制整備を図り、かつ各府省等の発注諸機関との相互理解を推進し、協力体制を確立することを目指して、2008年4月に「公的統計基盤整備委員会」を設置し、活動を開始した。当委員会は、設立以降の10年間、公的統計調査業務の受け皿となる民間調査会社の体制と調査インフラの整備促進に向けた支援を行うと共に、府省の統計所管部署をはじめとする関係機関に対して、民間調査会社の実態と意向を伝え、設立目的である「公的統計調査業務における民間調査会社の円滑な活用」の達成に向けた活動を行ってきた。

本年度も市場動向分析小委員会、ガイドライン推進小委員会、資格制度推進小委員会を教育カリキュラム検討小委員会に名称変更して、前年度に引き続き3つの小委員会を設置して、専門的な見地から研究、検討を加え、公的統計の基盤整備に資する状況分析と課題のとりまとめを行った。当レポートでは、当委員会や各小委員会の活動内容を報告すると共に、当委員会の10年間の活動の総括とこれからの活動に向けた提言を行う。

当委員会の設立当初は、主として公的統計の入札と受託業務の遂行について、民間事業者の立場から意見を表明する活動を行うと共に、公的統計における民間の市場形成に寄与するべく、入札・受託業務遂行の問題点と改善の手懸かりを民間事業者に周知する活動も実施してきた。近年では、当委員会の活動が一定の認知を得たためか、公的統計に関係する各府省・委員会などから当委員会に対して意見表明・交換の場を与えられるようになった。学会などからも、調査に携わる人々の資格制度の確立やISO20252の公的統計への適用についての研究への協力も求められるようになった。これらのことを当委員会のこれからの活動の励みとすると共に、このような機会を与えてくださった各府省・委員会、学会などの関係諸機関の方々に対して感謝の意を表したい。当委員会は、引き続き公的統計の発展を目指して、活動を強化していく所存である。関係各位には、今後もさらなるご指導を賜るようお願い申し上げます。

なお、当委員会立ち上げ当初から副委員長として委員会活動を牽引し、後に顧問として諸問題の解決に参加していただいた岩間伸之氏と、代表幹事として委員会活動を支えていただいた高島美保氏が退任された。委員会を代表して、ご両所に深甚なる謝意を表す。

2018年5月

公的統計基盤整備委員会

委員長 中山 厚穂(2018年3月まで)

大竹 延幸(2018年4月から)

目 次

(頁)

はじめに 設立 10 年の振り返り	
第 1 章 公的統計基盤整備委員会の概要	3
1.1 委員会設立の経緯	3
1.2 委員会の目的	3
1.3 委員会の構成	3
1.3.1 参加企業及び委員	3
1.3.2 組織体制	4
第 2 章 公的統計基盤整備委員会の活動(全体)	9
2.1 委員会の開催	9
2.2 府省とのコンタクト状況	9
2.2.1 関係各府省等への表敬訪問	9
2.2.2 総務省政策統括官(統計基準担当)	10
2.2.3 総務省行政管理局公共サービス改革推進室	10
2.2.4 経済産業省	11
2.2.5 農林水産省	11
2.3 基調講演の企画、開催	12
2.4 委員会等の傍聴	13
2.5 関係機関、関係団体の動向	14
2.5.1 一般社団法人 日本統計学会	14
2.5.2 一般社団法人 社会調査協会	16
2.5.3 公益財団法人 統計情報研究開発センター	18
2.5.4 I S O / T C 225 国内委員会兼 マーケティング・リサーチ規格認証協議会	18
2.5.5 公益財団法人 日本世論調査協会	20
第 3 章 公的統計基盤整備委員会の活動(小委員会)	23
3.1 市場動向分析小委員会	23
3.1.1 市場動向分析小委員会の活動	23
3.1.2 検討結果の要約	24
3.1.3 公的統計調査の民間開放の状況	26
3.1.4 「民間委託に関する府省担当者ヒアリング(アンケート)」結果の 概要	35
3.2 ガイドライン推進小委員会	43
3.2.1 「ガイドライン推進小委員会」と 2017 年度テーマについて	43
3.2.2 新ガイドライン(統計調査における民間事業者の活用に係る ガイドライン(2017 年 3 月改正))と当委員会のこれまでの 意見等の要約	45
3.2.3 新ガイドラインと当委員会のこれまでの意見等の比較・対照	49

3.2.4	新ガイドラインへの追加事項に対する民間事業者の評価・ 受け止め方	61
3.2.5	「民間事業者活用」に向けた更なる提案	64
3.2.6	第Ⅱ期基本計画と新ガイドライン —公的統計基盤整備委員会との係わり—	66
3.2.7	新ガイドラインに対応した新たな仕様書チェックリストの作成	75
3.3	教育カリキュラム検討小委員会	81
3.3.1	教育カリキュラム検討小委員会の活動	81
3.3.2	検討結果の要約	82
第4章	10年間の総括と今後の活動に向けて	91
4.1	公的統計市場の変遷と展望	91
4.1.1	公的統計調査に係る事務の民間活用の状況	91
4.1.2	公的統計調査における調査手法別の民間活用の推移と展望	98
4.2	JMRA会員社における調査インフラ等の整備状況と課題	99
4.2.1	JMRA会員社における資格保有状況と課題	99
4.2.2	JMRA会員社における調査員の保有状況と課題	102
4.2.3	JMRA会員社の公的統計調査における調査手法別の参入意向と 対応力	103
4.3	府省への提言と今後の委員会活動	104
4.3.1	民間調査会社の公的統計調査業務への参入課題と府省への提言	104
4.3.2	今後の委員会活動について	107

＜資料編＞

資料1-1	「JMRA会員社調査の10年を振り返る」報告書	(1)
資料1-2	「民間委託に関する府省担当者ヒアリング (官公庁の民間委託に関するおうかがい)」アンケート画面	(19)
資料2	ガイドライン推進小委員会資料	(23)
資料3	「2017年統計調査士・専門統計調査士受験対策講座」案内	(59)
資料4	市場化テストを実施している統計調査	(63)
資料5	基調講演「産学官連携の新しいかたち 公的統計基盤整備委員会の現状と将来展望」	(67)
資料6	基調講演「統計改革と民間委託の取組について」 (経済産業省調査統計グループ)	(77)
資料7	基調講演「第Ⅲ期公的統計基本計画の概要」 (総務省政策統括官(統計基準担当)統計企画管理官室)	(93)
資料8	委員会等の傍聴資料	(109)

第 1 章 公的統計基盤整備委員会の概要

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要

1.1 委員会設立の経緯

2007年5月、60年ぶりに統計法が改正され、これに基づいて2007年10月に新たに統計委員会が発足し、日本の公的統計の計画的、体系的な整備の検討がスタートした。統計委員会は、2009年度から5年間で実施する公的統計の計画的、体系的整備の施策を「公的統計の整備に関する基本的な計画(以下、『基本計画』という)」として策定し、2009年3月に閣議決定となった。

「基本計画」では、厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応していくためには、民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用する必要があると指摘しており、こうした期待と要請に応えていくため、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会(以下、「JMRA」という)では幅広く他の業種・業態の企業、団体に参加を呼びかけて、2008年4月にJMRA内の委員会組織として公的統計基盤整備委員会(以下、「当委員会」という)を設立した。

1.2 委員会の目的

当委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間調査会社としての体制・基盤整備に取り組むと共に、府省をはじめとする関係機関や学識者に民間調査会社の実態と意向を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下、公的統計調査業務における民間調査会社の活用が円滑に推進されることを目指す。

また、JMRAとしては委員会活動を通して、関係各府省の統計主管部署をはじめとする官界や学識者との良好な信頼関係を構築し、公的統計調査業務を通して「官・学・民」の連携や友好関係がより一層深まることを目指す。

1.3 委員会の構成

1.3.1 参加企業及び委員

当委員会は14社2大学4個人会員で構成し、委員26名と事務局員2名で運営した。

(株)インテージ	土屋 薫
(株)インテージリサーチ	鋤柄 卓也
(株)SRDアソシエイツ	南條 晃一
個人会員	飯田 房男
個人会員	岩間 伸之
個人会員	小須田 巖
個人会員	武井 雅
(株)サーベイリサーチセンター	岩崎 雅宏
(株)サーベイリサーチセンター	齋藤 禎彦
(株)サーベイリサーチセンター	高輪 哲誉
首都大学東京大学院社会科学部研究科	中山 厚穂 (2018年3月まで)

(一社)新情報センター	平栗 紀生
(一社)中央調査社	山中 博司
(株)東京サーベイ・リサーチ	芦川 勝彦
日本大学大学院新聞学研究科	島崎 哲彦
(株)日経リサーチ	深井 潔
(株)日本リサーチセンター	高島 美保 (2018 年 3 月まで)
(株)日本リサーチセンター	中村 英夫 (2018 年 4 月から)
(株)日本リサーチセンター	吉田 佳子
(株)ビデオリサーチ	朝倉 真粧美
(株)ビデオリサーチ	森 正実
(株)マーケティング・サービス	大竹 延幸
(株)マーケティング・サービス	櫻井 由紀
(株)マーシュ	里村 雅幸
(一社)輿論科学協会	井田 潤治
(株)三菱総合研究所	保坂 孝信
J M R A	中路 達也
J M R A	上杉 公志 (2018 年 2 月まで)

1.3.2 組織体制

当委員会は常設とし、以下の組織体制で運営した。

(1) 全体会議

全体会議は全委員が参加する会議とし、2017 年 7 月より月例で開催した。全体会議では各月の活動状況の報告と幹事会で検討された事案についての承認を行った。

(2) 幹事会

幹事会は委員の中から選出した以下のメンバーが参加し、2017 年 6 月より月例で開催した。幹事会では当委員会の 1 年間の活動方針や具体的な取り組み内容、各月の活動報告と活動上の課題解消についての検討を行った。

担当理事	大竹 延幸	(株)マーケティング・サービス (2018 年 4 月より委員長を兼任)
顧問	島崎 哲彦	日本大学大学院新聞学研究科
顧問	岩間 伸之	個人会員
委員長	中山 厚穂	首都大学東京大学院社会科学研究所 (2018 年 3 月まで)
代表幹事	齋藤 禎彦	(株)サーベイリサーチセンター
代表幹事	土屋 薫	(株)インテージ

代表幹事	深井 潔	(株)日経リサーチ
代表幹事	高島 美保	(株)日本リサーチセンター
	(2018年3月まで、2018年4月より中村 英夫)	
幹 事	鋤柄 卓也	(株)インテージリサーチ
幹 事	井田 潤治	(一社)輿論科学協会
幹 事	芦川 勝彦	(株)東京サーベイ・リサーチ
幹 事	森 正実	(株)ビデオリサーチ
幹 事	岩崎 雅宏	(株)サーベイリサーチセンター
幹 事	山中 博司	(一社)中央調査社
事務局	中路 達也	J M R A
事務局	上杉 公志	J M R A
	(2018年2月まで)	

幹事会の役割

- ◆ 委員会の運営責任
- ◆ 活動方針の素案を作成
- ◆ 活動に必要な人材の確保と円滑な運営の検討
- ◆ 関係機関、各府省統計主管部署等との日常的なコンタクト、窓口対応
- ◆ 基調講演の企画、開催
- ◆ 関係機関等主催の研究会、委員会及び意見交換会への参加
- ◆ 各府省等から求められる意見招請等に対応しての原案作成と協会手続きを経た上での意見書(パブリックコメント)提出
- ◆ 各府省等からの調査依頼や案内等に関する会員社への広報の承認
- ◆ 統計委員会、官民競争入札等監理委員会の傍聴
- ◆ 委員会活動報告書「年次レポート」の責任編集

(3) 小委員会

当委員会の体制には専門的な見地から、具体的な課題に対する研究や検討を行う組織として、以下の3つの小委員会を設置した。

① 市場動向分析小委員会（リーダー：鋤柄委員、サブリーダー：森委員）

民間委託を行っている官公庁の担当者に向けた「官公庁調査の民間委託に関するおうかがい」の企画・実施、2017年度民間調査会社を活用した統計調査一覧の作成、及び小委員会の10年間の活動成果をとりまとめたレポートの作成等を行った。

② ガイドライン推進小委員会（リーダー：井田委員、サブリーダー：岩崎委員）

第Ⅲ期基本計画案のパブリックコメントへの対応、及び小委員会の10年間の活動成果をとりまとめたレポートの作成等を行った。

③ 教育カリキュラム検討小委員会（リーダー：芦川委員、サブリーダー：山中委員）

J M R A会員社に対する統計調査士・専門統計調査士の理解促進と多方面への周知広報を行うと共に、統計調査士・専門統計調査士受験対策講座4期目の企画・開催、及び包括的なリサーチャーカリキュラムの検討を行った。

第 2 章 公的統計基盤整備委員会の活動(全体)

第2章 公的統計基盤整備委員会の活動(全体)

2.1 委員会の開催

当委員会は2017年6月から2018年5月を2017年度の活動期間とし、月例にて全体会議及び小委員会を計10回(6、8月は休会)、幹事会を計11回(8月休会)開催した。各会議は同日に開催し、「幹事会」「全体会議」「小委員会」の順に行った。

幹事会は第1回目の会議で1年間の活動方針や具体的な取り組み内容を検討し、第2回以降の会議で各委員の活動状況や課題の報告、課題解決に向けた検討の場とした。全体会議は府省とのコンタクト状況、公的統計調査における府省の動向、各小委員会の活動状況、関連団体及び学会の動向等について担当委員による報告の場とし、全委員でその報告内容を共有した。また幹事会で検討した事案についての承認は、全体会議で行った。小委員会は「市場動向分析」「ガイドライン推進」「教育カリキュラム検討」の3つの小委員会を設置し、専門的な見地から具体的な課題に対する研究や検討を行った。

2.2 府省とのコンタクト状況

2.2.1 関係各府省等への表敬訪問

当委員会の活動の一環として、委員会の年間活動を取りまとめた報告書(公的統計市場に関する年次レポート2016)を総務省政策統括官(統計基準担当)並びに統計局長、各府省統計主管部署及び関係機関に持参し、活動内容の説明を行うと共に公的統計調査における民間調査会社の活用に関する意見交換を行った。なお、総務省政策統括官(統計基準担当)並びに統計局長への表敬訪問では、JMRAの副会長と担当理事も同席した上で、引き続き官民双方の立場での意見交換を実施していくことについて依頼を行った。

表 2-2-1-1 表敬訪問先一覧

府省等	訪問先
総務省	政策統括官(統計基準担当)
	統計局
	統計委員会担当室
	行政管理局公共サービス改革推進室官民競争入札等監理委員会事務局
内閣府	経済社会総合研究所
経済産業省	大臣官房調査統計グループ企業統計室
	大臣官房調査統計グループ経済解析室
	大臣官房調査統計グループ構造統計室
	大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室
	大臣官房調査統計グループサービス動態統計室
	大臣官房調査統計グループ総合調整室
	大臣官房調査統計グループ統計企画室
	大臣官房調査統計グループ統計情報システム室
農林水産省	大臣官房統計部統計企画管理官
	大臣官房統計部生産流通消費統計課
厚生労働省	政策統括官(統計・情報政策担当)

2.2.2 総務省政策統括官(統計基準担当)

総務省政策統括官(統計基準担当)統計企画管理官室とは、2015・2016年度と2年間にわたり、統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループで、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(2017年3月改正)」の改正に向けた意見交換会を行った。当委員会は民間調査会社の代表として、統計作成の質の維持・向上や民間事業者の裾野拡大に関する見解を示し、プロセス保証の導入や共同事業体での入札参加の推進、分離調達の推進等で当委員会の意見の一部が採用されることとなった。

2017年度は統計改革の流れを受け、「公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅱ期基本計画)」の改正が1年前倒しとなり、統計企画管理官室が基本計画改定に係るワーキンググループの事務局として、計画改定を推進することとなった。基本計画改定に係るワーキンググループでは、民間事業者の参考意見として、2016年度の統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループで示した、当委員会の見解が活用されることとなった。また、新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅲ期基本計画)」の素案に対するパブリックコメントでは、民間委託された統計調査の品質確保・向上に対しての意見を提示した。

急激な流れで推進された統計改革と統計改革の内容を受け改定された「公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅲ期基本計画)」の内容を民間調査会社に広く周知するため、2018年3月16日に企画官 宮内竜也氏を講師として招き、「第Ⅲ期公的統計基本計画の概要について」というテーマでの基調講演を開催した。今後も統計企画管理官室とは、密な情報交換を行っていき、統計改革、及び第Ⅲ期基本計画の施策推進に係る意見交換の場を積極的に作っていく所存である。

2.2.3 総務省行政管理局公共サービス改革推進室

官民競争入札等監理委員会、同入札監理小委員会の事務局である総務省行政管理局公共サービス改革推進室とは、表敬訪問での意見交換の他に公共サービス改革基本方針の見直しに関する意見提示を毎年行っている。2017年度は、9月13日から10月10日までの期間で意見募集が行われ、JMR Aからは、落札コストの適正化と品質の維持・向上のため、「市場化テストの終了プロセスに移行した事業に対して、市場化テスト時の競争入札環境が維持されるための仕組みづくり」に関しての意見を提出した。

また、総務省行政管理局公共サービス改革推進室から当委員会に対して、国や独立行政法人が民間活用を行っている公的統計調査業務の改善点や新技術・新手法の導入事例とその効果、公的統計調査業務を受託可能な民間調査会社の規模感・能力感等についての意見を求められ、2017年8月10日に当委員会からの回答を行った。引き続き公共サービス改革推進室とは、統計調査における民間調査会社の活用が推進されるように、今後も意見交換の機会を積極的に設け、密な情報交換を行っていく所存である。

2.2.4 経済産業省

経済産業省は、公的統計調査における民間活用を積極的に行っている府省であると共に J M R A の管掌府省でもあることから、毎年調査統計グループの部署単位で表敬訪問を行っている。同省の表敬訪問では、J M R A 会員社が受託者となっているケースも多いことから、年次レポートの説明の他に発注者・受託者という視点での意見交換も行われた。本年度は、すでに民間活用が行われている構造統計に加えて動態統計での民間活用も進み、民間調査会社の持つ優れた技術や手法の公的統計調査業務への活用が話題となった。

一方、2017 年 2 月以降進められてきた統計改革推進会議では、2017 年 5 月 19 日に最終取りまとめが決定し、「E B P M 推進体制の構築」、「G D P 統計を軸にした経済統計の改善」、「ユーザー視点に立った統計システムの再構築と利活用促進」、「報告者負担の軽減と統計業務・統計行政体制の見直し・業務効率化、基盤強化」等の方針が示された。当委員会では、統計改革推進会議の方針を受け、経済産業省所管の公的統計調査に対する影響と同省の取り組みについて理解を深めるため、2017 年 12 月 15 日に調査統計グループ総合調整室参事官補佐(総括担当) 藤田健氏を講師として招き、「統計改革と民間委託の取り組みについて」というテーマでの基調講演を開催した。基調講演では、「経済産業省統計コンシェルジュ」の更なる活用による E B P M の取組推進の後押しや生産面を中心に見直した G D P 統計の整備に向けた経済統計の抜本的な見直し、ビッグデータを活用した新指標の開発等、同省の新たな取り組みについての説明があった。経済産業省とは、公的統計調査業務への新技術・新手法の活用について、情報交換の機会を積極的に作っていく所存である。

2.2.5 農林水産省

農林水産省は、公的統計調査における民間活用に積極的な府省であり、公共サービス改革法(以下、「公サ法」という)のスキームで、2008 年度に 3 統計調査、2009 年度に 2 統計調査の民間開放(市場化テスト)を行っている。同省からは入札仕様の作成に当たり、意見を求められる機会が度々あり、本年度も 2020 年度に民間委託を検討している公的統計調査についての意見交換を行った。また、同省では所管する公的統計調査の効率化を検討しており、民間調査会社の持つ新技術・新手法やノウハウの活用についての意見交換を行った。この意見交換の場では、職員や調査員による訪問または面接といったマンパワーを要する調査手法に対して、統計人材の確保の難しさや人件費抑制の観点から、比較的マンパワーが抑制できる電話調査等の代替手法に関する議論が行われた。

2.3 基調講演の企画、開催

2017年度は、3回の基調講演を開催した。基調講演のテーマは幹事会で検討し、全体会議で承認を得た。

第1回は、元JMR A会長の田下憲雄氏より「産学官連携の新しいかたち 公的統計基盤整備委員会の現状と将来展望」と題し、公的統計基盤整備委員会設立の経緯や委員会の取組と評価、今後に向けた課題などについて、ご講演いただいた。

第2回は、「統計改革と民間委託の取組について」と題して、経済産業省調査統計グループよりご講演をいただいた。統計改革の契機からEBPM(証拠に基づく政策立案：Evidence-Based Policy Making)構築に向けた統計分野での取り組み、さらに民間委託の成果と評価、方向性についてもお示しいたいただいた。

第3回は、「第Ⅲ期公的統計基本計画の概要」と題して、総務省政策統括官(統計基準担当)統計企画管理官室より、ご講演いただいた。ご講演では、公的統計基本計画の主な課題について、「国民経済計算を軸とした統計の整備」「統計作成の効率化及び報告者負担軽減」「統計の品質確保」「統計の利活用促進・環境改善」の側面から詳細にご説明いただいた。

表 2-3-1 当委員会における基調講演会

	時期	委員会	基調講演タイトル	所属	講師	参加者数
第1回	2017年 10月13日	第3回	産学官連携の新しいかたち 公的統計基盤整備委員会の現状と将来展望 (資料5)	—	田下憲雄氏	28名(うち9名が当委員外)
第2回	2017年 12月15日	第5回	統計改革と民間委託の取組について (資料6)	経済産業省調査統計グループ総合調整室	藤田健氏	24名(うち8名が当委員外)
第3回	2018年 3月16日	第8回	第Ⅲ期公的統計基本計画の概要 (資料7)	総務省政策統括官(統計基準担当)統計企画管理官付基本計画担当・基本計画策定PT担当	宮内竜也氏	29名(うち7名が当委員外)

2.4 委員会等の傍聴

公的統計の改善・改革の審議が行われる総務省統計委員会及び総務省官民競争入札等監理委員会に対し、当委員会としても傍聴希望を表明し、出席して審議の行く末を注視した（傍聴時に配布された一部の資料は「巻末資料 8：委員会等の傍聴資料」に掲載）。

表 2-4-1 関係委員会の傍聴

傍聴した委員会名	開催日	本委員会と関連する主な議題
第 110 回統計委員会及び 第 79 回基本計画部会	2017 年 6 月 27 日	平成 28 年度統計法の施行状況について
第 111 回統計委員会及び 第 80 回基本計画部会	2017 年 7 月 27 日	木材統計調査の変更について
第 5 回共通基盤ワーキンググループ 会合	2017 年 8 月 3 日	民間事業者の活用、地方自治体・民間が保有するデータの利活用のための仕組み
第 112 回統計委員会及び 第 81 回基本計画部会	2017 年 8 月 24 日	基本計画における「施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」
第 6 回共通基盤ワーキンググループ 会合	2017 年 8 月 31 日	民間委託された統計調査の品質確保・向上、統計棚卸し(統計版 BPR)の実施
第 7 回共通基盤ワーキンググループ 会合	2017 年 9 月 7 日	オンライン調査の推進、共同住宅における統計調査の円滑化方策
第 113 回統計委員会及び 第 82 回基本計画部会	2017 年 9 月 21 日	個人企業経済調査の変更及び個人企業経済統計の指定の変更について
第 8 回共通基盤ワーキンググループ 会合	2017 年 10 月 12 日	事業所母集団データベースの整備、民間委託された統計調査の品質確保・向上
第 9 回共通基盤ワーキンググループ 会合	2017 年 10 月 19 日	行政記録情報等の活用、ビッグデータ等の活用、統計棚卸し(統計版 BPR)
第 115 回統計委員会及び 第 84 回基本計画部会	2017 年 10 月 26 日	薬事工業生産動態統計調査の変更について
第 67 回全国統計大会	2017 年 11 月 13 日	統計・データサイエンス活用セミナー、統計で 学んで知って 未来で活かそう
第 11 回共通基盤ワーキンググループ 会合	2017 年 11 月 16 日	統計棚卸し、公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について
第 116 回統計委員会及び 第 85 回基本計画部会・第 12 回横断的課題検討部会	2017 年 11 月 21 日	平成 28 年度統計法施行状況報告(統計精度検査編)について
第 86 回基本計画部会	2017 年 12 月 11 日	公的統計基本計画について
第 117 回統計委員会及び 第 87 回基本計画部会	2017 年 12 月 19 日	公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について
第 118 回統計委員会及び 第 88 回基本計画部会・第 13 回横断的課題検討部会	2018 年 1 月 18 日	薬事工業生産動態統計調査の変更について、家計調査の変更について
第 120 回統計委員会及び 第 15 回横断的課題検討部会	2018 年 3 月 28 日	中間年における経済構造統計の整備について、平成 28 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(統計精度検査関連分)について

J M R A 会員各社の参考とするため、統計委員会及び基本計画部会、共通基盤ワーキンググループの傍聴報告を公的統計基盤整備委員会で行った。J M R A が注視すべき民間委託活用の方向性、民間委託される統計調査の品質確保・向上への取組みなどの議論や、「民間事業者の活用」「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更」等について報告した。「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更」については答申後、2018 年 1 月 11 日～2 月 9 日において意見募集され、当委員会からも民間委託された統計調査の品質確保・向上についての意見を提出した。

また、当委員会では、国、地方公共団体、関係団体等の取り組みについて理解を深めるため、総務省並びに公益財団法人統計情報研究開発センターが主催する全国統計大会に参加し、全体会議の場でその内容の共有を行っている。以下に本年度の行事内容を記載する。

< 第 67 回全国統計大会 >

- ・「統計・データサイエンス活用セミナー」
- ・地方公共団体における統計利活用受賞取組の発表(静岡県、東京都豊島区)
- ・統計グラフ全国コンクール大臣賞受賞作品の発表

2.5 関係機関、関係団体の動向

2.5.1 一般社団法人 日本統計学会

一般社団法人日本統計学会が 2011 年に創設した「統計検定」は 2017 年で 7 年目を迎えた。また C B T (Computer Based Testing) 方式試験も、2 級、3 級において 2016 年 8 月 29 日から開始され、全国主要都市を含む 200 か所程度(順次追加の予定)で受験可能となっている。受験者数は着実に増加しており「統計検定」が定着しつつある。

統計調査士、専門統計調査士試験では、2015 年に 5 年間の経過措置として、実務上の経験を評価し筆記試験と合算する処置が執られてきたが、その経過措置は 2015 年で終了となっている。

2017 年 11 月 26 日に実施された試験の、1 級、2 級、3 級、4 級、統計調査士、専門統計調査士の受験者数は 4,656 人(2016 年受験者数: 4,886 人)であり、合格者数、合格率は以下の表の通りである。C B T 方式試験が本格的に実施されたため 2 級と 3 級で受験者数が昨年よりも減少しており、受験者数が昨年よりも若干減少している。

表 2-5-1-1 検定種別受験者数と合格率

検定種別	受験者数	合格者数	合格率
1 級「統計数理」	322	79	24.5%
1 級「統計応用」	302	79	26.2%
2 級	1,644	680	41.4%
3 級	1,352	855	63.2%
4 級	340	235	69.1%
統計調査士	424	230	54.2%
専門統計調査士	272	120	44.1%
合計	4,656	2,278	-

出典:統計検定ホームページ

統計調査士と専門統計調査士の受験者数と合格率の推移をみると、統計調査士は 2011 年以降では受験者数が最も多かった昨年よりは若干減少している。それでもそれ以外の年よりも受験者数は多い。合格率も 54.2%と 2011 年に次いで高かった昨年と同じ合格率となっている。2011 年は経験評価の影響が高いと思われることから 2017 年の合格率も極めて高いといえる。一方専門統計調査士は、受験者数が過去最多となっており、合格率は 2011 年、2012 年に次いで高くなっている。2011 年や 2012 年は経験評価の影響が高いと考えられることから 2017 年の合格率も極めて高いといえる。過去最低であった 2016 年から回復の傾向がみられる。

表 2-5-1-2 統計調査士と専門統計調査士の受験者数と合格率の推移

		受験者数	合格者数	合格率
2011 年	統計調査士	286	167	58.4%
	専門統計調査士	258	206	79.8%
2012 年	統計調査士	302	149	49.3%
	専門統計調査士	205	107	52.2%
2013 年	統計調査士	403	170	42.2%
	専門統計調査士	229	93	40.6%
2014 年	統計調査士	410	156	38.0%
	専門統計調査士	227	88	38.8%
2015 年	統計調査士	404	148	36.6%
	専門統計調査士	209	67	32.1%
2016 年	統計調査士	452	245	54.2%
	専門統計調査士	257	76	29.6%
2017 年	統計調査士	424	230	54.2%
	専門統計調査士	272	120	44.1%

出典:統計検定ホームページ

統計調査士と専門統計調査士の受験者の年齢、特に学生と思われる 18 歳～23 歳の受験者数と受験者数に占める割合を見ると、統計調査士では 45 人(受験者数に占める割合は 10.6%)、専門統計調査士では 17 人(受験者数に占める割合は 6.3%)となっている。

参考文献

統計検定ホームページ

<http://www.toukei-kentei.jp/past/> (2018 年 4 月 12 日閲覧)

2.5.2 一般社団法人 社会調査協会

一般社団法人社会調査協会が認定している社会調査士、専門社会調査士の 2017 年度の認定状況は以下の通りである。

表 2-5-2-1 社会調査士・専門社会調査士資格取得者数

	社会調査士	社会調査士 (キャンディデイト)	専門社会調査士 (正規)	専門社会調査士 (第 8 条規定)
2004 年度	167 名	530 名	0 名	301 名
2005 年度	449 名	1,109 名	1 名	424 名
2006 年度	999 名	1,609 名	9 名	290 名
2007 年度	1,455 名	1,929 名	25 名	257 名
2008 年度	2,067 名	2,269 名	45 名	171 名
2009 年度	2,612 名	2,349 名	40 名	129 名
2010 年度	2,829 名	2,294 名	52 名	129 名
2011 年度	2,938 名	2,224 名	41 名	107 名
2012 年度	2,843 名	2,201 名	72 名	126 名
2013 年度	2,763 名	2,122 名	69 名	106 名
2014 年度	2,748 名	1,798 名	56 名	102 名
2015 年度	2,487 名	1,851 名	59 名	101 名
2016 年度	2,402 名	1,621 名	53 名	81 名
2017 年度	2,217 名	1,717 名	61 名	109 名
合計	28,976 名	25,623 名	583 名	2,433 名

出典:社会調査協会ホームページ

表 2-5-2-2 専門社会調査士(キャンディデイト)資格取得者数

	専門社会調査士 (キャンディデイト)
2012 年度	2 名
2013 年度	2 名
2014 年度	1 名
2015 年度	0 名
2016 年度	1 名
2017 年度	0 名
合計	6 名

出典:社会調査協会ホームページ

社会調査士は学部卒業生が単位を取得し社会調査協会に申請することで認定している。2008年度以降毎年安定して2千名以上を認定しており、社会調査士取得者数は2017年度には2.9万人近くに達した。

専門社会調査士は大学院を修了する者に対して単位と修士論文を含む論文の審査で認定するケース(正規)と、すでに社会人となっている教員や実務家を対象として論文審査と業績等によって認定するケース(8条規定)がある。2017年度は、専門社会調査士(正規)が61名認定された。専門社会調査士(8条規定)は、「教員」「実務者」「院生」に分類され、合計で109名が認定された。

表 2-5-2-3 専門社会調査士(正規)の認定者数

	申請者数	認定者数	合格率
2013 年	72 名	69 名	96%
2014 年	59 名	56 名	95%
2015 年	63 名	59 名	94%
2016 年	55 名	53 名	96%
2017 年	64 名	61 名	95%

出典:社会調査協会ホームページ

表 2-5-2-4 専門社会調査士(8条規定)の認定者数

		教員	実務者	院生	合計
2014 年	申請者	94 名	15 名	8 名	117 名
	認定者	84 名	13 名	5 名	102 名
	認定率	89 %	87 %	63 %	87 %
2015 年	申請者	88 名	21 名	11 名	120 名
	認定者	76 名	17 名	8 名	101 名
	認定率	86 %	81 %	73 %	84 %
2016 年	申請者	80 名	12 名	4 名	96 名
	認定者	70 名	11 名	0 名	81 名
	認定率	88 %	92 %	0 %	84 %
2017 年	申請者	115 名	11 名	7 名	133 名
	認定者	98 名	7 名	4 名	109 名
	認定率	85 %	64 %	57 %	82 %

出典:社会調査協会ホームページ

2.5.3 公益財団法人 統計情報研究開発センター

公益財団法人統計情報研究開発センター(以下、「シンフォニカ」という)と当委員会とは、統計検定の統計調査士・専門統計調査士試験に有効な研修や出版物についての情報収集と情報交換を適宜行っている。

当委員会の活動と関係するシンフォニカの事業は、①自治体等統計職員対象の「統計実務基礎研修」、②「統計実務基礎知識」発行、③「統計調査員のしおり」発行の3つである。当委員会では「統計調査士」「専門統計調査士」の受験学習に向けて統計実務基礎研修と関係書籍(統計実務基礎知識、統計調査員のしおり)を会員社に広報してきた。統計実務基礎研修の年度別受講者(JMRA会員社)は、以下の通りである。

表 2-5-3-1 JMRA 会員社の「統計実務基礎研修」受講社・受講者数の推移

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度
社数	10	8	8	3	3	3
人数	31	27	28	7	10	11

統計調査士の資格取得を目指す方にとって「統計実務基礎研修」は、公的統計を理解する上で最適な講座と考える。参加費用も 7,000 円(テキスト代込み)と格安であり、受験者に推奨する講座である。2018 年度は 5 月 31 日～6 月 1 日の 2 日間で実施される。また、上述 2 種類の書籍は、公的統計に携わる社員と調査員の研修に有効と考え、当委員会として購読を推奨する。「統計実務基礎知識」(3 月下旬発行、販売価格 3,615 円)は、統計の役割、統計行政の概要に関する基礎的な事項から、統計の加工・分析の方法まで、統計実務全般を網羅している書籍である。また、「統計調査員のしおり」(3 月発行、価格は 320 円)は、統計調査員として知っておくべき統計調査の仕組みや統計調査員の役割・仕事内容について、正しい知識を持つことを目的に編集されたものである。統計調査員の実務を理解でき「統計調査士」受験に有効な書籍である。上記 2 冊とも、総務省政策統括官(統計基準担当)の監修で作成されたテキストである。今秋 11 月 25 日に実施される統計検定の「統計調査士」「専門統計調査士」受験者は、統計実務基礎研修の受講や「統計実務基礎知識」、「統計調査員のしおり」の熟読が推奨される。

2.5.4 ISO/TC225 国内委員会兼マーケティング・リサーチ規格認証協議会

ISO/TC225 国内委員会及びマーケティング・リサーチ規格認証協議会は、調査品質安定によるリサーチに対する顧客の信頼性向上と国際的な個人情報保護意識向上への対応策として、ISO20252 の普及促進を行っている。2017 年度は、主に次の活動を行った。

(1) 2017 年度の活動

① 国際会議への参加と準備会での議論

JMRA は日本のリサーチ業界の代表として ISO/TC225 のメンバーとなっており、ISO/TC225 国内委員会で、情報収集と日本の意見を ISO 機関に伝えるパイプ作りを目的に、経済産業省、一般財団法人日本規格協会と情報交換を行いつつ、国際会議に専門委員を派遣し、ドラフトの内容確認や投票、コメント等の意見表明を行った。

② I S O 19731 (Web Analyses) 正式発行

I S O / T C 225 (225 番目の Technical Committee) 内に設置された W G 3 (3 番目の Working Group) に参画し、検討が進められてきた Web Analyses に関する新規格である I S O 19731 が 2017 年 6 月に正式発行された。これを受けて 2017 年 7 月に英和対訳版を、2018 年 2 月に規格解釈のガイドラインを発行した。

③ 改訂版 I S O 20252 は 2018 年内に発行の見通し

I S O / T C 225 において、I S O 20252 の次期改定時 (2018 年度の見込み) に I S O 26362 (Access Panels) を I S O 20252 へ組み込む上での検討が、2016 年度に引き続き行われた。2018 年 2 月にメキシコシティで開催された I S O / T C 225 W G 1 第 10 回国際会議において、一通りの討議が終了し、2018 年内に国際投票を経て正式発行となる見通しである。

④ I S O / T C 225 の総会・W G 1 東京会議のホスト

I S O / T C 225 の総会と W G 1 (1 番目の Working Group) の国際会議が 2017 年 4 月 19 日～21 日に東京で開催され、経済産業省統括基準認証推進官による挨拶や、公式ディナーなどを通じ、ホスト国として日本のプレゼンスをアピールした。

⑤ 当委員会・コンプライアンス委員会との連携

公的統計調査における民間活用の基盤整備を目的とする当委員会と連携し、府省に対して意見交換会などの場で I S O 20252 の有用性をアピールすると共に、公的統計における「プロセス保証」に関する情報提供を行った。また、I S O 20252 の普及促進を主な目的としたマーケティング・リサーチ規格認証協議会の活動として、「G D P R セミナー～G D P R 規制具体化の動向と市場調査業界への影響～」をコンプライアンス委員会と共催し、2018 年 5 月にスタートする G D P R (一般データ保護規則 : General Data Protection Regulation) 対応における I S O 20252 の意義をアピールした。

(2) 2018 年度の活動予定

① I S O 19731 及び新 I S O 20252 の認証スキーム整備の検討

I S O 26362 (アクセスパネル) の組み込みと I S O 19731 (デジタル分析 / Web 解析) の引用を含む、I S O 20252 の改訂作業 (2018 年内発行目標) に取り組むと共に、I S O 19731 及び新 I S O 20252 の認証スキームの整備を検討していく。引き続き当委員会等と連携し、国際的な潮流への対応、公的統計調査業務における I S O 20252 の「プロセス保証」への活用、入札案件での加点ポイント化等を働きかけていく。

② 認証取得支援のためのセミナー、アンケート等の実施

リサーチユーザ、リサーチ会社、審査機関、府省と共に議論を進め、国際規格である I S O 20252 の普及促進に努める。

2.5.5 公益財団法人 日本世論調査協会

公益財団法人日本世論調査協会の 2017 年度事業は、大小 2 種類の研究会開催に集約される。

一つ目は年度研究大会である。2017 年度は 11 月 10 日に同志社大学東京サテライトキャンパスで開催された。大会前半は公募研究発表として、全 4 組 11 名の研究者が成果を発表した(各組 20 分)。後半は「世論調査の現況～携帯・固定ミックスの RDD を総括する」を主題として 3 名の基調報告の後、早稲田大学谷藤悦史教授の司会のもと、新聞社・通信社の世論調査担当及び大学の研究者、併せて 5 名が現況と今後の課題などをシンポジウム形式で議論した。

二つ目は特定のテーマに即した研究会で 2 回開催された。1 回目は 2017 年 5 月 19 日に「“Separation of Long-term and Short-term Forces on Voting Intension の(世論調査に基づく選挙結果の事前予測－有権者の投票の意向に与える長期的要因と短期的要因の区別)」をテーマとしてドイツ・ケルン大学ウォルフガング・ヤゴチンスキー教授(逐次要約・質疑通訳仲介として青山学院大学真鍋一史教授)が、2 回目は 2017 年 7 月 11 日に「合評会・2016 年米大統領選挙 AAPOR 報告書を読む」をテーマとして朝日新聞世論調査部斎藤恭之氏がそれぞれ現況を報告し、参加者との質疑応答・議論を深めた。なお、両研究会の内容は協会報「よろん」(120 号・2017 年 10 月発刊)に掲載されている。

第 3 章 公的統計基盤整備委員会の活動(小委員会)

第3章 公的統計基盤整備委員会の活動(小委員会)

3.1 市場動向分析小委員会

3.1.1 市場動向分析小委員会の活動

(1) 目的

当小委員会の目的は、公的統計市場における諸情報を収集・分析し、市場動向の現状や方向性の把握に資する有用な情報を内外に提供することである。

(2) 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

- ①府省における民間事業者を活用した案件の落札情報
- ②過去の「調査インフラ等に関する実態調査」結果の傾向分析
- ③「民間委託に関する府省担当者ヒアリング」の企画・結果とりまとめ

(3) 検討方法

上記に掲げた課題について公的統計市場における情報を収集し、分析を加えた。

府省における民間事業者を活用した案件の落札情報は、統計月報等による案件のリストアップ、各府省のホームページ、民間の入札情報データベースにおける落札情報、実施部局からのヒアリング等によって収集を行っている。収集後の情報は府省別、委託先別等の視点で分析を加えている。

JMRA会員社を対象として行っている「調査インフラ等に関する実態調査」は、本年度は実施せず、過去(2008年度から2016年度まで)の調査結果をとりまとめ、回答の傾向を分析した(なお「調査インフラ等に関する実態調査」は、2018年6月に次の調査を実施する予定である)。

また、本年度は新たな取り組みとして、発注者である府省の統計業務担当者を対象に、民間事業者への期待や評価に関するインターネット調査を実施した。

(4) 運営体制

当小委員会は以下のメンバーで運営した。

◎(株)インテージリサーチ	鋤柄 卓也
○(株)ビデオリサーチ	森 正実
(株)インテージ	土屋 薫
(株)日本リサーチセンター	吉田 佳子
(株)マーシュ	里村 雅幸
(株)サーベイリサーチセンター	高輪 哲誉

◎：リーダー ○：サブリーダー

3.1.2 検討結果の要約

(1) 公的統計の民間開放の状況

2017年度の民間事業者等を活用した公的統計は105本、54億8,739万円であった。このうち、JMRA会員社における受託金額の合計は34億2,761万円であり、全体の約62%を占めている。

府省別に見ると、本数では厚生労働省の28本、次いで経済産業省27本、国土交通省14本の順となっている。金額では経済産業省の17億円、次いで総務省13億円、厚生労働省10億円の順となっている。

府省によって情報の所在状況が異なり、効率的な収集活動を行いにくかったことが落札情報の収集活動における課題としてあげられる。各府省における落札情報の掲載状況は表3-1-3-1にまとめた通り、掲載されている内容やホームページの構造にも差異が認められている。

表 3-1-2-1 2017年度における民間事業者を活用した統計調査の総括表

	総計	JMRA会員社	シンクタンク	その他の民間	団体
総 計	105	38	8	50	9
	5,487,385	3,427,611	953,455	1,008,137	98,182
内 閣 府	10	7	2	1	0
	453,221	228,073	221,908	3,240	0
総 務 省	8	6	0	2	0
	1,290,594	1,258,419	0	32,175	0
財 務 省	1	0	0	1	0
	39,677	0	0	39,677	0
文 部 科 学 省	2	0	0	2	0
	12,992	0	0	12,992	0
厚 生 労 働 省	28	6	3	19	0
	981,678	458,067	377,647	145,964	0
農 林 水 産 省	11	4	1	2	4
	333,462	235,825	22,340	5,615	69,682
経 済 産 業 省	27	11	2	9	5
	1,680,674	816,750	331,560	503,864	28,500
国 土 交 通 省	14	4	0	10	0
	666,748	430,477	0	236,271	0
環 境 省	4	0	0	4	0
	28,339	0	0	28,339	0

注1 表3-1-3-2を集計、編集して作成。

注2 各欄の上段は受託本数(単位:本)、下段は受託金額(単位:千円)を表す。

(2) J M R A 会員社調査で委員会 10 年を振り返る

J M R A 会員社を対象とする「調査インフラ等に関する実態調査」は、当委員会設立の 2008 年からはじまり、2016 年まで毎年実施してきた。2017 年が当委員会の設立 10 周年の節目にあたることから、調査自体は一旦休止し、過去の調査結果を振り返ることとした(なお、調査は 2018 年初夏に再開の予定である)。

本調査は、毎年実施しているが、その時々々の公的統計調査業務や調査業界の課題を把握することに重きを置いているため、質問は単年で終結するものが多い。したがって、この間ほぼ一貫して聴取している「公的統計調査業務の受託件数・金額」、「公的統計調査業務への参入意向」、「官公庁と民間の直接経費割合比較」、「調査手法」の 4 つの質問に絞って分析することとした。

調査結果の概要を下記に記す。詳細については巻末の資料編(資料 1-1)を参照されたい。

① 公的統計調査業務の受託件数・金額

公的統計調査業務の民間事業者の受託状況では、受託件数、金額共に 2008 年からほぼ一貫して増加している。また 1 本あたりの金額は、J M R A 会員社が全民間事業者を一貫して上回っている。

② 公的統計調査業務への参入意向

2008 年と 2016 年を比較すると、会員社の売上規模に関わらず公的統計調査業務への参入意向は減少している。

③ 官公庁と民間の直接経費割合比較

官公庁と民間の直接経費割合を比較すると、実査・集計・分析・その他業務の諸支出である変動費は 2008 年から 2015 年まで、「官公庁」が「民間」を一貫して上回っている。

④ 調査手法

J M R A 会員社の実施する調査は、総じて調査員調査・郵送調査の実施本数は減少し、インターネット調査は増加している。官公庁案件においても、調査員調査・郵送調査の実施件数は減少し、インターネット調査は増加している。

(3) 「民間委託に関する府省担当者ヒアリング」の企画・結果とりまとめ

これまで当委員会では、「調査インフラ等に関する実態調査」を実施することで、受け皿となる民間事業者の実態を明らかにする試みを続けてきた。その一方で、発注者である府省の民間事業者に対する意見、評価を聞く機会は限定的であった。

そこで、当委員会発足 10 年の節目を迎える今年、さらに良好な官民の関係を構築するために、J M R A 会員社をはじめ民間事業者の新たな気づきや、基盤整備強化のヒントを得ることを目的として、府省担当者を対象としたインターネット調査を実施した。調査結果の概要を下記に記す。調査結果の詳細については、「3-1-4 民間委託に関する府省担当者ヒアリング」結果の概要(35 ページ)を、調査票については資料編(資料 1-2)を参照されたい。

① 品質について

委託先の業務が、仕様書記載事項の内容を満たさないことがあるかとの問いに対して 4 割の回答者が「良くある」と「時々ある」と回答するなど、品質に対する不安が少なからずあるように見受けられる。

② コストについて

最低価格落札方式で落札する企業の能力が不十分であるとの指摘があるように、コストを重視する現在の入札制度の問題点を指摘する声が多かった。品質とコストのバランスをとることに苦労している様子がうかがえた。受託者側が事前に提出する見積と実際の入札金額との乖離に関する言及も目に付いた。

③ 工期について

仕様書で定めた工期内に業務完了ができないことがあるかとの問いに対して、「ある」とする回答はなく、「時々ある」とする回答が 2 割であった。概ね納期内に業務完了していることが伺える。府省内における手続きの煩雑さや、予算制度の制約が調達の妨げになっているとする指摘もあった。

3.1.3 公的統計調査の民間開放の状況

(1) 2017 年度公的統計調査の民間開放の状況

2017 年度における公的統計調査の民間開放の状況を把握するに当たっては、主に下記の 2 ステップで情報収集・整備を行った。

一つ目のステップでは、民間事業者を活用している公的統計調査のリストアップを行った。なお、当小委員会での民間事業者の活用とは「調査客体からのデータ収集を中心業務として、その前後の調査票の配布、問い合わせ対応、督促、回収、疑義照会等の連続した作業工程を含む包括的な業務の委託」と定義している。リストは主に、下記の条件に該当する案件を対象とした。その条件とは、①「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況(統計月報)」総務省政策統括官(統計基準担当)に掲載されている基幹統計及び一般統計において、調査系統に「民間事業者」と記述されているもの、②昨年度の当小委員会の作成資料において調査周期が毎年となっていたもの、③前々年度以前の当小委員会の作成資料において調査周期が隔年以上の周期で 2017 年度が実施年度に該当するとみられるものである。

二つ目のステップでは委託先と契約金額の確認を行った。具体的には、各府省ホームページの調達情報・仕様書情報の閲覧、各府省の統計主管部局や会計課ないしは実施部局への電話での照会及び訪問、民間企業が提供する入札情報サービス等によって確認を行った。確認内容は種別、調査名、調査手法、調査周期、委託先、契約金額とした。

表 3-1-3-1 各府省のホームページにおける落札情報の掲載状況について

		落札情報ページへのパス						
	トップページURL	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	外部サイト
内閣府	http://www.cao.go.jp/	トップページ > 調達情報 (画面下部関連情報・関連サイトバナー)	調達情報> 調達 公示等> 各種公 表物< 公共調達 に関する公表 (契約状況の公 表)	競争入札を実施 した契約に關 する情報 (物品役 務等)	該当年度の P D F またはエクセ ル選択			
総務省統計局	http://www.stat.go.jp/	トップページ > 【インフォ メーション】内 調達情報 (画面中段右 側)	公共調達の適正 化に基づく	該当年・月の PDF またはエクセル 選択				
総務省	http://www.soumu.go.jp/	トップページ 【申請・手続】 内 > 調達情報・電 子入札 (画面右側バ ナー)	調達情報・電子 入札	調達情報	【総務省内の調 達情報提供】大 臣官房会計課な ど各部局、施設 を選択	公共調達に係る 公表※大臣官房 会計課の場合	該当年・月の P D F またはエク セル選択	
財務省	https://www.mof.go.jp/	トップページ > 調達情報 (画面中程右側 のバナー)	調達情報	入札・落札等情 報 (物品・役 務)	該当年度選択			
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/	トップページ 【申請・募集・ 情報公開】 (画面上部の右 端) > 調達情報	調達情報一覧	厚生労働省本省 ※本省場合。 そのほか、各部 局、施設の選択 が可能。	落札公示 ※本省の場合。	該当案件官報掲 載日選択		
農林水産省	http://www.maff.go.jp/	トップページ > 【ご意見・お 問い合わせ】 (画面下部右 側)	【調達・入札】 > 調達情報・公 表事項	【入札情報】 入札公告等の情 報 (物品・役務/ 建設工事及び測 量・建設コンサル タント関係)	随意契約に關 する公示落札者の 公示 (WTO対象案件 に限る) > 落札者等 ※画面右最下部	該当案件選択		
経済産業省	http://www.meti.go.jp/	トップページ > お知らせ (画面右)	調達・予算執行	入札結果・契約 結果	該当年・月の競 争入札または随 意契約「物品役 務等」「委託契 約」を選択			
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/	トップページ > お問い合わせ・申 請 (上部バナー)	調達情報	調達情報	統一資格審査申 請・調達情報検 索サイト (外部 サイト) > 落札者等の公 示	検索画面 ※分類・調達機 関・調達機関所 在地・官報掲載 日・調達案件名 が入力可能	調達案件一覧表示	http://www.chotatujo.go.jp/csj/pr005/JohoInActionJP.do
環境省	http://www.env.go.jp/	トップページ >> 申請・届出・ 公募 (画面上部)	調達情報	過去の契約情報	契約締結情報の 公表	該当契約年選択	該当契約月・競 争入札・随意契 約選択	

	落札情報の掲載内容										
	品目分類 番号	調達件名 及び数量	調達方法	契約方式	落札決定 日	落札者の 氏名及び 住所	落札価格	入札公告 日または 公示日	随意契約 の場合は その理由	指名業者 名	落札方式
内閣府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省統計局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総務省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省	-	あり(調達 件名の み)	あり	あり	あり	あり	あり(税 込み)	あり(入 札公告日 のみ)	-	-	あり
厚生労働省	あり	あり	あり	あり	あり(随 意契約の 場合は契 約日)	あり(随 意契約の 場合は契 約者)	あり(随 意契約の 場合は契 約価格)	あり	あり	あり(指 名競争入 札の場 合)	あり
農林水産省	あり	あり	あり	あり	あり(随 意契約の 場合は契 約日)	あり(随 意契約の 場合は契 約者)	あり(随 意契約の 場合は契 約価格)	あり	あり	あり(指 名競争入 札の場 合)	あり
経済産業省	-	-	-	-	-	-	-	-	あり	-	-
国土交通省	あり	あり	あり	あり	あり(随 意契約の 場合は契 約日)	あり(随 意契約の 場合は契 約者)	あり(随 意契約の 場合は契 約価格)	あり	あり	あり(指 名競争入 札の場 合)	あり
環境省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	落札情報の掲載内容								
	予定価格	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約担当官等の氏名並びに部局の名称及び所在地	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	契約金額	落札率	その他
内閣府	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	・法人番号 ・公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数 備考
総務省統計局	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数 備考
総務省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数 備考
財務省	－	－	－	－	－	－	－	－	－
厚生労働省	あり	－	－	－	－	－	－	－	－
農林水産省	あり	－	－	－	－	－	－	－	－
経済産業省	あり ※非公表の場合が多い	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり ※非公表の場合が多い	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数 備考
国土交通省	あり	－	－	－	－	－	－	－	調達機関番号、所在地番号
環境省	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	公益法人の場合 公益法人の区分、国所管、都道府県所管の区分、応札・応募者数 備考

	落札情報の掲載				
	案件名等の検索機能	案件の掲載期間	案件の掲載単位	個別案件の表示形式	付帯情報の掲載
内閣府	なし	2012/4～	1年	P D F ・ エ ク セ ル 形式	備考欄あり
総務省統計局	なし	2016/3～	1か月	P D F ・ エ ク セ ル 形式	備考欄あり
総務省	なし	2016/7～	1か月	P D F ・ エ ク セ ル 形式	備考欄あり
財務省	なし	2013/4～	1年	h t m l 形式	入札公告も同時に表示
厚生労働省	なし	2005/5～	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
農林水産省	なし	2013/10～	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
経済産業省	なし	2012/4～	1年	エクセル形式	備考欄あり
国土交通省	あり	2015/4～	官報掲載の都度 (1日単位)	h t m l 形式	落札情報のみ
環境省	なし	2005/12～	1年	P D F ・ エ ク セ ル 形式	備考欄あり

注 JMRA公的統計基盤整備委員会調べ。(各府省のホームページの情報は2017年8月時点)

表 3-1-3-2 2017 年度民間事業者を活用した統計調査の一覧

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
総合計							5,487,386,162	
【内閣府】							453,220,920	
1	一般	消費動向調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA 会員社	101,919,600 (203,839,200)	2-②
2	一般	企業行動に関するアンケート調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA 会員社	22,680,000	
3	一般	民間企業投資・除却調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民資産課)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA 会員社	44,820,000	
4	一般	民間非営利団体実態調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	3,240,000	
5	一般	景気ウォッチャー調査 (政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(地域担当)室)	オンライン 電話自動応答システム等)	毎月	会計	シンクタンク	119,307,600	
6	一般	青少年のインターネット利用環境実態調査 (政策統括官(共生社会政策担当)付参事官青少年環境整備担当))	郵送、調査員、オンライン	毎年	会計	JMRA 会員社	22,572,000	
7	一般	特定非営利活動法人に関する実態調査 (政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくり推進担当))	郵送、オンライン	3年	会計	JMRA 会員社	8,100,000	
8	一般	男女間における暴力に関する調査 (男女共同参画局推進課暴力対策推進室)	郵送、調査員、オンライン	3年	会計	JMRA 会員社	15,831,720	
9	一般	幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査 (子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当))	郵送、オンライン	1回限り	会計	シンクタンク	102,600,000	
10	一般	高齢者の健康に関する調査 (政策統括官(共生社会政策担当)付高齢社会対策担当)	調査員	1回限り	会計	JMRA 会員社	12,150,000	
【総務省】							1,290,594,098	
11	基幹	科学技術研究調査 (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	24,314,400 (72,943,200)	3-①
12	一般	情報通信業基本調査(総務省実施分) (情報通信国際戦略局情報通信政策課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	7,860,344	
13	一般	通信利用動向調査 (情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA 会員社	43,070,400	
14	一般	サービス産業動向調査(A) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員	毎月	公共	JMRA 会員社	355,680,000 (1,067,040,000)	3-②
15	一般	家計消費状況調査(A) (統計局統計調査部消費統計課)	郵送、調査員、オンライン	毎月	会計	JMRA 会員社	551,652,954 (1,654,958,863)	3-②
16	一般	産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等調査) (政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室)	郵送、オンライン	5年	会計	JMRA 会員社	26,460,000	
17	一般	家計消費単身モニター調査 (統計局統計調査部消費統計課)	オンライン	毎月	会計	JMRA 会員社	241,380,000 (482,760,000)	2-①
18	一般	購買状況の把握に関する試験調査 (統計局統計調査部消費統計課)	オンライン	毎月	会計	JMRA 会員社	40,176,000	
【財務省】							39,676,500	
19	基幹	民間給与実態統計調査 (国税庁長官官房企画課)	郵送、オンライン	毎年	公共	その他の民間	39,676,500 (158,706,000)	4-④
【文部科学省】							12,992,400	
20	一般	民間企業の研究活動に関する調査 (科学技術政策研究所調査調整課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	11,826,000	
21	一般	学校給食栄養報告 (初等中等教育局健康教育・食育課)	オンライン	毎年	会計	その他の民間	1,166,400	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【厚生労働省】							981,678,240	
22	一般	雇用動向調査 (政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	69,984,000	
23	一般	就労条件総合調査 (政策統括官付参事官付賃金福祉統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	19,011,240 (57,033,720)	3-③
24	一般	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 (政策統括官付参事官付社会統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	290,880,000 (872,640,000)	3-③
25	一般	生活衛生関係営業経営実態調査 (医薬・生活衛生局生活衛生課)	郵送、調査員	毎年	会計	その他の民間	12,906,000	
26	一般	能力開発基本調査 (人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室)	郵送、調査員、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	46,332,000 (138,996,000)	3-①
27	一般	最低賃金に関する基礎調査 (労働基準局賃金課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	30,564,000	
28	一般	消費生活協同組合(連合会)実態調査 (社会・援護局地域福祉課生協第二係)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,268,000	
29	一般	介護事業経営実態調査 (老健局老人保健課)	郵送、オンライン	1回限り	会計	シクタンク	279,626,040	
30	一般	特定保健医療材料・再生医療等製品価格調査 (医政局経済課)	郵送、オンライン	1年	会計	JMRA会員社	23,220,000	
31	一般	雇用均等基本調査 (雇用環境・均等局雇用機会均等課政策係)	郵送、オンライン	1年	会計	その他の民間	4,190,400	
32	一般	歯科技工料調査 (保険局医療課)	郵送、オンライン	2年	会計	その他の民間	2,516,400	
33	一般	病院報告 (政策統括官付参事官付保健統計室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	6,048,000	
34	一般	派遣労働者実態調査 (政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室)	郵送	不定期	会計	その他の民間	7,484,400	
35	一般	保険医療材料等使用状況調査 (保険局医療課)	郵送、オンライン、FAX	2年	会計	シクタンク	16,200,000	
36	一般	労働安全衛生調査 (政策統括官付参事官付賃金福祉統計室)	郵送、オンライン	1回限り	会計	その他の民間	1,689,120	
37	一般	医薬品価格調査 (医政局経済課薬価係)	郵送、オンライン	2年	会計	JMRA会員社	8,640,000	
38	一般	人口動態調査 (政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室)	郵送	毎月	会計	その他の民間	7,182,000	
39	一般	21世紀出生児縦断調査 (政策統括官付参事官付世帯統計室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	5,724,000	
40	一般	医療施設動態調査 (政策統括官付参事官付保健統計室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	4,104,000	
41	一般	介護事業実態調査 (老健局老人保健課)	郵送、オンライン	3年	会計	シクタンク	81,820,800	
42	基幹	国民生活基礎調査 (政策統括官付参事官付世帯統計室)	調査員	毎年	会計	その他の民間	6,955,200	
43	一般	社会保障生計調査 (社会・援護局保護課調査係)	調査員	毎年	会計	その他の民間	8,424,000	
44	一般	21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査 (政策統括官付参事官付世帯統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,400,000	
45	一般	訪問看護療養費実態調査 (保険局医療課医療係)	郵送	2年	会計	その他の民間	4,816,800	
46	一般	被保護者調査年次調査 (社会・援護局保護課)	オンライン	毎年	会計	その他の民間	7,020,000	
47	一般	医療扶助実態調査 (社会・援護局保護課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	8,100,000	
48	基幹	医療施設静態調査 (政策統括官付参事官付保健統計室)	郵送、オンライン	3年	会計	その他の民間	5,451,840	
49	一般	人生の最終段階における医療に関する意識調査 (医政局地域医療計画課在宅医療推進室)	郵送	5年	会計	その他の民間	15,120,000	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【農林水産省】							333,462,535	
50	一般	畜産物流通調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、調査員、オンライン、電話、FAX	実施日	会計	団体	3,081,240	
51	基幹	牛乳乳製品統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、調査員、オンライン	毎月	公共	JMRA会員社	8,424,000 (42,120,000)	5-②
52	一般	木材流通統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、オンライン、FAX	毎月	公共	団体	5,400,000 (16,200,000)	3-②
53	一般	内水面漁業生産統計調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、調査員、オンライン、FAX	毎年	公共	JMRA会員社	64,882,296 (259,529,184)	4-③
54	一般	農作物価統計調査 (大臣官房統計部経営・構造統計課)	郵送、調査員、オンライン、FAX	毎月	公共	JMRA会員社	104,738,400 (523,692,000)	5-③
55	一般	食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査 (食料産業局食品製造課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,570,400	
56	一般	花き産業振興総合調査 (生産局農産部園芸作物課花き産業・施設園芸振興室)	郵送、電子メール	毎年	会計	団体	825,424	
57	一般	6次産業化総合調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	57,780,000	
58	一般	野生鳥獣資源利用実態調査 (大臣官房統計部生産流通消費統計課)	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	その他の民間	3,045,060	
59	一般	容器包装利用・製造等実態調査 (食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室)	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	シンクタンク	22,340,115	
60	一般	産地水産物流通調査及び冷蔵水産物流通調査 (水産庁漁政部加工流通課)	郵送、オンライン、FAX	毎年	公共	団体	60,375,600 (181,126,800)	3-③
【経済産業省】							1,680,673,901	
61	基幹	経済産業省企業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	127,116,000 (381,348,000)	3-③
62	一般	情報通(信業基本調査 経済産業省実施分) (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	67,500,000	
63	一般	海外事業活動基本調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	48,600,000	
64	一般	海外現地法人四半期調査 (大臣官房調査統計グループ企業統計室)	郵送、オンライン	四半期	会計	JMRA会員社	17,010,000 (68,040,000)	4-①
65	一般	特定サービス産業動態統計調査 (大臣官房調査統計グループサービス動態統計室)	郵送、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	64,020,000 (136,080,000)	4-①
66	一般	工場立地動向調査 (地域経済産業グループ地域企業高度化推進課)	郵送	半年	会計	その他の民間	1,098,360	
67	一般	容器包装利用・製造等実態調査 (産業技術環境局リサイクル推進課)	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	シンクタンク	45,360,000	
68	一般	鉄鋼需給動態統計調査及び鉄鋼生産内訳月報 (製造産業局金属課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	2,160,000	
69	一般	鉄鋼需給動態統計調査(特殊鋼鋼材需給月報) (製造産業局金属課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	988,588	
70	一般	砕石等動態統計調査 (製造産業局素材産業課)	郵送	四半期	会計	団体	5,616,000	
71	一般	生コンクリート流通統計調査 (製造産業局素材産業課)	郵送	四半期	会計	その他の民間	7,117,200	
72	一般	金属加工統計調査(金属プレス加工月報) (製造産業局産業機械課素形材産業室)	郵送	毎月	会計	団体	1,543,309	
73	一般	外資系企業動向調査 (貿易経済協力局投資促進課)	郵送	毎年	会計	その他の民間	19,440,000	
74	一般	情報処理実態調査 (商務情報政策局総務課)	郵送、オンライン、FAX	毎年	会計	その他の民間	14,904,000	
75	基幹	商業動態統計調査 (大臣官房調査統計グループサービス動態統計室)	郵送、調査員、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	38,880,000	
76	基幹	生産動態統計調査 (大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室)	郵送、調査員、オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	73,440,000	
77	一般	化学物質排出把握管理促進法施行状況調査 (製造産業局化学物質管理課化学物質リスク評価室)	郵送、オンライン	1回限り	会計	その他の民間	18,295,200	
78	一般	産業連関構造調査(商業マージン調査) (大臣官房 調査統計グループ 調査分析支援室)	郵送、オンライン	5年	会計	その他の民間	5,659,200	
79	基幹	工業統計調査統計グループ調査分析支援室) (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	189,000,000	
80	基幹	特定サービス産業実態調査 (大臣官房調査統計グループ構造統計室)	郵送、オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	199,584,000	
81	一般	エネルギー消費状況調査(エネルギー消費統計調査) (資源エネルギー庁長官官房総務課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	377,991,328	
82	基幹	石油製品需給動態統計調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	公共	JMRA会員社	45,900,000 (183,600,000)	4-①
83	一般	石油輸入調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部政策課)	郵送、オンライン	毎月	公共	JMRA会員社	上記金額に含む	4-①
84	基幹	経済産業省特定業種石油等消費統計調査 (資源エネルギー庁長官官房総務課)	郵送、オンライン	毎月	会計	団体	18,192,022	
85	一般	知的財産活動調査 (特許庁総務部企画調査課)	郵送	毎年	会計	JMRA会員社	24,300,000	
86	一般	模倣被害実態調査 (総務部国際協力課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	10,758,694	
87	一般	中小企業実態基本調査 (中小企業庁事業環境部企画課調査室)	郵送、オンライン	毎年	会計	シンクタンク	286,200,000	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【国土交通省】							666,748,368	
88	一般	建築物リフォーム・リニューアル調査 (総合政策局情報政策課建設経済統計調査室)	郵送、オンライン	半年	会計	その他の民間	9,093,600	
89	一般	建設関連業等の動態調査 (総合政策局情報政策課建設経済統計調査室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	3,531,600 (10,594,800)	3-②
90	基幹	自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査 (総合政策局情報政策課交通経済統計調査室)	郵送	毎月	会計	その他の民間	95,904,000	
91	基幹	内航船舶輸送統計調査 (総合政策局情報政策課交通経済統計調査室)	郵送、オンライン	毎月	会計	その他の民間	8,445,600	
92	一般	住宅市場動向調査 (住宅局住宅政策課)	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	21,384,000	
93	一般	土地動態調査 (土地・建設産業局企画課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	8,530,920	
94	一般	土地保有移動調査 (土地・建設産業局参事官土地市場課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,325,048	
95	一般(公的)	企業の土地取引及び土地所有・利用状況に関する調査 (土地・建設産業局不動産市場課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	4,039,200	
96	一般	建設資材・労働力需要実態調査 (土地・建設産業局建設市場整備課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	8,164,800	
97	一般	航空旅客動態調査 (航空局航空ネットワーク部空港施設課)	調査員	毎年	会計	その他の民間	30,240,000	
98	一般	国際航空旅客動態調査 (航空局航空ネットワーク部空港施設課空港施設高度利用推進室計画係)	調査員	毎年	公共	その他の民間	62,996,400 (188,989,200)	3-①
99	一般	旅行・観光消費動向調査 (観光庁観光戦略課調査室)	郵送	四半期	会計	JMRA会員社	72,003,600	
100	一般	宿泊旅行統計調査 (観光庁観光戦略課調査室)	郵送、オンライン	四半期	会計	JMRA会員社	168,480,000	
101	一般	訪日外国人消費動向調査 (観光庁観光戦略課調査室)	調査員	四半期	会計	JMRA会員社	168,609,600	
【環境省】							28,339,200	
102	一般	産業廃棄物排出・処理状況調査 (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)	オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,203,200	
103	一般	環境にやさしい企業行動調査 (総合環境政策局環境経済課)	郵送、オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,184,000	
104	一般	環境保健サーベイランス調査(6歳児) (総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室)	郵送	毎年	会計	その他の民間	11,448,000	
105	一般	水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査 (水・大気環境局水環境課)	郵送、オンライン	2年	公共	その他の民間	9,504,000 (47,520,000)	5-①

注 1 JMRA公的統計基盤整備委員会調べ。情報ソースは下記の通り。

- (1)総務省政策統括官(統計基準担当)「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」
- (2)各府省ホームページにおける落札情報
- (3)実施部局等へのヒアリング
- (4)民間企業が提供する入札情報サービス

注 2 各欄における語句等の補足及び注釈は下記の通りである。

種別 基幹:基幹統計、一般:一般統計

根拠法 公共:公共サービス改革法、会計:会計法

委託先 1.JMRA会員社(賛助会員社含む)、2.シンクタンク、3.その他の民間企業、4.団体に区分。

契約金額 ()内の金額は複数年契約の総額を表す。

備考 例えば、3-③は3年契約の3年目であることを表す。

注 3 複数の異なる調査を一本化して発注している場合、契約金額は一本化して表記しているが、本数としては複数の調査としてカウントをしている。

注 4 複数年契約となっている公的統計調査の契約金額は、年度毎の金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は契約時の金額(総額)を契約年数で単純に除した金額を記載している。

3.1.4 「民間委託に関する府省担当者ヒアリング（アンケート）」結果の概要

(1) 調査概要

① 調査名

「官公庁調査の民間委託に関するおうかがい」

② 調査目的

これまで当小委員会では、受託側会員各社の声や実態を収集し、公的統計調査の基盤インフラ状況の把握に努めてきたところである。このたび、公的統計基盤整備委員会が発足して 10 年の節目を迎えるにあたり、初のクライアント調査を実施することとなった。これは、発注側の期待値や評価等に耳を傾けることで、我々受託者側の新たな気づきや今後の更なる基盤整備に向けてのヒントを得ることを目的とするものである。

③ 調査対象者

府省の統計業務担当者(省や課を代表した意見ではなく、各担当者個人を対象とする)

④ 調査手法

オンラインによる自記式調査

⑤ 調査依頼方法

各社顧客接点を持つ担当者から、電子メール等にて、担当者へ直接協力依頼を行った。

調査画面は、(株)インテージリサーチが契約しているクラウドサーバー上に用意した。共通メール文案内の URL にアクセス・回答する形式とし、各府省が設定しているセキュリティポリシーにより、回答画面にアクセスができない場合には、別途添付したエクセルの調査票を渡し、J M R A 事務局 (office@jmra-net.or.jp) 宛に添付ファイルの送付を依頼した。

ID・PW は回答者ご本人が任意に設定する形式とし、回答者の個人情報や依頼元会員社を特定できない方式とした。

⑥ 調査期間

2017 年 12 月 5 日～2018 年 1 月 31 日まで

⑦ 回収数

27 件

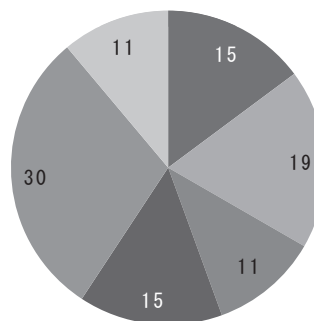
(2) 回答者属性

① 所属

「経済産業省」が8件(30%)で最も多く、次いで「総務省(5件・19%)」「内閣府(4件・15%)」「農林水産省(4件・15%)」「厚生労働省(3件・11%)」「無回答(3件・11%)」であった。

図 3-1-4-1 所属

N=27
(%)



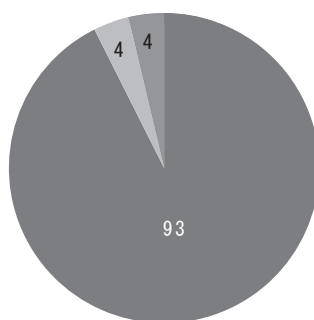
■ 内閣府 ■ 総務省 ■ 厚生労働省 ■ 農林水産省 ■ 経済産業省 ■ 無回答

② 民間企業への業務委託経験

「複数社への業務委託経験あり」が25件(93%)で最も多く、「民間企業への業務委託経験はない」は1件(4%)であった。

図 3-1-4-2 業務委託経験

N=27
(%)



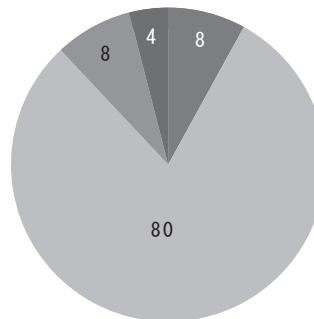
■ 複数社への業務委託経験あり ■ 民間企業への業務委託経験はない ■ 無回答

③ 直近の民間企業への業務委託における立場

「自分が直接窓口となって民間の担当者とやり取りをした」が20件(80%)で最も多く、「自分は責任者の立場であり、部下が直接の担当者であった」と「他の担当者が主な窓口であり、自分は関係者としての関わりだった」がそれぞれ2件(8%)であった。

図 3-1-4-3 立場

n=25
(%)



■ 自分は責任者の立場であり、部下が直接の担当者であった
■ 自分が直接窓口となって民間の担当者とやり取りをした
■ 他の担当者が主な窓口であり、自分は関係者としての関わりだった
■ 無回答

(3) 調査結果

① 品質について(項目回答)

(イ) 委託先の業務が、仕様書記載事項の内容を満たさないことがある

「ある(「良くある」と「時々ある」の計 以下同)」との回答が4割みられ、課題として受け止める必要がある。

(ロ) 委託先の業務体制に不安を感じることもある

「ある」との回答が半数みられ、この点も課題として受け止める必要がある。

(ハ) 仕様書記載事項の内容以外でも柔軟に対応してもらっていることがある

「ある」との回答が8割を超えており、各社の努力が伺える結果と言える。

(ニ) 総合評価落札方式の場合に、提案書を通じて期待したレベルを満たさないことがある

「ある」との回答は3割にとどまるが、一層の研鑽が必要である。

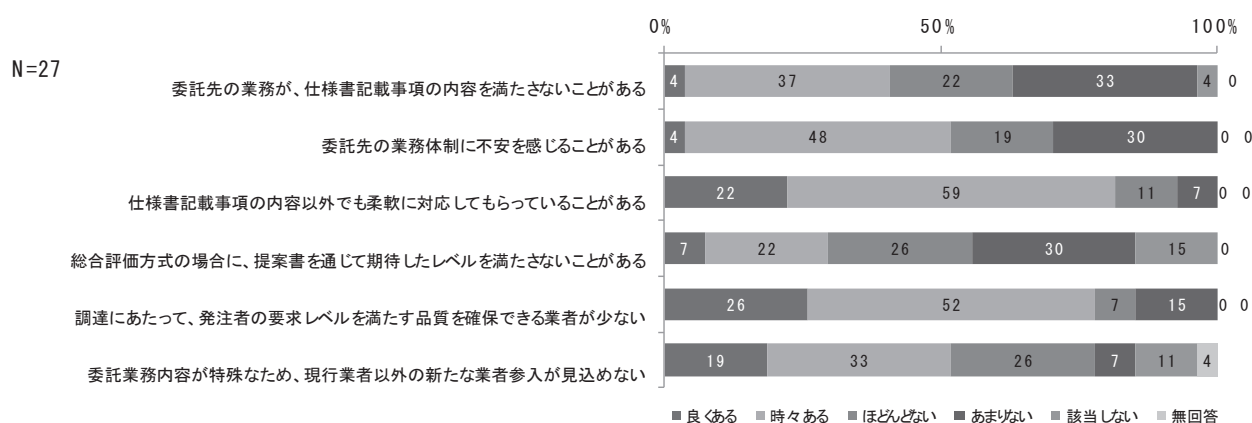
(ホ) 調達にあたって、発注者の要求レベルを満たす品質を確保できる業者が少ない

「ある」との回答が約8割となっており、参入会社の増加が求められていることが伺える。

(ヘ) 委託業務内容が特殊なため、現行業者以外の新たな業者参入が見込めない

「ある」との回答が半数となっている。

図 3-1-4-4 品質について



② 品質について(自由回答)

品質の中には、「回収率」の面と「データ品質」の面があることが伺える。より良いデータを収集するためには、官民双方の努力が引き続き必要である。

(回収率)

- 影響度の大きい調査対象が提出拒否をしてきた場合の対応策が必要と考えている(最大限の督促努力を行っても、最終的に提出拒否された場合の対応)。
- 調査関係業務において、目標回収率を担保する手法の1つとして調査員を活用した場合、調査員の熟度によるバラツキがある。事前説明会等も行っているが、調査員の質を向上させるためにはどのような手法が考えられるか知りたい。
- 回収数の確保について、新たな方法や考え方が必要である。
- 例えば調査において、どうしても相手の状況を踏まえると、強く回収を求めても仕方ない面はあるが、そこで当方にはない工夫を委託先から出してほしいと思うことがある。

(品質管理体制)

- 業務の再委託の場合、どのような管理体制になっているか、どのような教育・指導を行っているかが不透明かつ融通が利かないことから、問題等生じた際に期待値(品質)を満たさないことがある。
- 納品物チェックが十分になされていないのでは、と感ずることがよくある。他者の目を通じて見れば容易に検出できそうなミスが散見される。
- 責任者・担当者により品質に差が出るので、人材育成や研修に努めていただきたい。また、下請会社の品質管理にも注意を払っていただきたい。

(発注側の課題)

- 発注者のノウハウを開示・共有していくことができれば、品質も向上できると思うが、内部向けのマニュアル、マニュアル化されていないノウハウを外部の者に伝達することが困難。
- 一般競争入札では、「安かろう悪かろう」とならぬよう仕様を厳しくすることがあるが、反面、入札者が少なくならないような内容も考慮しなければならないことが難しいところ。
- 委託事業の性質上・構造上、品質確保が困難なこともある。

(向上心)

- 業務の遂行に際しては、ある程度の「経験」(慣れ)が必要であり、それと共に業務に対する「探求心」(知ろうとする努力)も不可欠であると考えるが、後者が一定のレベルで止まってしまう傾向があるように感じる。

③ コストについて(項目回答)

(イ) 参考見積もり依頼の段階で予算以内に収まらないことがある

「ある」との回答が6割を超え、予算と見積との乖離がみられる。

(ロ) 予算付けのための見積徴収をするも、それに見合った十分な予算が確保できない

「ある」との回答が6割となっており、担当課としても課題と感じていることが伺える。

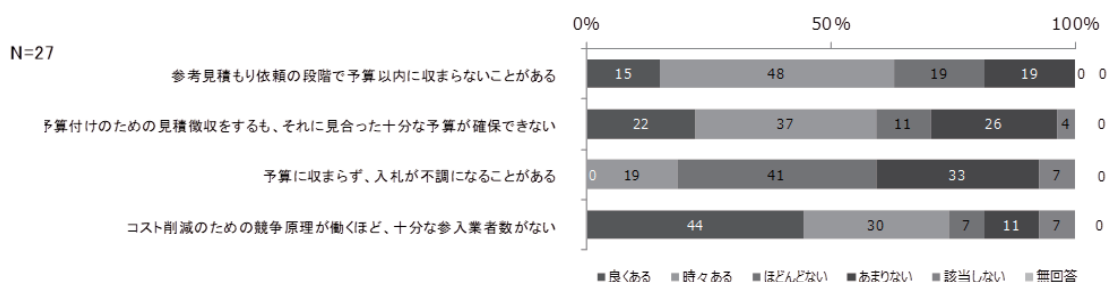
(ハ) 予算に収まらず、入札が不調になることがある

「時々ある」との回答が2割にとどまっており、不調の頻度は高くないことが伺える。

(ニ) コスト削減のための競争原理が働くほど、十分な参入業者数がない

「良くある」との回答が4割を超え、参入業者数が少ないことが伺える。

図 3-1-4-5 コストについて



(ホ) コストについて(自由回答)

適正なコストで品質を確保して欲しいという意識が伺える内容となっている。

(品質確保とコスト)

- 個人的には、最低価格入札には限界を感じる。最低価格入札で落札した企業の業務の質は、お世辞にもよいとは言えない。むしろ悪い。調達が10万SDR¹未満のものであっても、総合評価や企画競争の活用が容易にできるように国の調達方法を見直す必要がある。
- コスト削減した上での応札はありがたいが、品質が落ちるのではないかと懸念がある。

¹ SDRとは、Special Drawing Rights(特別引き出し権)の略。国際通貨基金(IMF)への出資額に応じて、加盟各国に割り当てられる準備資産。政府調達協定及び我が国の自主的措置の定める「基準額」として、中央政府の「その他サービス」では、予算が10万SDRを超える案件の場合、国際調達とすることとなっている。なお、邦貨換算額は2年毎に見直しがされ、平成30年4月1日から平成32年3月31日の期間は、「10万SDR=1500万円」である。

(調達方式の課題)

- 役所の調達では、総合評価落札方式をとっても、価格点が強めに設定されるので、結局は「安かろう、悪かろう」といった者が落札してしまう。また、一般社団法人と株式会社では競争にならない。
- 総合評価方式による調達において、提案内容に伴い金額が上がることにより、必要以上の(手厚い)提案をいただいた場合、評価点は高くなるが価格点で大きく不利になることが多く、十分な参入業者が確保できない場合、高コストとなる。

(適正な下見積)

- 競争入札とはいえ、見積もりと入札額との差が大きい時がある(戦略的な価格設定と言えばそれまでだが)。このため、入札残が多いと、次年度以降、予算措置の段階で絞られてしまうことから、過度な戦略的価格設定は止めて欲しい。
- 他社に比べ、参考見積もりが高額すぎるケースがあり、適切な予算確保や予定価格算出の妨げになる他、該当会社は信頼を損ねるので、ある程度適正な参考見積もりをお願いしたい。
- 参考見積もり依頼段階で予算以内に収まるよう、やむなく仕様書で定める量・質を妥協することがあるが、ふたをあけると落札金額が大幅に下がっているケースがある。参考見積もりと落札金額に差がなければ、本来、欲していた量・質を満たすことができたのではないかというジレンマがある。

(予算全体について)

- 予算積算のための考え方と受託業者の経費積算に対する考え方に関きがあるように感じられる。
- 調査に関してのコストが削られていく現状がある。厳しい。
- 総合評価において、継続的な統計分野は提案部分での評価は各社大きな違いはなく、すでに価格競争になっていると思われる。予算要求においても新規の目玉はなく、業務の効率化が求められ、予算は減少傾向にあり、参入の間口がさらに狭まってきていると感じられる。
- 政府統計調査のアウトソーシング化が進む中、政府統計職員が減少していくが、最終的な統計精度チェックには、政府統計調査担当職員の最小限の確保が必要。このため、アウトソーシングによる民間事業者の活用によるコスト削減はある程度望めるが、政府統計調査予算全体のコスト削減には限界があると考ええる。

⑤ 工期について(項目回答)

(イ) 仕様書で定めた工期内に業務完了ができないことがある

「時々ある」との回答が2割にとどまり、概ね工期内に業務完了していることが伺える。

(ロ) 3 結果の公表(速報、確報等)に間に合わないことがある

すべて「ない」との回答であった。

(ハ) 発注の手続き等のため、十分な工期を確保しての発注ができないことがある

「ある」との回答が3割を占めており、一部課題として認識されていることが伺える。

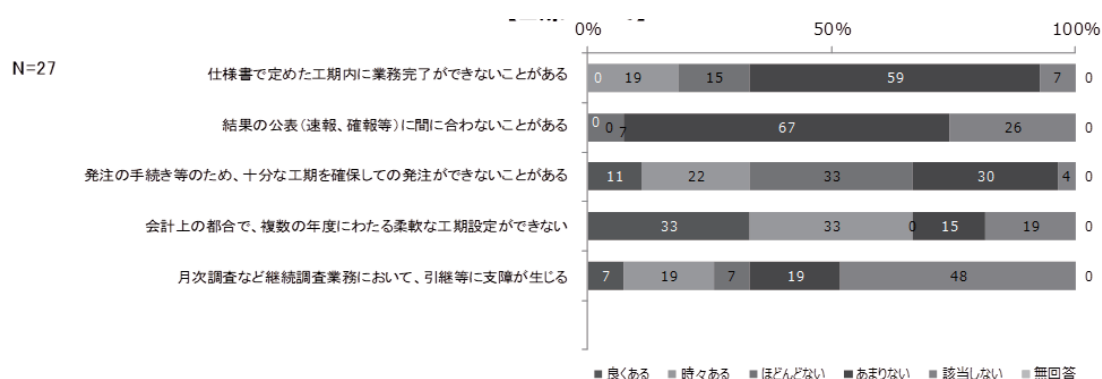
(ニ) 会計上の都合で、複数の年度にわたる柔軟な工期設定ができない

「ある」との回答が7割弱を占めており、多くの案件では柔軟な設定が難しいことが伺える。

(ホ) 月次調査など継続調査業務において、引継等に支障が生じる

「該当しない」との回答が約半数を占めているものの、4人に1人は「ある」と回答しており、引継を見越した工期の設定に一部課題がみられる。

図 3-1-4-6 工期について



⑥ 工期について(自由回答)

安心して発注管理いただけるよう、一層の工夫をする必要がある。

(民間の課題)

- ぎりぎりや間に合えばよいというものではないので、スケジュールの適切な進捗管理をお願いしたい。
- 当方が想定(希望)する工期と、委託事業者の想定する工期にズレがある。

(制度的課題)

- 会計年の都合で、どうしても、1年未満の契約とせざるを得ないのがネック。

(進捗管理の方法)

- 分割納品をしてもらい、進捗を確認することが重要であると感じている。

(その他)

- 国が行う月例の統計業務なので、工期遅延は想定していない。

⑦ その他(自由回答)

【品質、コスト、工期以外、その他の課題として、日ごろお感じになっていることを率直にお聞かせください。民間企業に対する、期待や改善すべきことなどお書きいただければ幸いです。】

信頼して任せられる民間企業が増えることへ、期待が寄せられている。

(民間への期待)

- 調査関係業務については今後益々民間委託が進むと思われるので、すべての面においてお互い切磋琢磨していきたい。
- 今後官公庁の人員が容易に増やせない状況であり、官公庁調査の業務の民間委託を円滑に行うことは官公庁にとって業務の円滑な実施のため重要なこととなりますので、民間企業様には堅実な業務実施を期待いたします。
- 公的統計調査の委託案件に、より多くの民間企業が参入し経験値を高めてほしい。信頼して任せられる民間企業が増えることで公的統計調査の民間開放がより進むのではないかと。
- 委託している調査が特殊なこともあり、対応等に考慮不足だと感じることもありますが、最終的には柔軟な対応をいただいている印象です。今後も統計精度が保てるよう、柔軟かつ幅広く対応いただけることを期待しています。

(民間への苦言)

- 調査実施時に、当方に対して調査専門の見地から、調査実施の工夫をご提案いただきたいと思う時がある。
- 担当者が複数の業務(別統計調査を含む)を兼務していることから、委託業務だけに専念できておらず、マンパワー不足の印象がある。担当者が集計期間中に1日専念できていない(外出や打合せによる離席)ことが何度かあった。
- 総合評価のプレゼンや提案書に注力するだけでなく、日頃から業務をしっかりとやっていたらという実績の積み重ねが大切であり、逆に運用上問題があると該当会社との信頼関係は難しい面がある。

(その他)

- 督促業務及び個票審査が今後の課題と考えている(調査業種、調査事項の理解等)。
- 予算がカットされている現状なので、コストがカットされても、以前と同等のパフォーマンスを企業にしてもらえようをお願いしたい。

3.2 ガイドライン推進小委員会

3.2.1 「ガイドライン推進小委員会」と2017年度テーマについて

当小委員会は、2008年に「応札業務に関する諸問題検討」小委員会として発足し、以後「民間版ガイドラインの検討」小委員会、「ガイドライン推進」小委員会と名称は変わったが、具体的な統計調査業務の仕様書を精読し、応札業務の側面から品質の高い公的統計のための入札説明書・仕様書に関する提言を行ってきた¹。当小委員会がこれらの分析と提言を続けてきた理由は、我々民間事業者が公的統計調査業務に応札し受託するに当たって、入札説明書・仕様書を重要視しているからである。民間事業者は統計調査業務の応札、履行の際には、つねに品質確保とコストの両方を見据える。入札説明書・仕様書は、品質確保とコストの両方に強く関係するのである。

2017年(平成29年)3月に、統計調査業務の民間委託において各府省の指針となる、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という)が約5年ぶりに改正された(以下「新ガイドライン」という(資料2))。2005年(平成17年)3月に、各府省統計主管課長等会議申合せとして初めて示されたガイドラインは、2012年(平成24年)4月までの7年間で5回の小幅な改正がされてきたが、今回5年の間隔が空き、当委員会でも改正内容に注目していた中、かなり大幅な改正が行われた。新ガイドラインは今後、各府省が作成する入札説明書・仕様書に反映されていくであろう。

そこで2017年度は、このガイドライン改正を受け、公的統計市場に関して当委員会、当小委員会がこれまで9年間の活動の中で行ってきた意見表明、パブリックコメント、年次レポートで述べてきた意見等を整理して、新ガイドラインとの比較・対照を行うことにした。その上で、2017年3月の5年ぶりの改正で新たに追加された事項について、民間事業者としてどのように受け止めるかを示す。また今回のガイドライン改正は、2014年度を始期とする「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「第Ⅱ期基本計画」という)の「別表 今後5年間に講ずる具体的施策」の「第3 公的統計の整備に必要な事項、2 統計リソースの確保及び有効活用、(5)民間事業者の活用」の項で、「民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、『公的統計の品質保証に関するガイドライン』におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、『統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン』に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。(実施時期：平成28年度末までに結論を得る。)」と具体的な措置が示されていることに基づいている。ガイドライン改正の背景の一部として、当委員会の係わりについて、記録しておくこととした。

前述のように当小委員会では、具体的な統計調査業務の入札説明書・仕様書についてこれまで分析してきた。仕様書を分析するに当たって用いた評価尺度の一つは、2017年3月改正前の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(以下「旧ガイドライン」という)を基に、当小委員会が作成したチェックリストである。新ガイドラインの公表に伴い、このチェックリストを更新する必要が生じた。そのため当小委員会では、入札説明書・仕様書評価のための新たなチェックリストの作成にも取り組んだ。

¹ 3.2.7 末「別表 JMRA公的統計基盤整備委員会・ガイドライン推進小委員会 2008～2016年度の活動概要」

(1) 検討課題

- ①当委員会、当小委員会が応札業務に関してこれまで述べてきた意見等を整理し、新ガイドラインと比較・対照する。
- ②新ガイドラインへの追加事項に対する民間事業者としての受け止め、評価を行う。
- ③新ガイドラインの成立を受け、仕様書の評価尺度に用いるチェックリストを新ガイドラインに基づくものに改訂する。

(2) 検討方法

初めに「公的統計市場に関する年次レポート」2008～2016に含まれている、これまでの当委員会、当小委員会の応札業務に関する意見等を整理・分類し、内容によって新ガイドラインの構成順に並べ替えた。これを新ガイドラインの内容と比較・対照し、新ガイドラインの構成に沿って述べた。新ガイドラインの範疇を超える部分については、「更なる提案」として別に一節にまとめた。その上で、旧ガイドライン(2012年4月改正)に、2017年3月の改正で新たに追加された事項に特に焦点をあて、それらについて民間事業者としてどう受け止めるかについて述べた。

新ガイドラインに対応した新たな仕様書チェックリスト作成のため、新旧ガイドラインを綿密に比較し、新ガイドラインに新たに追加された事項を中心に、仕様書の評価尺度に適した項目の検討を行った。

(3) 運営体制

新ガイドラインの「Ⅱ 統計調査における民間事業者の活用と環境整備」と「Ⅲ 民間委託に当たり講ずべき措置」に含まれる小項目の2～3項を一つに括り、一つの括りを2名の委員で担当した。

担当した委員は次の通りである。

◎(一社)輿論科学協会	井田 潤治
○(株)サーベイリサーチセンター	岩崎 雅宏
個人会員(前(株)インテージリサーチ)	飯田 房男
(株)日本リサーチセンター	高島 美保
個人会員(前(株)日本リサーチセンター)	武井 雅
(株)SRDアソシエイツ	南條 晃一
(一社)新情報センター	平栗 紀生
(株)日経リサーチ	深井 潔
(株)三菱総合研究所	保坂 孝信

※敬称略、順不同、◎：リーダー、○：サブリーダー

3.2.2 新ガイドライン(統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(2017年3月改正))と当委員会のこれまでの意見等の要約

当委員会、当小委員会が応札業務に関してこれまで述べてきた意見等を整理し、旧ガイドラインから引き継がれたこと、新たに加わった事項について、新ガイドラインと比較・対照した結果を要約する。

(1) 委託契約上の工夫

① 複数年契約の拡大

当委員会では発足以降、業務におけるコスト削減や安定的な経営の観点から、複数年契約の民間事業者におけるメリットを述べてきた。統計改革により大型統計調査の民間委託が増えつつあり、民間事業者として、統計調査業務の市場規模拡大と業務規模の大型化は歓迎されるものである。一方で、大型業務になればなるほど、単年度入札が経営の不安定要素になりえるという側面がある。「委託契約の長期化」がガイドラインに引き続き盛り込まれたことは、経営の安定化の観点から、民間事業者が統計調査業務に参入しやすくなると考える。複数年契約の統計調査案件が今後も増えることが望まれる。

② 共同事業体の活用

複数事業者による業務実施体制の検討については、当委員会が発足時から提言してきたが、新ガイドラインに「共同事業体の活用の検討」が新たに盛り込まれた。新たな枠組みによる入札参加の検討が可能となり、より多くの企業が参入できる環境が準備されたと考えているが、現状では、統計調査業務において共同事業体の活用事例は少ない。共同事業体による入札参加を促進するためには、手続面の事例紹介や共同事業体での成功事例を提示すると共に、事業者間の協議や調整等の時間を考慮した入札参加手続きの見直しが重要だと考える。新ガイドラインでは留意点として、業務体制等の事前確認の必要性、入札参加要件の緩和の可能性、共同事業体の入札参加の可否や入札に必要な文書の仕様書への明示がある。特に業務体制等は、業務実施の重要な部分であり、委託者にとっても関心の強いところでもあるので、より明確な提示を心がける必要があるだろう。

③ 分離調達の活用

「委託業務の分離調達の活用」が新ガイドラインに新たに盛り込まれた。当委員会は、例えば集計業務中にデータへの疑義が生じた際、実査・審査業務を含む一括受注をしていけば、直ちに調査原票を参照して適切な対処を行い、品質確保につなげられることなどから、統計調査業務の一括受注を希望してきた。委託業務の品質とコストのバランスを考慮すると包括契約が勝ると考えられるが、特定事業者が持つ技術や情報が含まれる場合は、この限りではない。分離調達により参入障壁が下がり、民間活用で課題となっていた一者応札の改善やコストの削減につながることを期待される。

新ガイドラインには、「相互に関連性のある業務において、契約関係に基づかない民間事業者間の連携確保の必要性に留意する」ことが示されており、業務を実施する上で委託者の負担が多少なりとも増えることをうかがわせる。分離調達された業務の実施に当たっては、受託者側もその点に十分留意したい。

(2) 府省間の連携

① 各府省の統一した対応

府省間の連携については、旧ガイドラインから引き続いて、(イ)民間事業者の履行能力の継続的な実態把握と共有、(ロ)委託業務の検証の的確な実施等の2点が記載されている。府省間の情報共有については盛り込まれているが、民間事業者に提供する情報(仕様書や手続き等)の府省間の連携(統一)についての方策までは、示されていない。

当委員会では、発足時より府省間の連携の先に一步進んだ「府省間の統一した対応」を要望としてあげている。府省間で応札書類等の書式、手続き、内容の標準化がなされていないために、官の担当者の負担が減らず、また応札者も非効率な対応をしなければならないことが少なくない。可能な限りこれらを標準化し、プロセスの簡素化、オーバー・スペックの排除、負担の軽減により、コスト削減を図るべきである。

(3) 委託先の適切な選定

① 民間委託の能力確認

新ガイドラインでは、能力確認に用いる資格・認証に関する記載において「プライバシーマーク」等の個人情報保護に関する資格・認定、品質マネジメント面では「ISO 9001」、「ISO 20252」、情報セキュリティマネジメント面では「ISMS」の評価に言及している。当委員会では、新ガイドラインに基づく業務委託の動向を引き続き注視し、参入機会の拡大と業務品質の担保が両立する適切な仕様及び選定について評価し、府省との意見交換などを通じて民間事業者活用の改善につなげていきたい。

② 専門統計調査士などの推奨資格

新ガイドラインでは、委託業務にあたる要員に関する資格等については「委託業務を遂行するために必要な知識・経験・能力を有する要因の確保状況」を確認することを記載しているが、具体的な確認方法に関する記載は見当たらない。

2011年11月に「統計調査士」、「専門統計調査士」の認定を含む統計検定がスタートし、当委員会ではこれを公的統計調査において民間事業者を活用していく流れの中で求められる資格であると認識し、府省など公的統計の調査主体にも、委託先となる民間事業者にも有効で価値のある資格として取得を推奨し、受験者及び有資格者の拡大に取り組んできた。このことは、JMRA会員社による統計調査業務受注時の品質確保に一定の寄与をしてきたと考えている。

③ 低価格落札への対応

当委員会では、最低価格落札方式が時に低価格落札を招き、事業者の収益が損なわれ品質低下の要因ともなり、発注者・受注者双方が不幸な結果となることを指摘した。総合評価落札方式を、価格だけでなく業務遂行能力等を踏まえた選定方法として評価してきたが、その中で、競争事例によっては、業務内容・規模、求められる技術や知見の水準などから総合評価落札方式で調達すべきと考えられる案件が、価格のみの入札になっているケースの指摘や、総合評価落札方式といえども低価格競争の解消には至っていない点などを意見してきている。低価格落札は、引き続き解消されるべき課題と思われる。

④ 総合評価落札方式のあり方

より高品質の確保が求められる統計調査での、総合評価落札方式の積極的活用が引き続き記載され、当委員会でも低価格落札、低品質化リスクの抑止につながっていると考えている。他方、総合評価落札方式の運用、過去の受託実績評価の在り方、評価配点などについて、府省間や案件間で共通であってしかるべき事項に差異が見られることがあり、より踏み込んだ検討や手引き化につながる方向を望んでいきたい。

⑤ ワーク・ライフ・バランス推進などへの評価

新ガイドラインにおいて、ワーク・ライフ・バランス等推進項目への留意に関する記載が新たに加えられた点については、委託先選定における民間事業者に対する多角的な指標に対する評価導入を意見してきた当委員会として評価する部分である。

(4) 委託実施状況等に関する情報開示

新ガイドラインでは、委託実施状況等に関する情報開示について、旧ガイドラインに比べ、その実施状況(実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法等)をより詳細に応募要領や入札説明書等に反映することを求めている。このことは、参入機会の拡大、積算根拠の明確化による適正な応札や業務遂行上のリスク回避、一者応札の改善などにつながる点が評価できる。

しかしながら、こうした実施状況に関する適切な情報を文書上に明示することがどれだけ幅広く浸透していくかどうかについては、新ガイドラインに基づく業務委託の動向を引き続き注視していかなければならない。また、既往の受託事業者独自の創意努力をノウハウとみなす部分と、実施状況として開示すべき情報とみなす部分には線引きが難しい。今後も、適切な情報開示の手引きとなりうる事例の積み重ねが必要であると考え

(5) 確保されるべき統計の品質に関する事項

① 統計の品質に関する目標の設定(回収率、記入率等)

新ガイドラインでは引き続き、「業務の実施において確保されるべき統計の品質に関する目標の設定」として、回収率、記入率などの客観的かつ定量的な目標を設定することを求めている。当小委員会がこれまでに行った具体的な入札案件の仕様書の検証では、どの仕様書でも目標回収率は設定されているが、記入率と非協力率(非協力を理由とする代替標本の割合)については、言及されていない。プロセス保証の考え方を取り入れた今回の改正後、仕様書のこうした点に変化が生まれるのか、注目したい。

② 委託先の内部監査・内部評価の実施

Ⅲ「3 業務の実施において確保されるべき統計の品質に関する事項」に新たに加わった内部監査・内部評価の実施については、続く「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保」に調査方法別に新たに細分化して示された実施過程の記録が対象になると推測される。内部監査・内部評価は、これまで統計調査業務で一般的に行われてきたことではないだけに、未知な部分が大きく、受託者としては、監査項目が仕様書上である程度明確にされていることが望ましい。また、内部監査・内部評価は品質確保・向上のため

の活動であるが、実施には当然ながら事業者自身の人件費が生じるため、監査項目の設定に当たっては、品質とコストのバランスが考慮されることが必要であろう。

(6) 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保

① 民間事業者の達成状況に応じた助言・指導、改善措置

Ⅲ「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保」では、業務の実施状況の確認及び実施過程の管理が強化された。業務管理指標の達成状況が思わしくない場合、まず業務の徹底・手順の見直しを「助言・指導」し、改善しない場合には体制を強化する「改善措置」を求める、というものである。改善措置に関しては、「内容については、受託事業者に相当程度の経費等負担が生じる可能性があるため、受託事業者と協議の上、決定する」とただし書きがある。調査票の再印刷、督促頻度の強化、不在等の場合の再訪問頻度の強化など、当然コスト増加を伴うものである。受託者としては、必ず達成すべき最低限の回収率などが仕様書で予め示され、改善措置にまで至らないために何がどのくらい必要か把握し、イメージできることが必要となる。その前提として、仕様書に過去の調査実施に関する情報が開示され、応札の段階で達成に関する見通し、必要な体制、リスクなどが予め想定できることが望ましいといえる。

② 仕様書等で定めるべき事項の細分化

Ⅲ「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保」では、「(3) 委託する統計調査業務に応じて定めるべき事項」において仕様書等で定めるべき事項がより細かく具体的になった。今回の改正でプロセス保証の考え方を導入したことによるものと考えられ、公的統計調査業務における民間事業者の活用と、品質の維持・向上の両立を図るねらいが表れていると理解できる。

一般的に言って仕様に関する情報量が多いことは、見積ミスの防止につながる。加えて、仕様書で定めた事項についての過去の実績情報が開示されることで参入障壁は下がり、応札者の増加が期待できる。他方、あまりに細かな仕様が創意工夫の余地をなくし、オーバー・スペックによるコスト増につながるならば、公的統計市場が活性を失う恐れもあり得る。今後、新ガイドラインを踏まえた各府省の仕様書が具体的にどのように現れ、品質確保とコストのバランスにどのように影響を与えるか、注目される。

③ 再委託に関すること

新ガイドラインには引き続き、別紙で「契約書等に明記すべき事項」が(1)から(10)まである。「契約書等に明記すべき事項」の「(6) 再委託に関する事項」に、2017年3月の改正でカッコ書きが追加された。「再委託の条件・手続、再委託先への業務指示の方法、再委託の業務成果の検証方法及びその結果の記録の方法(軽微なものを除く)等」という例示が新たに行われた。

当委員会の発足当初からの再委託に関する要望は、簡潔に言えば、「再委託の定義、範囲の明確化」、「再委託に伴う手続、書類等の簡素化」と「これら再委託に関する府省の対応の統一化」である。2017年3月の改正で契約書等に明記すべき事項の例示がされ、再委託の条件・手続を明記するよう促すことは前進ではあるが、民間事業者としては、各府省の対応の統一化までを望みたい。

(7) 公共サービス改革法の活用

新ガイドラインでは引き続き、Ⅱ「2 公共サービス改革法に則って実施する統計調査業務の考え方」で、「国直轄の統計調査のうち、品質の維持向上を図りつつ経費の削減を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務において民間事業者を活用する場合には、同法を積極的に活用するものとする。」と述べている。公共サービス改革法(以下「公サ法」という)成立(2006年)後の2007年(平成19年)改正から、同じ趣旨の条文が掲げられている。当委員会では、公サ法に基づく透明性の高い入札を高く評価し、統計調査業務の対象事業の拡大を求め、対象事業は2018年4月現在で21件まで増えた。

当委員会が注目するのは、公サ法の対象事業として成果が上がり、終了プロセスへ移行した後である。当委員会では、公サ法の活用に関しては、対象事業の拡大を求めると共に、市場化テスト終了後も公サ法水準の入札説明書・仕様書が維持されることを引き続き求めたい。

3.2.3 新ガイドラインと当委員会のこれまでの意見等の比較・対照

(1) 委託契約上の工夫

① 複数年契約の拡大

委託契約上の工夫として、旧ガイドラインにおいて記載のあった委託契約の長期化については、新ガイドラインでも、そのままの形で踏襲されている。具体的には、「各府省は、民間事業者が統計調査業務に関する経験やノウハウを蓄積することで、より効率的に業務を実施できるようにする観点から、委託業務の内容や調査実施時期などを考慮し、国庫債務負担行為の活用による複数年にわたる契約の導入に努める」ことが記載されている。

JMRAでは当委員会発足以降、業務におけるコスト削減や安定的な経営の観点から、複数年契約の民間事業者におけるメリットを述べてきた¹。複数年契約案件が増えつつある中、2010年(平成22年)3月のガイドライン改正において委託契約の長期化として複数年契約の導入努力が盛り込まれ、件数、契約年数共に徐々に伸びてきている(表3-2-3-1)。

統計改革により大型統計調査の民間委託が増えつつある。民間調査会社としては、統計調査業務の市場規模拡大と業務規模の大型化は歓迎されるものであるが、大型業務になればなるほど、単年度入札が経営の不安定要素になりうるという側面がある。このような状況の中、「委託契約の長期化」がガイドラインに引き続き盛り込まれたことは、経営安定化の観点から、民間調査会社が統計調査業務に参入しやすくなると考える。複数年契約の統計調査案件も、ここ数年は20件前後となっており、今後も増えることが望まれる。

¹ JMRA公的統計基盤整備委員会(2009年)「公的統計市場に関する年次レポート2008」p.165

表 3-2-3-1 複数年契約の年度別件数

	合計	契約年数			
		2 年	3 年	4 年	5 年
2008 年度	6	3	3	0	0
2009 年度	15	4	11	0	0
2010 年度	17	1	16	0	0
2011 年度	16	3	12	1	0
2012 年度	16	2	12	1	1
2013 年度	15	0	13	1	1
2014 年度	18	0	16	1	1
2015 年度	19	1	14	2	2
2016 年度	22	2	14	2	4
2017 年度	22	2	11	6	3

② 共同事業体の活用

共同事業体による入札については、旧ガイドラインでは記載がなかったが、新ガイドラインでは「共同事業体の活用の検討」が追加されている。検討に当たっての留意点として、以下の４点が上げられている。

＜新ガイドライン(2017.3.3)記載内容＞

- (イ) 相互に関連性のある業務を一括して委託する場合の業務体制等の事前確認の必要性
- (ロ) 通常の 1 民間事業者 비해、共同事業体に参加する民間事業者間での合意形成に時間を要することの調達スケジュールへの可能な範囲の配慮
- (ハ) 共同事業体の代表者とその他共同事業体の構成員に求める入札参加要件(全省庁統一資格ランク、認証・資格等)を区別するなど、入札参加要件の緩和の可能性
- (ニ) 共同事業体の入札参加が可能であることの仕様書等への明示、及び共同事業体の入札参加のために必要な文書(代表者・構成員及びそれらの権限、執務場所、成立・解散の時期、構成員の事業分担及びその責任分担、事業途中における構成員の破産または解散、解散後の瑕疵担保責任などの協定内容等)の明示

当委員会が発足した 2008 年度のレポートにおいて、民間事業者としての履行対応能力の課題として、大規模調査を 1 社で対応できる民間事業者が存在しないという状況を述べている。「現段階では、大規模調査が毎年受注できる保障は無く、また 1 社で対応できる規模の体制構築のための投資負担に耐えられる民間事業者も存在しないのが現状である。近年、同業者や異業種等との複数事業者による協業体制を構築した上で応札したり、落札したりするケースも出てきている。規模の大小は別として、公的統計に対応する複数事業者による協業実施体制構築の可能性を検討する必要がある」¹とし、共同事業体につながる提言を行っている。

¹ JMRA公的統計基盤整備委員会(2009 年)「公的統計市場に関する年次レポート 2008」p.12

2009年度のレポートでは「現行ガイドラインを超えた課題・要望－民間版ガイドラインに向けての検討視点」から、「単一の企業では運営できない調査の場合、複数企業による共同事業体を含めた受け皿を検討したい」¹としている。また、府省間で検討すべき標準化事項の中でも、「複数企業による共同事業体での統計調査への入札を各府省とも認める。また、共同事業体で入札することで必要となる手続きや書類等を標準化する」²としている。

2014年度のレポートでは、民間事業者の公的統計調査への対応として、JMRA 会員社を対象として行った「調査インフラ等に関する実態調査」の結果を紹介している。その中で、「自前のインフラだけでは公的統計調査の受託は難しいと判断しているわけで、同業・異業種問わず共同で対応していくということだろう。共同事業体や再委託等の業務提携について研究をし、工夫を凝らす必要があるだろう」³と、共同事業体の活用について述べている。

③ 分離調達の活用

新旧ガイドラインとも、相互に関連性のある業務や調査横断的な共通業務については、可能な限り一括して民間事業者を活用することが記載されている。新ガイドラインでは、委託業務の分離調達の活用についての記載が追加された。分離調達の活用にあたっての留意点として、(イ)費用対効果、(ロ)相互に関連性のある業務において、契約関係に基づかない民間事業者間の連携確保の必要性、の2点が示された。

分離調達については、2016年8月に行われた総務省政策統括官(統計基準担当)が主催する統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループと民間調査会社との意見交換会において、テーマの一つとして取り上げられた。

また、2016年度の公共サービス改革基本方針の見直しに関する意見募集に対して、JMRAから、特定事業者が保有する技術や情報の分離調達について意見を提出している。

(2) 府省間の連携

① 各府省の統一した対応

府省間の連携については、新旧ガイドラインに共通して、(イ)民間事業者の履行能力の継続的な実態把握と共有、(ロ)委託業務の検証の的確な実施等が記載されている。

(イ)においては、「民間事業者の履行能力については、今後、受託経験の蓄積、新たな事業形態の創出等により向上する可能性があることから、各府省は、継続的に当該能力の実態把握を行うと共に、各府省間で共有化する」とされている。

(ロ)は、「委託業務の検証の的確な実施等に関する取組を行い、民間事業者の活用の着実な推進を図る」とされ、「委託業務終了後、当該業務について民間事業者の活用効果に関する十分な検証を行い、その結果を新たな活用に反映させると共に、各府省間で情

¹ JMRA公的統計基盤整備委員会(2010年)「公的統計市場に関する年次レポート2009」p.89

² JMRA公的統計基盤整備委員会(2010年)「公的統計市場に関する年次レポート2009」p.99

³ JMRA公的統計基盤整備委員会(2015年)「公的統計市場に関する年次レポート2014」p.34

報の共有化を図り、それをもって、統計調査における民間事業者の活用を推進する見地から、各府省間で検討等を行うための場を設け、毎年、開催する」、とされている。

民間事業者の履行能力や活用結果等の情報について、府省間連携の推進については述べられているが、民間事業者に提供する情報(仕様書や手続き等)の府省間の連携(統一)についての方策などは、新ガイドラインにおいても示されていない。

当委員会では、2008年の発足時より府省間の連携・統一を課題としてあげている。

2008年度のレポートでは、「例えば、標本抽出、高回収率、照会業務の作業量、客体への謝礼への考え方、品質向上への創意工夫の内容などについて曖昧な仕様書が散見される。府省間の統一基準もみえてこない。結果として生じる応札者間での極端な積算差はその典型例である。この意味で、定義の曖昧な仕様書も参入へのハードルと言ってよい」と位置付け、「少なくとも作業に係わる物件費で応札者間の極端な価格差が生じないようなできるだけ明確な仕様書」を要望している¹。

2009年度のレポートにおいては民間版ガイドラインの検討を行っている。その中で、「応札した事業者から、『府省間での情報共有がうまくなされていないのでは』という言葉がよく聞かれる。情報共有がないから応札書類、仕様書の項目、総合評価視点などが標準化できないのであろうか。官民それぞれの事務作業軽減のためにも、各府省はより積極的に標準化に取り組んでいただきたい」²との要望をあげている。

2010年度のレポートでは、公サ法対象案件の手続きは標準化されているものの、一般会計法案件では、相当に異なる手続きがなされていることを述べている。「『統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(各府省統計主管課長等会議申し合わせ)』では仕様書について述べられているが、手続きについても標準化並びに簡素化を進めていただきたい」とし、要望事項としては以下の7点をあげた³。

- ・ 書式についてある程度統一する。
- ・ 「提出書類一覧」等是一目でわかる形へ変える。公示から入札日まで、質問の期間、提案書の作成期間等について、十分な期間を設ける。
- ・ 質問方法については、利便性を鑑みて、メール等を認める。
- ・ 契約書、入札書、委任状について、全府省統一の内容にする。契約案については、「年次レポート 2008」でも問題として指摘した項目(再委託、瑕疵担保、損害賠償、契約変更、納期の無償延長、共同事業体など)について、改善のために第三者機関を含めた検討を望む。
- ・ 開札手順の統一性を望む。総合評価方式では、応札者全員の技術点、金額及び価格点を公表してほしい。
- ・ 総合評価方式の評価内容通知が望まれる。応札業者としては、それにより自社の強弱を把握でき、非常に有益な資料としての価値がある。また、評価には絶対評価と相対評価があるが、そのことも明示が必要ではないか。

¹ JMRA公的統計基盤整備委員会(2009年)「公的統計市場に関する年次レポート 2008」p.11

² JMRA公的統計基盤整備委員会(2010年)「公的統計市場に関する年次レポート 2009」p.72

³ JMRA公的統計基盤整備委員会(2011年)「公的統計市場に関する年次レポート 2010」pp.106-107

- ・ 公サ法対象案件の公示資料にならって整備されることが望ましい。特に個別の資料(照会対応事例集、オンライン調査システム利用手順書、調査関係書類見本、名簿修正仕様、データ入力作業要領、審査事項一覧、統計表見本等)についての提示を望む。

また、2010年度は、4月26日に総務省政策統括官(統計基準担当)と、民間事業者の活用の見直し・改善に関する意見交換を行っており、その中で、民間事業者の活用に関する課題認識と問題提起として、「各府省の統一見解に基づく統一的な対応を」¹要望している。

2011年2月17日には、各府省統計主管部署ワーキンググループとの意見交換会にて『統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン』についての(JMRA)の問題提起」として、「このガイドラインには、各府省共通の統一基準、最低基準、標準化を期待したい。各府省独自の取組に傾斜することによる標準化からの逸脱を防止し、歯止めをかける方策を明示して欲しい」との意見を述べている。この意見については、2011年12月13日の民間事業者の活用の見直し・改善に関する意見交換で、民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループから、ガイドラインの「この記述は、ガイドラインに明示されていない各府省の自主的かつ効果的な取組を妨げないことを趣旨としているものであり、ガイドラインからの逸脱等を促すものではない」²との整理をいただいた。

2013年2月28日に総務省政策統括官室・ワーキンググループと実施された「民間事業者の活用の見直し・改善に関する意見交換」では、入札に係わる提出書類について、「提出書類については、府省間の統一が望ましい。一般会計法案件・公サ法案件の区分による各々における統一性確保も応札の円滑化につながる」³との意見を提出した。

(3) 委託先の適切な選定

① 民間委託の能力確認

民間委託の能力確認において、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等により、委託候補業者の競争参加資格を確認する旨が示されている点は、新旧ガイドラインに共通している。新ガイドラインでは、「予定価格と全省庁統一資格(A～D)の関係によらない柔軟な入札参加資格の設定が認められている場合には、各府省は、入札の競争性の確保等の観点から、その活用の可能性を検討する」ことが付記されている。

当委員会では、民間事業者の能力確認上、全省庁統一資格等による資格要件の設定は必要であると考える一方、その運用が妥当なものでなければ幅広い参入機会に対する妨げになると考え意見してきた⁴。

¹ JMRA公的統計基盤整備委員会(2011年)「公的統計市場に関する年次レポート2010」p.128

² JMRA公的統計基盤整備委員会(2012年)「公的統計市場に関する年次レポート2011」p.85

³ JMRA公的統計基盤整備委員会(2013年)「公的統計市場に関する年次レポート2012」資料編 p.97

⁴ JMRA公的統計基盤整備委員会(2009年)「公的統計市場に関する年次レポート2008」p.11

委託業務の性質に応じて、保有が望ましいと考えられる資格や認証に関する記載では、本文について新旧ガイドラインに差異はなく、法令による資格や民間事業者に定着している資格・認証等を業務遂行能力等の確認に用いることを明示しており、併せて資格・認証等の提示により、民間事業者の参入規制につながらないように配慮する旨が記載されている。ただしセキュリティ対策に関して添え書きされている注意事項では、新ガイドラインにおいて要件として用いる資格・認証の例示が明確化されている。

当委員会では、これらの認証は、公的統計における民間事業者の活用に当たって信頼性を担保しうる資格・認証であると認識し、その普及拡大に取り組んできた。一方、こうした資格・認証を入札等の参加要件にすることや、総合評価落札方式における加点評価とすることは、適切に運用されないと多様な事業者の参入機会の妨げにもつながりかねない。

わが国での認証開始が10年に満たないISO20252については、公的統計に対する民間調査会社の品質保証への取り組み姿勢を府省にアピールすると共に、その普及進捗との間にある¹。

表 3-2-3-2 能力確認に用いる資格・認証に関する記載内容

旧ガイドライン(2012.4.6)	新ガイドライン(2017.3.3)
(注)各府省では、現在のところ、個人情報保護に関する認証等を提示しているケースが多い。なお、公的統計の作成に関する公的な資格・認証等はない。	(注)個人情報を取り扱う統計調査業務を民間委託する場合、「プライバシーマーク」等の個人情報保護に関する資格・認定を必須要件とすることが望ましい。また、委託業務の性質に応じて、品質マネジメントシステムに関する資格・認証である「ISO9001」、品質マネジメントシステムの要素を含むマーケットリサーチ(市場・世論・社会調査)のサービスに関する資格・認証である「ISO20252」、情報セキュリティマネジメントに関する資格・認証である「ISMS」などを総合評価落札方式における加点要件等に設定することが考えられる。

② 専門統計調査士などの推奨資格

前項の通り、新ガイドラインでは、委託候補業者について組織としての資格・認証の確認についてより具体的な記載が認められる一方、委託業務にあたる要員に関する資格等については「委託業務を遂行するために必要な知識・経験・能力を有する要因の確保状況」を確認することを記載しているが、具体的な確認方法に関する記載は見当たらない。

当委員会では、2011年以前には社員と調査員の能力・技術レベルの明確化と質的向上の視点から「社会調査士」、「専門社会調査士」の資格認定について資格の特徴や目的との適合性などを検討してきた。2011年11月には「統計調査士」、「専門統計調査士」の認定を含む統計検定がスタートし、これを公的統計調査において民間事業者を活用していく流れの中で求められる資格であると認識し、府省など公的統計の調査主体にも、委

¹ JMRA公的統計基盤整備委員会(2017年)「公的統計市場に関する年次レポート2016」p.80、p.86

託先となる民間事業者にも有効で価値のある資格として資格取得を推奨し、受験者及び有資格者の拡大に取り組んできた¹。

③ 低価格落札への対応

委託先の適切な選定においては、下記④に示す総合評価落札方式を活用することによる価格競争のみとしない評価選定を推奨する形で低品質化の防止を図っているが、低価格落札そのものに関する留意事項や方策などは、新旧ガイドラインを通して示されていない。

当委員会では、過去には最低価格落札方式が低価格落札を招き事業者の収益が損なわれ品質低下の要因にもなることを指摘した。総合評価落札方式は、価格だけでなく業務遂行能力等を踏まえた選定方法として評価してきた。その中で、競争事例によっては、業務内容・規模、求められる技術や知見の水準などから総合評価落札方式で調達すべきと考えられる案件が、価格のみの入札になっているケースの指摘や、総合評価落札方式といえども低価格競争の解消には至っていない点などを意見している²。

④ 総合評価落札方式のあり方

総合評価落札方式に関する記載については、新旧ガイドラインに共通して、(イ)委託候補事業者は、原則として過去の受託実績を問わないものとするが、総合評価落札方式においては必要に応じて受託実績の有無に配慮する、(ロ)より高い品質の確保を図る必要がある統計調査については、委託業務の内容等に応じて総合評価落札方式で価格だけでなく、業務遂行能力等を踏まえた選定方法を積極的に活用する旨の2点が示されている。

当委員会では、総合評価落札方式の大半が過去の受託実績、特に類似業務の受託実績が必須項目となる事例について、大規模調査ほど類似業務実績を持つ民間事業者は少ないため、過去の実績偏重は、企業規模の大小を問わず実査経験に十分な実績ある会社の新規参入を妨げる懸念があることなどを意見してきた³。

⑤ ワーク・ライフ・バランス推進などへの評価

業務遂行能力を確認する手段として、前項の総合評価落札方式を用いる際に、その項目設定に当たって国の施策推進上で民間事業者が取り組むべき事項を考慮するよう記載されている。新ガイドラインでは、「『女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について』（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）のワーク・ライフ・バランス等推進項目にも留意する。」との記載が加えられた。

当委員会では、ワーク・ライフ・バランス等推進項目について直接的、持続的に意見などを示してきた経緯はないが、例えば2015年の本レポートにおいては、「売上等の決

¹ JMRA公的統計基盤整備委員会(2012年)「公的統計市場に関する年次レポート2011」p.30

² JMRA公的統計基盤整備委員会(2017年)「公的統計市場に関する年次レポート2016」資料編 p.49

³ JMRA公的統計基盤整備委員会(2009年)「公的統計市場に関する年次レポート2008」p.11

算指標に加えて、障がい者雇用率等の法定義務遵守状況や、女性に関する指標(女性雇用率、女性管理職率、女性役員の有無等)、男性の育児休暇取得率、CSR活動等、会社のガバナンスや多様性に関わる姿勢も検討」することを意見している¹。

(4) 委託実施状況等に関する情報開示

委託実施状況等に関する情報開示について、新ガイドラインでは、委託先が作成する事業完了報告書に基づいてその実施状況(実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法等)について、新たな応募要領や入札説明書等に反映することが記載されている。旧ガイドラインにおいてもこうした記載はあったが、実施に要した人員の例や、使用施設・設備の例がより詳しく示され、調査実施方法に関する記述も増えている。また、新ガイドラインでは調査が複数の委託業務で構成される場合は、各調査業務の実施機関の担う業務内容・範囲などの情報を明示することとしている。

当委員会では、予算額、過去の入札結果、過去の業務実績(回収率、依頼率、適格標本の割合、前回苦労したこと)などの情報が開示されるだけで、自社にとって応札可能な案件か(実施時期、業務量と実施体制の構築可能性、調査の難易度などを勘案)否か、の判断が可能となることを指摘した。

また情報開示については、無理、無駄を排除することにつながり、結果としてトータルコストの削減に結実する。反対に、業務のイメージを正確に捉えることができない場合は、見積ミスが生じて低価格で受注してしまう危険性が生まれる。あるいは業務遂行に必要な知見や技術、経験がない民間事業者が落札する危険性が生まれるなどの問題点を指摘している²。

表 3-2-3-3 委託実施状況等に関する情報開示に関する記載内容

旧ガイドライン(2012.4.6)	新ガイドライン(2017.3.3)
各府省は、前回の実施状況に関する情報が次回応札において参考になると考えられる場合には、委託先が作成した事業完了報告書に基づき、実施に要した人員(調査員、コールセンター要員等)使用施設・設備(審査業務会場・コールセンター等)等実施状況に関する情報を可能な限り応募要領、入札説明書等に反映する。	各府省は、前回の実施状況に関する情報が次回応札において参考になると考えられる場合には、委託先が作成した事業完了報告書に基づき、実施に要した人員(調査事務従事者・調査員、コールセンター要員ごとの数等)使用施設・設備(執務室・審査業務会場・コールセンターの面積、PC・サーバー・電話機の設備の台数等)、調査の実施方法(調査関係書類・用品ごとの印刷部数、照会・督促の件数、オンラインによる報告件数等)等の実施状況に関する情報を可能な限り応募要領、入札説明書等に反映する。

(5) 確保されるべき統計調査の品質に関する事項

① 統計の品質に関する目標の設定(回収率、記入率等)

新ガイドライン「Ⅲ 民間委託に当たり講ずべき措置」では、「3 業務の実施において確保されるべき統計の品質に関する事項」の「ア 業務の実施において確保されるべき

¹ JMRA公的統計基盤整備委員会(2016年)「公的統計市場に関する年次レポート2015」p.36

² JMRA公的統計基盤整備委員会(2009年)「公的統計市場に関する年次レポート2008」p.15

統計の品質に関する目標の設定」で、回収率、記入率などの客観的かつ定量的な目標を設定することを求めている。この点は、改正前からガイドラインに明記されている。

当小委員会がこれまでに行った具体的な入札案件の仕様書の検証では、どの仕様書でも目標回収率は設定されている。しかし、記入率と非協力率(非協力を理由とする代替標本の割合)については、言及されていない¹。

② 委託先の内部監査・内部評価の実施

「3 業務の実施において確保されるべき統計の品質に関する事項」の「イ 委託先の内部監査等の実施」で、「各府省は、統計調査業務の質を維持・向上するため、『公的統計の品質保証に関するガイドライン』に基づき定めた統計調査の実施過程の質の評価事項等のうち、民間事業者を活用する統計調査業務について、委託先に業務の適正かつ確実な履行を求める一環として、その評価事項等に基づき委託先に内部監査(事業者内の第三者部門による監査)または内部評価(調査業務実施者による自己点検・評価)を実施させ、その結果を報告させる」と述べている。この条文は、2017年3月の改正で新たに加わった。「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(2016年2月改正)の別紙に「統計調査の実施過程の質の評価事項」一覧表があり、この評価事項に基づき、民間事業者に実施状況についての内部監査・評価を求めるというもので、2017年3月の改正でプロセス保証の考え方が導入されたことに伴い、追加された条文と受け止められる。

(6) 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保

① 民間事業者の達成状況に応じた助言・指導、改善措置

新ガイドライン「Ⅲ 民間委託に当たり講ずべき措置」では、「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保」の「(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理」で、「(民間事業者の委託業務の)達成状況に応じて、委託先に対し次のような助言・指導等を実施する」と述べている。委託先の達成状況の管理指標は、郵送・オンライン・調査員の各方式共通事項6項目と、調査員調査の4項目が挙げられ、これらの管理指標は改正前と変わらない。

「委託先の達成状況に応じた助言・指導等の実施」の具体的内容が、2017年3月の改正で新たに加わった。管理指標の達成状況が思わしくない場合、まず業務の徹底・手順の見直しを「助言・指導」し、改善しない場合には体制を強化する「改善措置」を求める、というものである(表 3-2-3-4、表 3-2-3-5)。

¹ JMRA公的統計基盤整備委員会(2015年)「公的統計市場に関する年次レポート 2014」pp.63-76、同(2014年)「公的統計市場に関する年次レポート 2013」pp.72-91、同(2013年)「公的統計市場に関する年次レポート 2012」pp.62-78

表 3-2-3-4 委託先の実施状況の確認及び実施過程の管理(郵送調査・オンライン調査・調査員調査の共通事項)

委託先の達成の管理指標	達成状況に応じた助言・指導等 (2017 年 3 月改正で追加)	改善しない場合の改善措置要求 (2017 年 3 月改正で追加)
i) 調査票の誤送付等の状況	封入封緘業務等の徹底・手順等の見直し	封入封緘業務等の体制の強化
ii) 調査項目別の未記入及び不備の状況	調査対象者への調査票記入上の注意喚起等の徹底	調査票レイアウトや記入の仕方の見直し・再印刷・再配布
iii) 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況	調査の依頼時期、調査票配布・回収の時期等の徹底・見直し	調査依頼業務や調査票の配布・回収等業務の体制の強化
iv) 照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)	照会対応業務等の徹底・手順等の見直し	照会対応業務等の体制の強化
v) 督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)	督促業務等の徹底・手順等の見直し	督促業務等の体制・督促頻度の強化
vi) 収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況	収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理の徹底・手順等の見直し	収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理体制の強化

表 3-2-3-5 委託先の実施状況の確認及び実施過程の管理(調査員調査)

委託先の達成の管理指標	達成状況に応じた助言・指導等 (2017 年 3 月改正で追加)	改善しない場合の改善措置要求 (2017 年 3 月改正で追加)
i) 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制	調査員管理業務等の徹底・手順等の見直し	調査員管理業務等の体制の強化
ii) 調査員への指導状況	調査員への指導の徹底・手順等の見直し	調査員指導業務の体制の強化
iii) 報告者への訪問状況	報告者への訪問の徹底・手順等の見直し	報告者への訪問体制の強化
iv) 不在等の場合における再訪問の実施状況	不在等の場合における再訪問の徹底・手順等の見直し	不在等の場合における再訪問の体制・頻度の強化

② 仕様書等で定めるべき事項の細分化

「Ⅲ 民間委託に当たり講ずべき措置」の「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保」では、「(3) 委託する統計調査業務に応じて定めるべき事項」で仕様書等で定めるべき事項を示している。改正前に「適切な仕様書等の作成」として示されていた事項が、プロセス保証の考え方を参考にした 2017 年 3 月の改正により、より細かく具体的になっている。

当小委員会では発足当初から、仕様書の現状分析を行い、問題点を指摘し、対応の方向性について述べてきた¹。業務について、より具体的な内容や手順が仕様書で明らかになることで、委託者と受託者の認識のギャップが埋まり、民間事業者は業務の理解が深まり正確なコスト積算ができる。民間事業者が見積もるべきコストへの認識がないまま低価格で

¹ JMRA公的統計基盤整備委員会(2009 年)「公的統計市場に関する年次レポート 2008」pp.10-11、pp.95-100、同(2010 年)「公的統計市場に関する年次レポート 2009」p.70、pp.72-80、pp.85-93

応札し、発注者も受託者も不本意な事態に至ることを避けられる。民間事業者が業務を正確に理解した上で受託することが、統計調査の品質を確保する上で不可欠である。

表 3-2-3-6 仕様書等で定めるべき事項

(改正前)	調査業務	仕様書等で定めるべき事項(2017年3月改正)
・委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	全業務共通 (共通事項)	・調査事務従事者に対する業務遂行上必要とする知識・業務能力を維持するための教育・訓練の実施
		・特別な配慮を要する調査対象者(子ども、外国人、障害者など)への対応、及びそれらの記録の方法
		・委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成、及び提出方法
	企画	・調査票の変更を行う場合、実査可能性、内容・変更の妥当性及び調査結果への影響等の必要な検証・検討、及びそれらの記録方法
		・標本設計における抽出方法・手順、及び抽出結果の記録方法
		・モニター調査を活用する場合、選定されたモニターの選定条件との合致確認及び合致結果の記録方法
・調査依頼書等の作成方法	実査準備	・調査対象者への調査実施の意義・重要性、統計作成機関・調査実施機関に関する情報の周知方法
		・調査関係書類・用品等の作成方法、及びそれらの書類・用品等の発送方法
・督促業務の実施方法	実査	・調査票の配布・回収・督促の方法、及びそれらの状況の記録方法
・報告者からの照会や質問への対応方法 ・報告者とトラブル発生時の対処方法		・調査対象者への対処方法、及びそれらの対処状況の記録方法
		・調査対象者に対して報奨を供与する場合、報奨内容・授受の方法(報奨授受に当たっての留意点含む)、及び授受状況の記録方法
・調査員の安全対策 ・調査員数及び質の確保・管理方法 ・調査員に対する調査方法等の説明、研修及び指導の実施方法	(特に調査員調査方式の場合)	・調査員の安全対策の内容、及びそれらの状況に関する記録の方法
		・採用する調査員に関する業務経験、保有資格、調査活動状況等の情報管理の方法
		・調査業務に初めて従事する調査員に対する業務遂行上必要とする能力を習得するための基礎的教育・訓練の実施
		・調査員に対する実査業務に係る説明内容(調査票の配布、収集期間、担当調査区の範囲、調査対象者の選定方法、調査実施方法、秘密保護を含む調査票の取扱い、指導員証・調査員証の管理方法、その他必要事項)、及びそれらの説明方法
		・調査員に対する個別指示(軽微なものを除く)した場合の内容及び結果の記録方法
		・被調査確認など、調査実施後の調査員活動の事後確認の方法、及び確認結果の記録方法
		・調査員証の発行・交付方法、及びそれらの状況の記録方法
・審査・確認業務の実施方法	審査	・収集後の調査票(紙)または調査票データの審査・確認方法、訂正方法、及びそれらの結果の記録方法
		・機器・ソフトウェア・人手等による調査票データの作成方法、機器・ソフトウェアに実装すべき性能・機能、手入力時の入力データの検証方法、及びそれらの結果の記録方法
		・分類に関する統計基準以外で集計する場合、分類・格付されたデータの検証手順・方法
	集計、分析・加工、公表・提供、その他	・集計表その他出力結果の集計の方法、出力結果の確認・チェックの方法、及び確認・チェック結果の記録方法
		・電子調査票等システムを作成する場合、システムの仕様、その仕様と作成されたシステムとの合致確認、及びそれらの記録方法

③ 再委託に関すること

「Ⅲ 民間委託に当たり講ずべき措置」に「5 委託先との契約書等に明記すべき事項」があり、別紙 2 には「契約書等に明記すべき事項」が(1)から(10)まである。これらは改正前から示されている。別紙 2「契約書等に明記すべき事項」の「(6) 再委託に関する事項」に、2017 年 3 月の改正でカッコ書きが追加された。「再委託の条件・手続、再委託先への業務指示の方法、再委託の業務成果の検証方法及びその結果の記録の方法(軽微なものを除く)等」という例示が新たに行われた。

当小委員会では発足当初から、再委託に関して要望してきた¹。簡潔に言えば、「再委託の定義、範囲の明確化」、「再委託に伴う手続、書類等の簡素化」と「これら再委託に関する府省の対応の統一化」である。特に、同じ業務内容の再委託でありながら府省ごとに異なる対処を迫られることは、民間事業者にとっては無意味で非効率なことである。2017 年 3 月の改正で契約書等に明記すべき事項の例示がされ、再委託の条件・手続を明記するよう促すことは前進ではあるが、民間事業者としては、各府省の対応の統一化までを望む。

(7) 公共サービス改革法の活用

新ガイドライン「Ⅱ 統計調査における民間事業者の活用と環境整備」では、「2 公共サービス改革法に則って実施する統計調査業務の考え方」で、「国直轄の統計調査のうち、品質の維持向上を図りつつ経費の削減を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務において民間事業者を活用する場合には、同法を積極的に活用するものとする。」と述べている。この条文は、2017 年 3 月改正前と変わらない。公サ法成立(2006 年)後の 2007 年改正から、同じ趣旨の条文が掲げられている。

当小委員会では、2010 年度から 2013 年度にかけて、公サ法に基づいて行われた具体的な民間競争入札における実施要項(=入札説明書・仕様書)を精読し、応札者の視点で検証した。その結果、これらは業務内容が明確で、過去の実施に関する情報等が開示され、コスト積算のしやすい、応札者にとってよくできたものであることを確認した²。わかりやすい仕様書は入札の競争性を高め、民間事業者の創意工夫を可能にし、統計調査の品質確保に資するものである。これらを踏まえ J M R A 当委員会では、2012 年、2013 年、2014 年、2015 年、2016 年と『公共サービス改革基本方針』の見直しに関する意見募集の機会に、公サ法に基づく統計調査業務の対象事業の拡大を求めるパブリックコメントを出してきた。府省からは、「今後とも公サ法に基づく入札を行うことにより、コスト削減効果や質の向上が見込まれる統計調査については対象事業としていく」旨の回答がされ、統計調査の対象事業は 2018 年 4 月現在で 21 件まで増えた。

¹ JMRA 公的統計基盤整備委員会(2009 年)「公的統計市場に関する年次レポート 2008」p.12、pp.96-97、同(2010 年)「公的統計市場に関する年次レポート 2009」pp.80-81、pp.83-84、p.90

² JMRA 公的統計基盤整備委員会(2011 年)「公的統計市場に関する年次レポート 2010」pp.89-103、同(2012 年)「公的統計市場に関する年次レポート 2011」pp.63-73、同(2013 年)「公的統計市場に関する年次レポート 2012」pp.62-67、同(2014 年)「公的統計市場に関する年次レポート 2013」pp.72-77

当小委員会が注目するのは、公サ法の対象事業として成果が上がり、終了プロセスへ移行した後である。2016 年度には、終了プロセスとなり官民競争入札等監理委員会の関与がなくなり、会計法に基づき入札が行われた 3 案件の仕様書を検証したところ、開示されていた過去の実施に関する情報等が非開示になった例が見いだされた¹。これは民間事業者を活用し、統計調査の質を確保する上では望ましくないといわねばならないだろう。当委員会では、公サ法の活用に関しては、対象事業の拡大を求めると共に、市場化テスト終了後も公サ法水準の入札説明書・仕様書が維持されることを求める。

3.2.4 新ガイドラインへの追加事項に対する民間事業者の評価・受け止め方

(1) 委託契約上の工夫

2017 年(平成 29 年)3 月に改正された「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」には、委託契約上の工夫として「委託契約の長期化」「共同事業体による入札参加の活用」「委託業務の分離調達の活用」等の民間委託の裾野拡大に関する内容が盛り込まれている。府省の統計調査における民間事業者の積極的な活用姿勢が見受けられる。

① 共同事業体の活用

複数事業者による業務実施体制の検討については、当委員会が発足時から提言している。今回のガイドラインの改正において、「共同事業体の活用の検討」として盛り込まれた。新たな枠組みによる入札参加の検討が可能となり、より多くの企業が参入できる環境が準備されたと考えているが、現状では、統計調査業務において共同事業体の活用事例は少ない。共同事業体による入札参加を促進するためには、手続き面の事例紹介や共同事業体での成功事例を提示すると共に、事業者間の協議や調整等の時間を考慮した入札参加手続きの見直しが重要だと考える。事業者間の協議や調整等の時間の考慮については、改正後のガイドラインでは共同事業体を活用する際の留意点の中で、「調達スケジュールへの可能な範囲の配慮」があげられており、入札参加者への配慮が盛り込まれている。その他にあげられている留意点としては、業務体制等の事前確認の必要性、入札参加要件の緩和の可能性、共同事業体の入札参加の可否や入札に必要な文書の仕様書への明示がある。特に業務体制等は、業務実施の重要な部分であり、委託者にとっても関心の強いところでもあるので、共同事業体として入札参加する場合にはより明確な提示を心がける必要があるだろう。入札の手続きから業務実施におけるまで相互の理解を図り、お互いの懸念を払拭する努力が必要である。今後、共同事業体の入札参加が明示される統計調査がどのくらい出てくるのかについて、注視していきたい。

当委員会の民間事業者も共同事業体を促進するとは言いつつも、具体的なジョイントには一歩踏み出せないでいることも実情である。官側のガイドラインに加え、民間事業者が検討すべき項目を列記し今後の参考としたい。肝要なことは民間事業者として、一体化した対応が必須だということである。

¹ JMRA公的統計基盤整備委員会(2017 年)「公的統計市場に関する年次レポート 2016」pp.36-60

- ・ 団体そのもの(例えば J M R A の共同事業体としての要件)
- ・ 代表企業・団体の決定、事務所、決算時期
- ・ 参加企業・団体の事業範囲と金額
- ・ 参加企業・団体間の見積もり金額の妥当性
- ・ 代表企業・団体と参加企業・団体との請求・支払等
- ・ 参加企業・団体と相互のセキュリティ
- ・ 参加企業・団体間の情報の共有 等

② 分離調達の活用

「委託業務の分離調達の活用」が、今回の改正後のガイドラインに盛り込まれた。委託業務の品質とコストのバランスを考慮すると包括契約が勝ると考えられるが、特定事業者が持つ技術や情報が含まれる場合は、この限りではない。分離調達によって、入札参加が困難であった民間事業者にも参入機会が与えられ、統計調査における民間活用で課題となっていた一者応札の改善につながっていくものと考えられる。ガイドラインには、「相互に関連性のある業務において、契約関係に基づかない民間事業者間の連携確保の必要性に留意する」ことが示されており、業務を実施する上で委託者の負担が多少なりとも増えることをうかがわせる。分離調達された業務の実施に当たっては、受託者側もその点に十分留意したい。

(2) 委託先の適切な選定

新ガイドラインにおいては、「予定価格と全省庁統一資格(A～D)の関係によらない柔軟な入札参加資格の設定が認められている場合には、各府省は、入札の競争性の確保等の観点から、その活用の可能性を検討する」ことが記載された。

当委員会では、委託業務の分離調達の活用と併せて、これまで入札参加が困難だった民間事業者にも参入機会が増える期待や、統計調査における民間活用で課題となっていた一者応札の改善にもつながる点を評価している。一方で、選定条件の緩和が統計精度の低下を招くものであってはならない。

新ガイドラインでは、能力確認に用いる資格・認証に関する記載において「プライバシーマーク」等の個人情報保護に関する資格・認定、品質マネジメント面では「ISO 9001」、「ISO 20252」、情報セキュリティマネジメント面では「ISMS」の評価に言及している。

当委員会では、新ガイドラインに基づく業務委託の動向を引き続き注視し、参入機会の拡大と業務品質の担保が両立する適切な仕様及び選定について評価し、府省との意見交換などを通じて民間事業者活用の改善につなげていきたい。

総合評価落札方式については、低価格落札、低品質化リスクの抑止につながっているが、総合評価落札方式の特徴とその運用、過去の受託実績評価の在り方、評価配点において考慮すべき事項などについてより踏み込んだ検討や手引き化につながる方向を望んでいきたい。

また新ガイドラインにおいて、ワーク・ライフ・バランス等推進項目への留意に関する記載が加えられた。委託先選定において、民間事業者を多角的に評価する方法の導入を意見してきた当委員会として評価する部分である。

(3) 委託実施状況等に関する情報開示

新ガイドラインでは、委託実施状況等に関する情報開示について、旧ガイドラインに比べ、その実施状況(実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法等)をより詳細に応募要領や入札説明書等に反映することが求められている。

このことは、上記(2)と同様に、参入機会の拡大、積算根拠の明確化による適正な応札や業務遂行上のリスク回避、一者応札の改善などにつながる点が評価できる。

しかしながら、こうした実施状況に関する適切な情報を文書上に明示することがどれだけ幅広く浸透していくかどうかについては、新ガイドラインに基づく業務委託の動向を引き続き注視していかなければならない。また、既往の受託事業者独自の創意努力をノウハウとみなす部分と実施状況として開示すべき情報とみなす部分には線引きが難しい部分については過去にも意見、指摘がある中、今後も適切な情報開示の手引きとなりうる事例の積み重ねが必要であると考ええる。

(4) 確保されるべき統計調査の品質に関する事項

「Ⅲ 民間委託に当たり講ずべき措置」の「3 業務の実施において確保されるべき統計の品質に関する事項」に新たに加わった内部監査・内部評価の実施については、続く「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保」に調査方法別に新たに細分化して示された実施過程の記録が対象になると推測される。具体的には、例えば「調査対象者との接触時の対応マニュアル、現実の対応状況の記録」などが考えられる。受託者としては、監査項目が仕様書上である程度明確にされていることが望ましい。また、内部監査・内部評価は品質確保・向上のための活動であるが、実施には当然ながら事業者自身の人件費が生じるため、監査項目の設定に当たっては、品質とコストのバランスを考慮することが必要である。

(5) 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保

① 民間事業者の達成状況に応じた助言・指導、改善措置

「Ⅲ 民間委託に当たり講ずべき措置」の「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保」では、業務の実施状況の確認及び実施過程の管理が強化された。業務管理指標の達成状況が思わしくない場合、まず業務の徹底・手順の見直しを「助言・指導」し、改善しない場合には体制を強化する「改善措置」を求める、というものである。

改善措置に関しては、「内容については、受託事業者に相当程度の経費等負担が生じる可能性があるため、受託事業者と協議の上、決定する」とただし書きがある。調査票の再印刷、督促頻度の強化、不在等の場合の再訪問頻度の強化など、当然コスト増加を伴うものである。受託者としては、必ず達成すべき最低限の回収率などが仕様書で明示され、改善措置にまで至らないために何がどのくらい必要か把握し、イメージでき

ることが必要である。その前提として、仕様書に過去の調査実施に関する情報が開示され、応札の段階で達成に関する見通し、必要な体制、リスクなどが予め想定できることが必要である。

② 仕様書等で定めるべき事項の細分化

「Ⅲ 民間委託に当たり講ずべき措置」の「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保」では、「(3) 委託する統計調査業務に応じて定めるべき事項」で仕様書等で定めるべき事項がより細かく具体的になった。仕様に関する情報量が多いことは、見積ミスの防止につながる。業務の具体的な手順に加え、業務プロセスの記録方法が明らかになることで、受託者による内部監査・内部評価実施の条件となり、品質の確保に資することとなる。

民間事業者が業務を十分に理解し正確なコスト積算が可能になる前提として、仕様書で業務の具体的な内容や手順が明らかであることに加えて、仕様書で定めた事項についての過去の実績情報が不可欠である。例えば、仕様書に「特別な配慮を要する調査対象者への対応」を示す場合、過去の調査実施でどのくらいの件数があったのか、「調査票の審査・確認方法」を示す場合、過去の疑義照会の内容と件数がどうであったか、等が同時に示されなければならない。

3.2.5 「民間事業者活用」に向けた更なる提案

当委員会、当小委員会の応札業務に関するこれまでの意見等は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の範疇には収まらないものもある。公的統計調査業務において定着してきた民間事業者の活用が今後さらに効果的に進むためにも、これらについて本節に簡潔にまとめた。

(1) 応札する業者が守るべき品質

ガイドライン「Ⅲ 1 委託先の適切な選定」にもある通り、コストと品質について、総合評価落札方式による入札案件を推奨しており、最低価格落札方式による入札案件についても、品質確保の警鐘を鳴らしている。

最低価格落札方式で品質が守られないことを想定して、対処方法を検討すべきではないか。例えばそのような場合次回に総合評価落札方式にする、ということも一案である。コストと品質のバランスが取れていることが望ましいが、コストは仕様書による見積もりからはじき出される。正確で詳細な仕様書は当委員会でも述べてきたことであるので引き続き注視していきたい。

(2) 予算・予定価格

現行の入札方式では、予算・予定価格は非開示である。仕様書を分析し応札する準備をしても金額感が全く異なっているのは徒労に終わるので、改めて予算・予定価格の開示を求めたい。特に総合評価落札方式においては長い時間をかけて企画書を作成することから、予算・予定価格の開示を特に求めたい。官にとって予算・予定価格の開示はどのような弊害があるか考察してみる。

- ① 民間事業者が、金額があわないということで初めから応札を断念する。その結果応札者が減る。

- ② 応札しようとしている民間事業者が高値にシフトし、財政上のメリットが薄れる。
- ③ 入札方式の場合、談合が行われる可能性が生じ的確な競争入札の原理が損なわれる。

ということであろうが、①の場合で応札を断念するということは、民間事業者の的確な判断を可能にするということでもむしろ良いことではないか。応札者が減るということが危惧されるが、事業の採算性、的確な品質の事業を遂行することを考慮すれば金額的魅力が乏しければやむを得ない。人材不足の昨今である。有為な人材を別な事業に振り向けるというのは的確な経営判断であると思われる。②の場合であるが、予算・予定価格が開示となっても競争性のある入札であれば金額判断については幅が生じることは十分想定される。これは、民間事業者の経営環境上の相違、調査能力の相違により得手不得手があり、そのため調査コストが変わってくることもあるので自ずと入札金額が変わってくると思われる。またそうしたことは別に、獲りたい事業者は努力して入札金額を引き下げてくるだろう。ここでは予算・予定価格と括っているが、最低でも予算の開示は求めたい。

また、継続調査で同じ内容の仕様書であれば民間事業者は前回の落札額を参考にするが、それは予算・予定価格をある程度見通しているということである。そのような場合、入札に参加する民間事業者は前年受注した事業者と新規参入の事業者とでは調査コストの面でも品質保持の面でも新規参入事業者が不利になることが想定される。そうなれば競争性のある入札の意味も薄らいでくることから、その意味でも情報開示は必須である。

なおどうしても予算開示ができずに予定価格オーバーで失格になるという局面で救済措置がとれないか。例えば契約金額は予定価格までとし、総合評価の土俵に残すという方法である。価格点をゼロにするか、マイナス点にするかという選択肢がある。

(3) リスク項目の開示

民間の上場企業では投資家保護のために、リスクの開示を行っている。同様に公的統計調査の民間委託においては、リスクの開示は国民の利益にかなうことであるのでぜひ行っていただきたい。単に民間事業者の経営努力に期待するということでは民間事業者も躊躇する。官から民へという実施主体の変更によるリスク、調査員調査から郵送調査への手法変更によるリスク、都道府県経由から官直轄(民間事業者)への系統変更によるリスク、調査項目変更によるリスク等々により回収率や記入率に変更が生じることを表明していただきたい。民間事業者はそれによりコストや納期にどのように影響するかを判断できるようになる。

(4) 契約変更

現行の入札手順では、仕様書配布時に契約書案が添付されている。契約書案を遵守することが必須となる。課題は仕様書が実態と乖離した場合の対応である。本来記載されるべき項目の欠如、想定を超える回収率、回収率の未達による日程の延期と費用の増加等々である。このような事象では、公示内容、仕様書準拠という観点から、民間事業者が費用を自己充当することが間々ある。仕様書内容を超える場合は、粛々として契約変更を行うというステップをルール化してもよいのではないか。原課には厳しいかもしれないが、よりよき調査を実現するために柔軟な対応をお願いしたい。

(5) 総合評価落札方式

技術点(基礎点、加点)、入札額及び価格点を応札業者すべてについて公表する。さらに技術点については、会社単位で項目別、評価者別(匿名)評価点を通知していただきたい。

3.2.6 第Ⅱ期基本計画と新ガイドライン—公的統計基盤整備委員会との係わり

新ガイドラインとは「改正 2017 年(平成 29 年)3 月 3 日 統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」¹を示すが、それと旧ガイドライン(改正 2012 年(平成 24 年)4 月 6 日)とを比較しての検討は前項までの通りである。それを見る限り、今回の改正はこれまでにない大きな改正といえる。この項ではガイドライン改正の契機となった基本計画、新ガイドラインにおけるプロセス保証、新ガイドラインにいたるまでの官側と当委員会(公的統計基盤整備委員会)との係わりを振り返ってみたい。

(1) 第Ⅱ期基本計画と新ガイドライン

統計法²に基づき「公的統計の整備に関する基本的な計画」が最初に策定されたのは 2009 年(平成 21 年)である。この第Ⅰ期基本計画の計画期間は平成 21 年度から 25 年度であった。その後、毎年度の法施行状況報告による評価を経て、第Ⅰ期基本計画を変更した計画として第Ⅱ期基本計画(計画期間：平成 26 年度から 30 年度まで)が 2014 年(平成 26 年)3 月に閣議決定された。この第Ⅱ期基本計画における新ガイドラインに関する部分は表 3-2-6-1 の通りである。

表 3-2-6-1 第Ⅱ期基本計画の該当部分(別表 p44: 下線は当委員会)

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 統計リソースの確保及び有効活用 (1)～(5)の(5)民間事業者の活用	○ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	総務省、各府省	平成 28 年度末までに結論を得る。
3 統計調査環境の改善 (1)～(5)の(2) 統計の品質保証活動の推進	○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。	総務省、各府省	平成 27 年度末までに実施する。

基本計画の施行状況は統計法に基づき総務省より、統計委員会に「統計法施行状況報告」として報告されている。その後、文書として発行もされている。当委員会のメンバーも報告がなされる統計委員会には毎年欠かさず傍聴に参加し続けてきた。表 3-2-6-2 はその最新年度、2017 年(平成 29 年)6 月に発行された「平成 28 年度統計法施行状況報告」³における新ガイドラインの部分である。

¹ 「http://www.soumu.go.jp/main_content/000470711.pdf」を参照。

² 平成 19 年法律第 53 号。基本計画の策定はこの法の公的統計の体系的整備(第 2 条～第 31 条)の中で明記されている。第Ⅰ期基本計画は 2009 年に策定された。基本計画はおおむね 5 年ごとに変更とされている。なお、統計法では統計データの利用促進と秘密の保護、統計委員会の設置、罰則等についても明示されている。

³ 「https://regional-activation.com/00_官公庁/総務省/83803」を参照。

表 3-2-6-2 平成 28 年度統計法施行状況報告の該当部分(別編 p95:下線は当委員会)

具体的な措置、方策等	平成 28 年度末時点の検討状況または進捗状況
○ 民間事業者 ¹ に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「 <u>公的統計の品質保証に関するガイドライン</u> 」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「 <u>統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン</u> 」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。	・「 <u>統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ</u> 」において、プロセス保証(統計調査の実施過程に関する質の評価)の考え方を「 <u>統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン</u> 」に導入する方針を決定し、民間の調査事業者・団体からの改定案に対する意見等を踏まえつつ、その具体的な内容について関係府省と協議し、当ガイドラインを平成 29 年 3 月 3 日に改定した。

このように新ガイドラインは基本計画からは 3 年、旧ガイドラインからは 5 年を経ての改正となっている。これまでの改正間隔が 1・2 年であったことをみると、今回の改正はかなり時間をかけたものとなっている。改正までの経緯は表 3-2-6-2 の進捗状況の通りであるが、ここには重要なキーワードがいくつかある。「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」、「『プロセス保証』(統計調査の実施過程に関する質の評価)」、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」、「民間の調査事業者・団体からの改定案に対する意見」といった文言である。以下、これらについて触れながら新ガイドラインとの関係に述べていくこととする。

(2) 「プロセス保証」と「公的統計の品質保証に関するガイドライン」

「『プロセス保証』(統計調査の実施過程に関する質の評価)」は前述の「平成 28 年度統計法施行状況報告」の本文(p9)及び別編(p94～99)に頻繁に出てくる文言である。これを導入検討した「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(以下、品質ガイドラインと略す。)は前述の施行状況報告書の別編 p99 において、「一般社団法人日本品質管理学会における『公的統計調査のプロセス指針と要求事項』の検討状況を踏まえ、プロセス保証(統計調査の実施過程に係る質の評価)を導入することで『公的統計の品質保証に関するガイドライン』の見直しを実施した(同ガイドラインを平成 28 年 2 月 23 日改定)¹」とされているものである。これについては資料 2 を参照されたい。

実は新ガイドラインには「プロセス保証」の文言は見当たらない。ただし、p7 の「委託先の内部監査等の実施」に「『公的統計の品質保証に関するガイドライン』に基づき定めた統計調査の実施過程の質の評価事項」という文言がある。したがって、「プロセス保証」の考え方が導入された品質ガイドラインにおける公的統計の品質とは何か、品質保証とは、品質の評価とは、そして「統計調査の実施過程の質の評価事項」とは何かを確認することは新ガイドラインの背景を理解するうえで重要と思われる。

この品質ガイドラインは「1 目的」に「公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す『品質保証』の活動を推進するための標準的な指針として策定するものである」とある。また、「2 背景」に、「『公的統計のプロセス保証』とは、公的統計の作成を目的とする統計調査の実施に当たり、調査計画の企画、実査、審査、集計及び結果の公表等の統計調査の実施過程(プロセス)ごとにその質を確保するために必要となる一定

¹ この改訂は 2011 年(平成 23 年)以来のものである。なお、本文中の下線はことわりない限りすべて当委員会による。

の基準・視点を定め、各実施過程の終了後または調査実施後にその基準・視点に基づき自己評価を行い、その評価結果を踏まえ次回以降の統計調査の見直し・改善に資することを目的とするものである」となっている。

さらに、基本原則(1)としての「公的統計の品質」を「公的統計の品質とは、①社会経済の実態を可能な限り正しく表す『正確性』にとどまらず、②利用者のニーズを可能な限り満たす『ニーズ適合性』、③作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表される『適時性』など、様々な要素から構成されるものである」と定義し、「公的統計の品質要素及び定義」を別紙1、別紙2として「公的統計の品質表示事項」を「Ⅰ 調査統計」と「Ⅱ 調査によらない統計¹」と分けて明示させ、「公的統計の品質評価事項」を別紙3として明示している。また、基本原則(2)の「公的統計の品質保証」には「各府省は、品質保証の取組を推進するため、品質ガイドライン p3 の「5 実施方法等」により、所管する公的統計に関する品質表示の充実を図ると共に、品質の自己評価(統計調査の実施過程の質の自己評価を含む。)を実施(後略)」とあり、具体的な質の評価項目を「別紙4 統計調査の実施過程の質の評価事項」として設定し、計画的に自己評価を実施することとしている。

ここから読み取れるのは、「公的統計のプロセス保証」とは公的統計作成機関が公的統計の「品質保証」を確実にするためであり、統計調査における調査実施過程の質のみならず、統計解析を伴う加工統計をも含み、結果として、いわば“統計の有用性、総合的価値”²のようなものまでを含めた品質の評価を含むことになる。そしてその評価に基づく品質保証活動を計画的に行い、次回以降の改善・見直し(PDCAサイクル)に資するということである。一方、単に「プロセス保証」といった場合は調査実施機関(民間事業者のみならず自治体や府省の出先機関である地方支分部局なども含む)の調査実施過程の質の評価のみに限定されているようにみとれる。当然ながら、「公的統計のプロセス保証」は調査実施過程の「プロセス保証」の上で成立するものである。その意味で調査実施機関の「プロセス保証」が前提かつ重要なことは言うまでもない。そのために「別紙4 統計調査の実施過程の質の評価事項」は調査実行管理上の調査の妥当性(意図どおりに実行されている)検証項目形式になっている。このいわば工程管理チェックリストはトレーサビリティ(検証可能性)確保のために、どのような業務、業態でも作成されているものである。調査においても調査機関は確認項目や確認方法を定めている。ただし、確認項目数(細分化の程度)や確認レベル(担当者のみか管理者を含むか等)は調査機関ごとに多少の差異はあると思われる。重要なのはその項目と内容である。これについては次項で触れることにする。

ところで、この品質ガイドラインで気になったのは「品質の自己評価(統計調査の実施過程の質の自己評価を含む)」という点である。プロセスの質の自己評価は評価が主観的になり、甘くなりやすいといった傾向がある。民間事業者でも業務プロセスの確認は部門内だ

¹ 「Ⅱ 調査によらない統計」とは加工統計をさすものと思われる。

² 統計法では調査名と統計名は厳格に区分されている。例えば、家計調査と家計統計は別ということである。家計調査は調査実施過程の質で評価されるが、家計統計は調査実施過程の質の評価のみならずニーズ適合性、適時性など品質要素等でその価値が評価される。

けではなく、部門間での確認を行いミス防止を図っている。また、ISO取得会社では第三者機関から客観的評価を受ける仕組みになっている。品質ガイドラインには自己評価の妥当性担保に関する記述はない。この点は「同業者評価(他府省による相互評価)及び第三者評価については、今後の検討を経た上で、導入の可否を決定する」としている。公サ法適用の公的統計調査の場合は法で定められた官民競争入札等監理委員会が第三者機関の機能を果たしているが、会計法に基づく一般統計には法で定めたその種の機関は見当たらない。プロセス保証の客観的評価のあり方はまさに“今後の検討を経た上での”課題としても、できるだけ早い時期に方向性への言及が欲しいところである。

なお、品質ガイドラインの品質、品質保証は公的統計という“枕詞”がついた定義であることに留意したい。極端に言うと、調査実施過程の質に関する評価が妥当であれば、回収率や集計表の見やすさ、報告書のスタイル・内容など結果品質は問わないともいえる。結果品質、特に回収率を担保するための“実施過程の質”をどう設定するかは発注者、受託者双方で検討すべき課題と思われる。この点はマーケティング・リサーチでの品質議論、品質保証議論でも常に課題となっている点である。結局は品質対コストの問題となることが多い。これは公的統計にも当てはまることと思われる。この点を品質ガイドラインで示すべきことかには判断の余地はあるものの、品質保証活動のコスト負担への言及は欲しいところである。

(3) 統計調査の実施過程の質の評価事項とISO20252

「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に定められた「別紙4 統計調査の実施過程の質の評価事項」は「Ⅰ 調査業務を適正かつ確実に遂行するための基本原則」(5項目11評価事項)、「Ⅱ 調査の企画管理」(6項目8評価事項)、「Ⅲ データ収集」(14項目19評価事項)、「Ⅳ データの管理と処置」(6項目11評価事項)、「Ⅴ 調査報告書」(1項目1評価事項)からなっている。評価事項合計は50項目である。この構成・項目は前述したように一般社団法人日本品質管理学会における「公的統計調査のプロセスイ指針と要求事項」の検討を踏まえたものであれば、その検討方法が気になるところである。実はその検討の母体は一般社団法人日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会¹」におけるISO20252の公的統計への適用に関するワーキンググループと思われる。そもそもこの研究会は2010年(平成22年)2月に当時の内閣府統計委員会委員長名による一般社団法人日本品質管理学会会長あてへの「統計に係わる研究開発について(協力要請)」の文書に基づいている。趣旨には「統計の品質評価を通じ信頼性の高い統計を整備するため」とあり、これを受け、2010年3月に日本品質管理学会理事会で「統計・データの質マネジメント研究会」の3年間設置が決定されている。この要請の背景には第Ⅰ期基本計画(2009年(平成21年)3月13日閣議決定)における「統計の品質評価の適切な実施を実現する」への対応があったと思われる。

¹ この研究会は当時、統計数理研究所副所長であった樫広計先生が主査として行われた。研究期間は2010年～2013年である。

研究会メンバーは“産官学”から構成されており、“産”からはJ M R Aも“データマネジメントに長年取り組んできた関連団体”としての参加依頼¹があった。他にも製薬業界、I S Oの認証機関なども参加されていた。“官”からは総務省政策統括官(統計基準担当)をはじめ、各府省の統計担当が数人、参加していた。研究会では各分野におけるデータマネジメントの現状報告、G U M²と統計についての報告、国家品質保証フレーム(N Q F)³の紹介、加工統計の問題点及びI S O 20252の理解と公的統計への適用可能性と問題点などが研究⁴された。

前述の「公的統計調査のプロセスマネジメント指針と要求事項」は「『公的統計調査のプロセスマネジメント指針と要求事項』JSQC-Std 89-001:2016 2016. 5. 17 制定一般社団法人日本品質管理学会発行」として、2016年(平成28年)5月に発行されたものである。その序文には「2012年に第2版が発行されたI S O 20252『市場・世論・社会調査一用語及びサービス要求事項』は、公的統計に限らず、広く市場・世論・社会調査を対象にしたものであり、調査を構成する諸プロセス要素が適切な基準に従い、検証可能かつ一貫した方法で実施されることを確実にするための要求事項を定めた国際規格である。本規格は、このI S O 20252を基に、公的統計調査のプロセスに対する要求事項及び指針を定めたものである」とある。要はI S O 20252の“公的統計適用版”ともいえるものである。したがって、これに基づく「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の「別表4 統計調査の実施過程の質の評価事項」もI S O 20252の要求事項に基づいている。なお、「I S O 20252 2012」が定めた要求事項は細かい単位まで含めると250を超える。品質ガイドラインで定めた数の5倍である。その意味で品質ガイドラインが定めたものは必要最低限なものとも考えることができる。

ところで、「公的統計調査のプロセスマネジメント指針と要求事項」には「プロセスマネジメント」の要求事項がない。この点がI S O 20252とは異なる。「プロセスマネジメント」とは内部監査を含むP D C Aサイクルマネジメントに関するものであるが、あえて外されている。したがって、「統計調査の実施過程の質の評価事項」にもない。これは前述した“第三者評価については、今後の検討を経た上で、導入の可否を決定”という方針のためと思われる。

このように「プロセス保証」(統計調査の実施過程の質の評価事項)の具体的評価事項はI S O 20252の要求事項が基本となっている。そのI S O 20252はJ M R A主導のI S O 20252 認証協議会⁵で2010年に制定された認証規格である。2018年2月現在で日本では8社(いずれもJ M R A会員社)が認証取得をしている。世界では13か国、277社が認証取得をしているI S O規格である。

¹ JMRAからは公的統計基盤整備会より当時の委員である鈴木督久氏(品質管理学会員)、山田高氏、武井雅氏が参加している。JMRA委員はISO20252 研究部門には利害関係者として参加はしていないが、研究状況は共有されていた。

² GUMは「Guide to the Expression of Uncertainty in Measurement」の略である。

³ NQFは「National Quality Assurance Framework」の略である。

⁴ ISO20252の公的統計への適用可能性については月刊誌「統計」(2014年6月号)で紹介されている。

⁵ JMRA、認証機関、リサーチユーザ(クライアント)及び所轄の経済産業省より構成され、ISOスキーム等の決定機関である。現在の名称は「ISO/TC225 国内委員会 兼 マーケティング・リサーチ規格認証協議会」である。

I S O 20252 は I S O 9001 のようなマネジメント規格ではなく、調査サービスのタイプ(調査員調査、郵送調査、インターネット調査、FGI などの定性調査)別にプロセス保証の具体的な要求事項を定めた製品認証規格である。したがって I S O 20252 基準で実施された調査であれば、異なる調査機関が実施しても結果に大きなブレが生じないことを意味している。

以上を踏まえていえば、新ガイドラインは「プロセス保証」(統計調査の実施過程の質の評価事項)に関して I S O 20252 を理解するようにとも見受けられる。J M R A 会員社の I S O 20252 認証取得社はまだ 8 社と少ないものの、I S O 20252 への理解は着実に浸透してきている。なお、J M R A では 2002 年に I S O 20252 に先立ち、J M R A Q S (J M R A 市場調査品質基準)¹を定めている。J M R A 会員社は、J M R A Q S を準拠することになっており、調査の品質管理を常に重視していることを付け加えておく。

(4) 当委員会と新ガイドラインとの係わりー総務省との意見交換より

巻末資料 2 の参考資料(「J M R A 公的統計基盤整備委員会と官側との意見交換の状況」)にあるように官側への情報発信、意見交換は当委員会設立(2008 年)以来のものである。2013 年(平成 25 年)までの意見交換は入札制度の課題や旧ガイドラインの内容に関することが多かった。新ガイドラインとの係わりでいえば、第Ⅱ期基本計画が決定された 2014 年(平成 26 年)の意見交換からである。当委員会の委員には、I S O 20252 認証協議会の委員を兼任している委員が在籍しており、意見交換会のみならず事前打ち合わせにも参加している。ここでは 2014 年以降の意見交換について参考資料の補足をしておく。なお、参考資料に掲げた資料の現物は J M R A 事務局で保管している。

① 2014 年(平成 26 年)3 月 19 日の意見交換

総務省政策統括官(統計基準担当)主導の「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」との意見交換を行った。ワーキンググループの構成は各府省の統計担当官で 20 人前後であった。J M R A 側は当委員会の幹事を中心とした数名が参加した。意見交換の流れは進行役である総務省政策統括官(統計基準担当)から提供された資料(テーマ)にそって、ワーキンググループメンバーあるいは当委員会メンバーに意見を聴取し、その都度質疑応答が行われる形式をとった。

総務省政策統括官(統計基準担当)には毎年度、表敬訪問の際に当委員会の年次レポートについて説明の機会をいただいております、その都度 I S O 20252 におけるプロセス保証とは具体的にどのようなことか等、I S O 20252 に関する質問を受けることがあった。ワーキンググループ内でも I S O 20252 に関する具体的な内容の理解が話題となり、官民の意見交換会の場が設定されたと記憶している。J M R A としては、府省の統計所管部署が統計の精度維持・確保の観点から、I S O 20252 が有効な資格であるとの理解を得て、I S O 20252 が入札参加要件や加点点評価等に反映されることを期待し、I S O 20252 の具体的な説明を I S O 20252 の普及促進活動を行っている I S O 20252 認証協議会のメンバーが行った。説明終了後に府省との意見交換が行われ、認証取得の難易度(取得までの時間とコスト)や取得後の維持コストに関する質問があった。

¹ JMRA のホームページより参照できる。<http://www.jmra-net.or.jp/rule/guideline/jmrqs.html>

② 2015 年(平成 27 年)9 月 28 日の意見交換

この日も総務省政策統括官(統計基準担当)主導のワーキンググループとの意見交換であった。事前提示された「統計調査の実施過程の質の評価事項(案)」への意見を、ISO20252 取得会員社と未取得会員社それぞれから聞きたいという要望があり、その要望に応えた形で参加メンバーを構成した。意見交換にあたり、(案)に対する実行可能性を含めての実行上の問題点、改善事項、漏れている事項などの文書回答が求められており、参加各社が作成した文書に基づく説明とそれに対する意見交換という形式で実施された。ワーキンググループからは「事故・クレームへの対応状況」「大規模調査員調査への対応状況」「WEBモニター調査への対応状況と問題点」などへの質問があった。評価事項を実践していく場合の懸念の現れのようなようであった。なお、この意見交換には前述した統計数理研究所の椿広計氏がオブザーバーとして出席し、ワーキンググループ側に評価事項の背景を説明していた。JMRA 会員社であれば、ISO20252 取得の有無に拘わらず、評価事項に基づく調査の実行管理に大きな問題はないことが伝わったのではないかと。

なお、「統計調査の実施過程の質の評価事項(案)」はこの意見交換の翌年(2016 年：平成 28 年 2 月)に「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の「別紙 4 統計調査の実施過程の質の評価事項」として発行されている。意見交換の結果がどのように反映されたかについてのフィードバックなどがあると、意見交換の“見える化”となり意見交換の意義がさらに高まったのではないだろうか。

③ 2016 年(平成 28 年)8 月 23 日の意見交換

新ガイドラインを年度末(平成 29 年 3 月)にひかえた時点でのワーキンググループとの意見交換であった。総務省政策統括官(統計基準担当)からは比較的早い時期、7 月上旬に意見交換の申し入れがあった。それには意見交換にあたり、事前に表 3-2-6-3 の事項に関する JMRA 側の見解を示してほしいという要請があった。また、表 3-2-6-3 の「(2)民間委託の裾野の拡大等のための基礎資料の収集」にあたり、公的統計受託経験社、過去受託経験社、参入未経験社の参加を求められ、その要望に応える形で参加メンバーを構成した。JMRA 側としては、当委員会の幹事会で検討を重ねたうえで文書による回答を提出した。この回はテーマが広範囲なこと、JMRA 側の参加メンバーが多いこと、文書回答をしていることなど、これまでにないものだったといえる。

表 3-2-6-3 総務省政策統括官(統計基準担当)からの依頼事項(大項目)

(1) ガイドラインへのプロセス保証等導入
平成 28 年度末の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」改定予定の以下の内容について
ア 資格・認証等の入札要件の設定
イ 統計調査業務の実施過程ごとの必要事項の明示
ウ 事業者の内部監査等の実施
(2) 民間委託の裾野の拡大等のための基礎資料の収集
ア 「調査インフラ等に関する実態調査」結果の要旨説明、及び意見交換
イ ジョイント・ベンチャー形態による入札参加の推進
ウ 分離調達による入札参加の推進
エ 官民人事交流制度の活用

意見交換はJ M R Aより回答内容を説明したあと、その説明内容についての意見交換という形で行なわれた。「(1) ガイドラインへのプロセス保証導入」については新ガイドラインへの反映と思われるものが目立つ。その点をいくつか紹介しておく。

(1)-ア 資格・認証等の入札要件の設定について

- ・これまで具体的記述のない資格要件にI S O 9001やI S O 20252などが具体的に言及された。
- ・意見交換ででた女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)などが、「ワーク・ライフ・バランス等推進項目にも留意する」という表現で取り入れられた。

(1)-イ 統計調査業務の実施過程ごとの必要事項の明示について

- ・官側より22項目の必要事項の説明があった。それが直接、新ガイドラインに記載されたわけではないが、こちらの指摘より、調査手法ごとの委託調査業務内容が一般的に詳細になった。

(1)-ウ 事業者の内部監査等の実施について

- ・新ガイドラインでは品質ガイドラインの「統計調査の実施過程の質の評価事項」に基づく内部監査(事業者内の第三者部門)または内部評価(調査業務実施者の実施者による自己点検・評価)を求められた結果となっている。

J M R AからはI S O取得会社における内部監査の実態を報告したが、J M R Aに限らず公的統計受託会社でのI S O取得会社がまだ多くはない現状での“内部監査”という言葉の持つ意味は大きい。品質ガイドラインにおいて第三者評価は検討段階であり、自己評価方法も具体的でない点を調査実施機関に求めるのは難しいところもある。特にI S O未取得会社では対応に戸惑うところもあろう。少なくとも内部監査の具体的方法、通常実施している業務確認方法とどのように異なるかなどその具体的事例や監査コストへの考え方などについての言及があれば、さらに有益と思われた。

「(2) 民間委託の裾野の拡大等のための基礎資料の収集」は新ガイドラインに直接の関係はないものの、過去の意見交換ででてきたテーマの現時点での確認という意味合いであり、民間活用の今後の方向性に関する意見交換となった。官側から公的統計過去受託経験社、参入未経験社への質問が多く見られた。

(2)-ア 「調査インフラ等に関する実態調査」結果の要旨説明、及び意見交換について

- ・J M R Aより過去3年の調査結果から「1 府省案件の非浸透理由、参入の阻害要因、府省案件に対する意見等」及び「2 府省からの委託業務参入に向けた対応策」を説明した。参入阻害要因として「収益性」が改めて話題となった。

(2)-イ ジョイント・ベンチャー形態による入札参加の推進について

- ・共同事業体のメリット、デメリットが議論された。
- ・なお、新ガイドラインに「共同事業体による入札参加の活用」が加わった。この点は年次レポートでも触れ続けたことであるが、今回初めて「仕様書への明示」という形で明文化された。

(2)-ウ 分離調達による入札参加の推進について

- ・官側は分離調達により、民間活用が拡大するという発想であったが、一方で品質保証への懸念をどうするかで議論になった。

(2)-エ 官民人事交流制度の活用について

- ・法制度面の整備・確認が必要との意見で終わっている。

2016年8月23日の意見交換では、これまでにない活発な質疑があった。しかし、テーマが多岐にわたり、時間の関係で「内部監査、内部評価」のように官民双方の理解の差が埋まらぬまま進行したものもあった。意見交換後の確認やテーマの優先順位の事前検討などは今後の課題であろう。それにより円滑で、より深い意見交換を期待したい。

(5) 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」と統計調査の仕様書

当小委員会では、これまでもガイドラインは公的統計調査を民間委託する際のインターフェースともいえるべき“仕様書”のガイドラインと考えてきた。仕様書や入札説明書の内容が民間事業者にとってわかりやすいものか、市場に参入しやすいものか、具体的に言えば仕様書から調査の実施過程が具体的に見えるか、見積りが積算しやすいか、企画書がスムーズに作成できるか、全体として参入メリットがあるかなどを現物の仕様書などより検討してきた。これらについては当委員会が発行する年次レポート¹の通りである。年次レポートにある当小委員会からの提言、要望については様々な機会(情報発信、意見交換など)より、ガイドラインに取り入れていただいたものもある。それに伴い仕様書に変化のあったものもあるが、JMRA会員社の入札への参加状況は、この10年あまり変わっていないと思われる。

基本計画にあった「民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため。…」を基本に作成された今回の新ガイドラインには、まさに“仕様書の改善を図ること”につながるものであればという期待が大きい。ガイドラインの「はじめに」に「統計調査における民事業者の活用を推進するための各府省が講ずべき措置について標準的な指針を示したものであり、統計調査の特性等を踏まえた各府省独自の効果的な取り組みを妨げるものではない」(下線は当委員会)とある。ガイドラインは指針であるため、公サ法のように法的強制力はないにしても仕様書への的確な取りこみを期待したいところである。その点は当小委員会も引き続きウォッチしていきたい。また、必要であれば、積極的に意見具申をしていきたいと考えている。その意味で「政府における統計調査への民間事業者の活用に関する今後の検討状況等を踏まえ、必要に応じ、本ガイドラインを改定することとする」を改めて期待したい。

¹ <http://www.jmra-net.or.jp/committee/statistics.html> 参照。

3.2.7 新ガイドラインに対応した新たな仕様書チェックリストの作成

当小委員会では、具体的な統計調査業務の入札説明書・仕様書を分析するに当たって、旧ガイドラインの「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置『2 統計調査の適正かつ確実な実施の確保』」に掲げられている各事項から作成したチェックリストを評価尺度の一つとして用いてきた。新ガイドラインの公表を受け、今後の入札説明書・仕様書評価に備えて、このチェックリストを更新する必要性が生じたため、当小委員会では新たなチェックリストの作成に取り組んだ。ただし、現実の仕様書に対応してよく機能するチェックリストとするために、新ガイドラインの公表から一定の時間を経た後にチェックリストを完成させることにし、今年度は原型の作成までにとどめることにした。

新たな仕様書チェックリスト(案)(表 3-2-7-1)は、新ガイドラインの「Ⅲ 民間委託に当たり講ずべき措置『1 委託先の適切な選定』、『2 委託実施状況等に関する情報開示』、『3 業務の実施において確保されるべき統計の品質に関する事項』及び『4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保』」に掲げられている事項から作成した。既存のチェックリストから 25 項目、新たに 41 項目、合計 66 項目となっている。新規項目の多くは、新ガイドラインがプロセス保証の考え方を取り入れたことによるものである。

このチェックリスト(案)には、「各府省が発注者として講ずるべきではあるが、入札説明書・仕様書で示す性質ではないこと」等が含まれ、仕様書チェックリストとして実用に耐えるものとするためには、さらに項目の精査と検討を要する。

表 3-2-7-1 新ガイドラインに対応した新たな仕様書チェックリスト(案)

no.	○=既存のチェックリスト項目、●=新規項目		
	1 委託先の適切な選定		
1	ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認	○	
2	イ (保有が望ましい)資格・認証等	○	
3	(遂行能力確認事項)① 実施体制	○	
4	(遂行能力確認事項)② 知識・経験・能力	○	
5	(遂行能力確認事項)③ セキュリティ対策	○	
6	(個人情報取扱い業務の要件・Pマーク)	●	
7	原則として受託実績を問わない(総合評価方式は別)	○	
8	ウ 高品質確保必要時、価格だけでない選定方法(総合評価方式等)	○	
	2 委託実施状況等に関する情報開示		
9	ア 前回実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法(印刷部数、照会・督促件数等)等実施状況に関する情報	○	
10	イ 調査実施体制に関する情報(統計調査が複数の委託業務からなる場合の各実施機関(府省、地方支分部局、自治体、民間)の業務内容・範囲等情報を入札説明書等で明示)	●	
	3 確保されるべき統計の品質に関する事項		
	ア 確保されるべき品質の目標		
11	(ア) 回収率、記入率等(回収状況、記入状況の質)	○	
12	非協力率(非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合)(実査の	○	
13	上記2指標の内容・趣旨等の適切な説明	○	
14	(イ) 理由なく(ア)を未達成の場合の措置(定めるよう努める)	○	
15	イ 委託先の内部監査等の実施	●	

	4 業務の適正かつ確実な実施の確保		
	(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保		
	ア 秘密の保護の徹底		
	(ア) 各府省が講ずべき措置		
16	① 入札参加者に秘密保護規定を提出させる	●	要検討
17	② 委託調査毎にHP等で信頼性の確保に関し国民及び企業に広報・啓発する	●	要検討
	(イ) 各府省が委託先に講じさせるべき措置		
18	① 従事者(調査員含む)への統計法の守秘義務・罰則規定の周知徹底	●	要検討
19	② 従事者に対する秘密保持の厳重な管理・監督をさせる	●	要検討
20	③ 調査員に秘密保持誓約書を提出させ、委託先で所要期間保管	●	要検討
21	④ 委託先は再委託先に①～③を行わせる	●	要検討
	イ 調査票情報等の管理の徹底		
	(ア) 各府省が委託先と予め定める事項		
22	① 調査票情報等の受払い、搬送及び保管の方法等の手続	●	要検討
23	② 調査票情報等の複写、貸与及び提供の禁止	●	要検討
24	③ 調査票情報等の不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄	●	要検討
25	(イ) 調査票情報等の使用、保管、処分等に当たり紛失、漏えい等が生じない適正な管理を行わせる	●	要検討
26	(ウ) (ア)(イ)の他「調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置」(別紙1)…31項目	●	要検討
	ウ ア、イ以外の措置		
	(ア) 「かたり調査」の疑義や不信感を抱かせない対応		
27	① 実施主体が国であることの明示、各府省HP等で調査名、民間事業者名等を公開	●	要検討
28	② 依頼文書等で委託先に加えて各府省の連絡先等を明記	●	要検討
29	(イ) 各府省は報告者への礼状や調査結果の送付等に努める	●	
	(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理		
	ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定		
	① 委託業務の実施状況の確認		
	【郵送調査・オンライン調査(電子メール使用含む)及び調査員調査の共通事項】		
30	i)調査票の誤送付等の状況	○	
31	ii)調査項目別の未記入及び不備の状況	○	
32	iii)調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況	○	
33	iv)照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)	○	
34	v)督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)	○	
35	vi)収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況	○	
	【調査員調査】		
36	i)調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制	○	
37	ii)調査員への指導状況	○	
38	iii)報告者への訪問状況	○	
39	iv)不在等の場合における再訪問の実施状況	○	
40	② 上記①の達成状況に応じて委託先に助言・指導等を実施	●	要検討
41	イ ア②で状況が改善しない場合の受託事業者への改善措置要求	●	要検討
42	ウ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び実査時自らの宣伝・他業務の同時実施等ないことの確認	○	
43	エ 委託先に業務実施に関する内部方針や手続を定めさせ、その内容を確認	○	
	(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項		
	ア 郵送調査・オンライン調査(電子メール使用含む)及び調査員調査の共通事項		
	【共通】		

44	・ 従事者に対する知識・業務能力を維持するための教育・訓練の実施	●	
45	・ 特別な配慮を要する調査対象者(子ども、外国人、障害者など)への対応及びそれらの記録方法	●	
46	・ 委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	○	
	【企画】		
47	・ 調査票の変更を行う場合、実査可能性、内容・変更の妥当性及び調査結果への影響等の必要な検証・検討及びそれらの実施結果記録方法	●	
48	・ 標本設計の場合、抽出方法・手順、及びその実施状況の記録方法	●	
49	・ モニター調査を活用する場合、選定されたモニターと選定条件との適合状況の確認及びその実施結果の記録方法	●	
	【実査準備】		
50	・ 調査対象者への調査実施の意義・重要性、統計作成機関・調査実施機関の情報の周知方法	●	
51	・ 調査関係書類・用品等の作成方法、及びそれらの発送方法	●	
	【実査】		
52	・ 調査票の配布・回収・督促の方法、及びその実施結果の記録方法	●	
52	・ 調査対象者への対処方法、及びその実施状況の記録方法	●	
54	・ 調査対象者に対して報奨を供与する場合、報奨内容・授受の方法(報奨授受に当たっての留意点含む)、及びそれらの実施状況に関する記録方法	●	
	【審査】		
55	・ 取集後の調査票(紙)または調査票データの審査・確認方法、訂正方法、及びそれらの実施状況の記録方法	●	
56	・ 機器・ソフトウェア・人手等による調査票データの作成方法、機器・ソフトウェアに実装すべき性能・機能、手入力時の入力データの検証方法、及びそれらの実施結果の記録方法	●	
57	・ 分類に関する統計基準以外で集計する場合、分類・格付されたデータの検証手順・方法、及びそれらの実施結果の記録方法	●	
	【集計、分析・加工、公表・提供】		
58	・ 集計表その他出力結果の集計の方法、出力結果の確認・チェックの方法、及びそれらの実施状況の記録方法	●	
	【その他】		
59	・ 電子調査票等システムを作成する場合、システムの仕様、その仕様と作成されたシステムとの合致確認、及びそれらの実施結果の記録方法	●	
	イ 調査員調査方式による統計調査業務		
	【実査】		
60	・ 調査員の安全対策の内容、及びそれらの実施状況の記録方法	●	
61	・ 採用する調査員の業務経験、保有資格、調査活動状況等の情報管理の方法	●	
62	・ 調査業務に初めて従事する調査員に対する業務遂行上必要とする能力を習得するための基礎的教育・訓練の実施、及びそれらの実施状況の記録方法	●	
63	・ 調査員証の発行・交付方法、及びそれらの実施状況の記録方法	●	
64	・ 調査員に対する実査業務に係る説明内容(調査票の配布、取集期間、担当調査区の範囲、調査対象者の選定方法、調査実施方法、秘密保護を含む調査票の取扱い、指導員証・調査員証の管理方法、その他必要事項)、それらの説明方法、及びそれらの実施状況の記録方法	●	
65	・ 調査員に対して個別に指示(軽微なものを除く)した場合の内容及びその実施状況の記録方法	●	
66	・ 被調査確認など、調査実施後の調査員活動の事後確認の方法、及びその実施結果の記録方法	●	

○(旧ガイドラインチェックリストの評価項目) 25

●(新ガイドラインによる新規の評価項目) 41

合計 66

別表 J M R A 公的統計基盤整備委員会・ガイドライン推進小委員会 2008～2016 年度の活動概要

年度	2008 年度 2008.4～2009.5		2009 年度 2009.6～2010.5
報告書サブタイトル	開かれた、魅力ある公的統計市場の確立を目指して		魅力ある公的統計市場の確立を目指して
小委員会名称	「応札業務に関する諸問題検討」小委員会		「民間版ガイドラインの検討」合同小委員会
小委員会の テーマ	・「入札説明書」「仕様書」の問題点整理と対応の方向性 ・「契約書」における問題点の整理と対応への方向性 ・評価方式での問題点整理と対応への方向性		・統計調査の民間委託に係るガイドラインの受託者視点での問題点整理 ・民間版ガイドラインの検討視点としてのガイドラインを超えた課題検討と提案
検討方法	具体的案件の応札書類内容の検討		ガイドラインのレビュー：解体新書の読込みによる問題提起と解決への方向性の検討
検討対象案件	仕様書	・総務省：家計消費状況調査 ・総務省：サービス産業動向調査 ・厚生労働省：社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 (上記 3 調査に加えて)	・統計調査の民間委託に係るガイドライン(2009 年 4 月 1 日改正版) 総務省政策統括官(統計基準担当)との意見交換及び 2010 年 2 月 9 日の「第 21 回統計調査分科会」での JMRA 説明資料
	契約書	・経済産業省：特定サービス産業実態調査 ・経済産業省：産業技術動向調査	
まとめ	ガイドライン改訂への要望点として。 ・仕様書の表現統一 ・参入障壁の緩和 ・情報開示例として、総合評価の配点及びフィードバック、公表方法の府省間統一 ・契約条項の表現・基準統一(特に、再委託、瑕疵担保、仕様変更対応など)		ガイドラインにある「統計調査の適正な実施の確保」として。 ・競争参加資格に関する府省間基準統一(格差是正) ・品質／的確な仕様書作成／契約書に関するガイドライン具体化 民間版ガイドライン視点からの要望として ・コスト認識／パートナーシップのあり方／府省間での標準化項目/PDCAのありかた
ガイドライン変遷	「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(改正 2007 年 5 月 30 日)		同(改正 2009 年 4 月 1 日)。レポート作成後に、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(改正 2010 年 3 月 25 日)
チェックリスト変遷			
官の会議への参加			・2010.2.9 に統計調査分科会で委員会活動報告 ・2010.4.26 総務省政策統括官室との意見交換(公的統計全般)
官の対応状況など			* 総合評価結果の応札者へのフィードバックがあった * 役員住民票提出は応札時から落札時に変更

(別表 続き)

年度	2010 年度 2010.6～2011.5	2011 年度 2011.6～2012.5				
報告書サブタイトル	魅力ある公的統計市場の確立を目指して	環境整備の進展と実効性の実現を目指して				
小委員会名称	「民間版ガイドライン検討」小委員会	「民間版ガイドライン検討」小委員会				
小委員会の テーマ	・ミニマムスタンダードとしてのガイドラインとは - 会計法案件と公サ法案件の比較検討 ・応札書類標準化への確認点整理	・公サ法案件における実施要項チェックリスト準拠浸透度 ・総合評価方式の現状 ・応札における書類対応				
検討方法	具体的案件の応札書類内容の検討	具体的案件の応札書類内容の検討				
検討対象案件	・総務省：科学技術研究調査公サ法に基づく実施要項チェックリストに基づく案件 ・経済産業省：海外事業活動基本調査統計調査の民間委託に係るガイドラインに基づく会計法案件	<table><tr><td>公サ法</td><td> ・厚生労働省：就労条件総合調査 ・農林水産省：農作物価統計調査 ・経済産業省：企業活動基本調査 ・内閣府：消費動向調査 </td></tr><tr><td>会計法</td><td> ・総務省：サービス産業動向調査 </td></tr></table>	公サ法	・厚生労働省：就労条件総合調査 ・農林水産省：農作物価統計調査 ・経済産業省：企業活動基本調査 ・内閣府：消費動向調査	会計法	・総務省：サービス産業動向調査
公サ法	・厚生労働省：就労条件総合調査 ・農林水産省：農作物価統計調査 ・経済産業省：企業活動基本調査 ・内閣府：消費動向調査					
会計法	・総務省：サービス産業動向調査					
まとめ	実施要項チェックリスト準拠度として。 ・1 件の公サ法案件のみではあったが、チェックリスト準拠度は高い ・会計法案件は情報開示が公サ法案件より低かった。 ・仕様書、実施要項のさらなる比較の必要性 ・応札手続きの標準化を公サ法・会計法案件及び府省別に整理	実施要項チェックリスト準拠の浸透度として。 ・公サ法案件の準拠度は対象府省とも高い ・会計法案件の傾向は変わらない 総合評価の評価項目、加点基準とその透明性は依然として課題。ただし、調査に特化したISO 20252 への記述はJMRAとしては歓迎				
ガイドライン変遷	変更なし。	(改正 2012 年 4 月 6 日)				
チェックリスト変遷	「2010 年 3 月 31 日付実施要項(案)チェックリスト(案)」	同左。2012 年 7 月に「実施要項(案)チェックリスト」(内容は左記と同一)				

官の会議への参加	2011.2.17 総務省政策統括官との意見交換(現行ガイドラインへの問題提起) 2011.12.13 上記のJMRA見解への回答という形で意見交換	
官の対応状況など	*「統計・データの質・マネジメント研究会」でISO 20252の公的統計への適用可能性研究開始	*2012年4月6日改正のガイドラインには、2011.12.13の意見交換でのJMRA意見が一部、取り入れられている。 *2011.11に統計検定開始(統計調査士・専門統計調査士)

(別表 続き)

年度	2012年度 2012.6～2013.5	2013年度 2013.6～2014.5
報告書 サブタイトル	環境整備の進展と実効性の拡大を目指して	序章!公的統計のプロセス保証に向けて
小委員会名称	「民間版ガイドライン検討」小委員会	「ガイドライン推進」小委員会
小委員会の テーマ	- 会計法案件のガイドラインチェックリスト、会計法の実施要項に基づくチェック - 総合評価方式の課題 - 業務引継ぎにおける課題と対応	会計法から公サ法へ移行した案件の移行前後比較会計法案件のガイドラインチェックリストに基づくチェック
検討方法	具体的案件の応札書類内容の検討	具体的案件の応札書類内容の検討
検討対象案件	(会計法) - 農林水産省/経済産業省:容器包装利用製造調査 - 経済産業省:エネルギー消費統計調査 - 総務省:通信利用動向調査 - 国土交通省:全国都市交通特性調査 - 厚生労働省:能力開発基本調査 - 農林水産省:農作物価統計調査 (公サ法) - 総務省:サービス産業動向調査	(公サ法) - 農林水産省/経済産業省:容器包装利用製造調査 (会計法) - 総務省:通信利用動向調査 - 国土交通省:宿泊旅行統計調査 - 厚生労働省:雇用動向調査
まとめ	チェックリスト及び要項の浸透度、仕様書への改訂要望事項として。 - 郵送に関する具体的記述が欠ける - 会計法案件は情報開示が消極的であるので、今後の更なる公開を望む - 同一項目に関する評価が案件(省庁)ごとに異なる - 発注者が指導的立場で引き継ぎ監督を	チェックリストの浸透度、仕様書への改訂要望事項として - 会計法から公サ法への移行後、ガイドラインの反映度が大きく高まったことが確認された - 業務実態に即した仕様書を。前年実績等の開示についてガイドラインにも明記することを望む 業務にふさわしい民間事業者を選定するために、作業量が読みづらい仕様書でなく必要な情報を十分盛り込んでほしい
ガイドライン変遷	(改正 2012年4月6日)	同左
チェックリスト変遷	2011年7月に「実施要項(案)チェックリスト」	同左
官の会議への参加	総務省政策統括官主催「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」に参加し、「入札及び受託業務について」意見交換。	総務省政策統括官主催「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」においてISO20252の概要と取り組みについて説明し意見交換。
官の対応状況など	*2013年4月一般社団法人日本品質管理学会「統計・データの質マネジメント」というシンポジウム開催(統計委員会委嘱)	*2014年3月25日「公的統計の整備に関する基本的な計画」(第Ⅱ期基本計画)を閣議決定

(別表 続き)

年度	2014 年度 2014.6～2015.5	2015 年度 2015.6～2016.5	2016 年度 2016.6～2017.5
報告書 サブタイトル	産官学協働による公的統計調査の 品質保証を！！	公的統計調査の品質保証へ向け て！！	公的統計調査のプロセス保証に向 けて
小委員会名称	「ガイドライン推進」小委員会	「ガイドライン推進」小委員会	「ガイドライン推進」小委員会
小委員会の テーマ	・会計法案件のガイドラインチェック リストに基づくチェック ・改正ガイドラインの前後比較	・一者応札の改善に向け「競争性改 善上のチェックポイント」に基づくチ ェック ・会計法案件の公サ法適用に向けた 課題	・市場化テスト終了事業仕様書の 「競争性改善上のチェックポイント」 に基づくチェック ・市場化テスト終了事業仕様書の市 場化テスト中・終了後比較
検討方法	具体的案件の応札書類内容の検討	具体的案件の応札書類内容の検討	具体的案件の応札書類内容の検討
検討対象案件	(会計法) ・経済産業省:工業統計調査 ・内閣府:景気ウォッチャー調査 ・厚生労働省:生活衛生関係営業 経営実態調査 (放送法) ・日本放送協会:全国個人視聴率 調査	(公サ法) ・国税庁:民間給与実態統計調査 (会計法) ・経済産業省:外資系企業動向調査 ・観光庁:訪日外国人消費動向調査 ・国土交通省:住宅市場動向調査	(会計法) ・総務省:科学技術研究調査 ・内閣府:消費動向調査 ・農林水産省/経済産業省:容器包 装利用・製造等実態調査
まとめ	チェックリストの浸透度、仕様書への 改訂要望事項として。 ・会計法であっても仕様書構成は公 サ法の実施要項に準じた構成を望 む。定量、定性分析どちらも求めら れる水準を明確にしてほしい ・正確なコスト計算のため、前回実施 状況の積極的な開示を	一者応札案件の競争性改善、公サ 法適用案件の拡大への要望事項と して。 ・公サ法の趣旨が経費の削減である としても、事業の質を保つ上で、適 正な予算は確保していただきたい ・一部の業務内容が仕様書上で不 明確なことが、参入障壁ともなるの で、民間事業者の責任範囲を仕様 書で明確に記載していただきたい ・「事業所対象の郵送調査」以外の 統計調査にも積極的な公サ法適 用を ・会計法案件でも公サ法基準を適用 することで、応札者の拡大や民間 事業者の創意工夫が期待できるは ずである	市場化テスト終了後に引き続き公サ 法水準の仕様書が維持されることへ の要望事項として ・公サ法適用対象からはずれた後も 市場化テスト中と同様に、従来の 実施に関する情報開示の継続を ・会議資料等で公表されている情報 であるならば、積極的に仕様書に 掲載して民間事業者の積算の参 考資料とし、競争性の改善に努め ていただきたい ・業務の一部が新規参入者にとって 明確でない場合、参入障壁は下が らないため、業務内容を明確にしコ スト積算可能となる情報開示を
ガイドライン変 遷	(改正 2012 年 4 月 6 日)	同左	(改正 2017 年 3 月 3 日)
チェックリスト変 遷	2011 年 7 月に「実施要項(案)チェッ クリスト」	2015 年 3 月版「実施要項作成時に おける競争性改善上のチェックポイン ト」	2015 年 3 月版「実施要項作成時に おける競争性改善上のチェックポイン ト」(2017 年 3 月改定あり)
官の会議への 参加	・「平成 26 年度『公共サービス改革 基本方針』の見直しに関する意見 交換会」に参加 ・厚生労働省と民間委託に関する意 見交換会を実施	・2015.9.28 総務省政策統括官主催 「統計の品質保証及び民間事業者 の活用に関するワーキンググルー プ」に参加し、意見交換 ・2016.3.1 経団連経済政策本部と 「公的統計調査における民間事業 者の活用と育成について」意見交 換	・2016.8.23 総務省政策統括官主催 「統計の品質保証及び民間事業 者の活用に関するワーキンググル ープ」に参加し、「統計調査におけ る民間事業者の活用に係るガイド ライン」等について意見交換
官の対応状況 など	*2015 年 4 月より農林水産省で専 門調査員の募集開始	*2016 年 2 月 23 日「公的統計の品 質保証に関するガイドライン」改定	*2017 年 3 月 3 日「統計調査におけ る民間事業者の活用に係るガイドラ イン」改正

3.3 教育カリキュラム検討小委員会

3.3.1 教育カリキュラム検討小委員会の活動

(1) 目的

「統計検定」は 2011 年以降、一般財団法人統計質保証推進協会と一般社団法人日本統計学会が連携し、統計検定センターによって実施されている。当小委員会では、J M R A 会員社における資格の普及を推進するため、「統計検定」の理解促進と課題の収集、及び多方面への周知広報を行い、J M R A 会員社にとって役に立つ資格制度への改善提言を行うことを活動の目的としてきた。ここでの統計検定資格とは、主に「統計調査士」「専門統計調査士」を指す。なお、統計検定資格の試験は例年 11 月末に行われており、2017 年は 11 月 26 日(日)に実施された。なお、発足以来当小委員会が講座開催を通じて一定の役割を果たしてきた統計教育については、来年度より J M R A 全体としてのリサーチ教育体系の一環として H R マネジメント委員会(教育分科会)に移管されることが決まっており、本年度はその準備期間として活動を行った。

(2) 検討課題

当委員会では主に以下の課題を検討した。

- ・統計検定資格の受験者数、合格者数等について
- ・統計検定資格の内容及び試験制度全般について
- ・統計検定「統計調査士」「専門統計調査士」試験に対応する受験対策講座の企画及び開催について
- ・統計検定資格に関連する諸機関との連携について

(3) 検討方法

本年度は、各課題に対して下記のような方法で検討を加えた。(1)統計検定資格の受験者数合格者数等については、公表されている統計検定全体の受験者数等の分析、J M R A を通した受験申込者数等の分析を行った。(2)統計検定資格の内容及び試験制度全般については、委員の派遣等を通じて検討を加えている。(3)統計検定資格の受験対策講座の企画及び開催については、講座日程や講師の調整、教材の検討等を行い、実際の講座開催を行った。(4)統計検定資格に関連する諸機関との連携については、資格制度の方向性や現状について、合格するための方策等の情報交換を行うと共に今後の活動についての検討を加えている。

(4) 運営体制

◎(株)東京サーベイ・リサーチ	芦川 勝彦
○(一社)中央調査社	山中 博司
(株)ビデオリサーチ	朝倉 真粧美
(株)マーケティング・サービス	大竹 延幸
J M R A 個人会員	小須田 巖
(株)マーケティング・サービス	櫻井 由紀
◎：リーダー ○：サブリーダー	

3.3.2 検討結果の要約

(1) 統計検定資格について

① 統計検定資格の内容及び試験制度全般

当小委員会では、2011年の創設当初から統計検定センターの活動に協力して資格制度の設計・検討に参画する形で活動を行ってきており、本年度も同様の活動を行っている。例年11月末に設定される試験日に合わせて活動しており、「専門統計調査士」の資格制度全般に関する検討等を行った。

② 統計検定資格の受験者・合格者の推移

2011年度から2017年度までの受験者数・合格者数は以下の通りである。

表 3-3-1 統計検定の受験者数・合格者数

統計調査士

	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率
2011年度	286	167	58.4%
2012年度	302	149	49.3%
2013年度	403	170	42.2%
2014年度	410	156	38.0%
2015年度	404	148	36.6%
2016年度	452	245	54.2%
2017年度	424	230	54.2%

専門統計調査士

	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率
2011年度	258	206	79.8%
2012年度	205	107	52.2%
2013年度	229	93	40.6%
2014年度	227	88	38.8%
2015年度	209	67	32.1%
2016年度	257	76	29.6%
2017年度	272	120	44.1%

出典(統計検定ホームページ)

統計調査士の受験者数は、2016年度に50人ほど受験者数を伸ばしたが、2017年度は若干減少した。専門統計調査士の受験者数は、2016年度に減少傾向を脱して初年度と同程度までに回復したあと、2017年度にはさらに増加した。

統計調査士の合格率は、2年続けて3割台であったが、2016年度には5割台に回復し、2017年度も同様の合格率を保っている。一方、専門統計調査士は年々合格率が低下し、2016年度に3割を切ったが、2017年度は15ポイント近く上昇した。専門統計調査士に関しては、受験者数、合格率とも伸びが見られ、低迷していた状況を脱した感がある。

③ J M R A 会員社における統計検定受験者の推移

J M R A 会員社における受験者は、下記のように大別される。J M R A 事務局を通した一括申請(受験料割引制度)、会社単独申請、個人申請の3種類があり、このうち以下

のデータは、J M R A 事務局を通した一括申請の数値である。

表 3-3-2 J M R A を通した受験者数

統計調査士

	社数(社)	受験者数(人)
2011年度	14	218
2012年度	14	196
2013年度	10	133
2014年度	8	55
2015年度	8	56
2016年度	5	54
2017年度	8	45

専門統計調査士

	社数(社)	受験者数(人)
2011年度	14	249
2012年度	11	161
2013年度	9	111
2014年度	8	45
2015年度	6	40
2016年度	4	40
2017年度	6	44

※2017 年度より受験に関する手続きが変更になったため、実際の受験者数は把握できていない。そのため、2017 年度の人数は申込者数である。

表 3-3-3 総受験者数と J M R A 会員社受験者数

統計調査士

	総受験者数(人)	J M R A 受験者数(人)	J M R A の比率
2011年度	286	218	76.2%
2012年度	302	196	64.9%
2013年度	403	133	33.0%
2014年度	410	55	13.4%
2015年度	404	56	13.9%
2016年度	452	54	11.9%
2017年度	424	45	10.6%

専門統計調査士

	総受験者数(人)	J M R A 受験者数(人)	J M R A の比率
2011年度	258	249	96.5%
2012年度	205	161	78.5%
2013年度	229	111	48.5%
2014年度	227	45	19.8%
2015年度	209	40	19.1%
2016年度	257	40	15.6%
2017年度	272	44	16.2%

出典(総受験者数は統計検定ホームページ)

※2017 年度より受験に関する手続きが変更になったため、実際の受験者数は把握できていない。そのため、2017 年度の人数は申込者数である。

2017 年度から受験に関する手続きが変更になり、J M R A からの受験者数を把握できていないので、上記の 2 表は 2017 年度のみ申込者数を掲載している。申込者数 $\geq$ 受験者数という関係からデータを見ると、統計調査士は過去最低の受験者数となったとみられる。一方、専門統計調査士は過去 4 年間、同程度の受験者数で推移している。しかしながら、受験者全体から見た J M R A 会員社の比率は、総受験者数が増えたことにより、2014 年度・2015 年度に比べて 2016 年度・2017 年度は低くなっている。これは、受験者層が J M R A 会員社だけでなく、それ以外の大学生や公務員、一般社会人にも拡大しているためであると考えられ、今後もその傾向が続くと思われる。

(2) 統計検定資格の受験対策講座の企画及び開催

① 統計検定資格の受験対策講座の企画

統計検定資格の受験対策講座は昨年と同時期の 9～10 月に設定し開催を企画した(資料 3 参照)。従来は 1 日での開講だった「統計学応用講座」を、参加しやすさと時間配分を考慮し 0.5 日ずつの 3 講座に分けて計 1.5 日とし、ニーズやレベルに応じた受講を可能とした。なお、集客活動として 6 社の訪問を計画していたが、受講申込数が順調に伸びたこともあり、最終的には 3 社に対し経営層や人事・教育担当を訪問して講座紹介及び資格支援制度・人材教育状況についてのヒアリングを行った。

また、参照基準に対応させた出題傾向の分析は引き続き行っており、公式問題集の出版されている 2011 年～2015 年度に加え、2016 年度の試験問題についてもどの単元から出題がされているかが把握できる資料を作成し、配布した。

② 統計検定資格の受験対策講座の開催

J M R A 主催の受験対策講座は今年度で 4 回目となる。各方面の協力を得て開催の運びとなり、一定の成果を得ることができた。各講座の具体的な内容と実績は下記の通りである。

(イ) ①統計学基礎講座

- ・日時：2017 年 9 月 13 日(水)10～17 時(受講者数 22 名)
- ・講師：小須田巖氏(J M R A 個人会員)
- ・講義内容：統計学の基礎を定量調査の手順に沿って学ぶ。具体的には、標本調査と母集団推計、無作為抽出の方法、標本誤差・代表値、検定など。

(ロ) ②－1 統計学応用講座 ー相関／時系列データについてー

- ・日時：2017 年 9 月 19 日(火)10～13 時(受講者数 16 名)
- ・講師：朝倉真粧美氏(株式会社ビデオリサーチ)
- ・講義内容：データ分析における統計手法の活用を学ぶ。具体的には、各種相関係数の特徴や時系列データで使われる指数など。

(ハ) ②－2 統計学応用講座 ー予測／要因分析についてー

- ・日時：2017 年 9 月 21 日(木)14～17 時(受講者数 11 名)
- ・講師：大竹延幸氏(株式会社マーケティング・サービス)
- ・講義内容：データ分析における統計手法の活用を学ぶ。具体的には、重回帰分析、数量化Ⅰ類、判別分析、数量化Ⅱ類。

(ニ) ②－3 統計学応用講座 ―構造分析について―

- ・日時：2017年9月26日(火)10～13時(受講者数11名)
- ・講師：大竹延幸氏(株式会社マーケティング・サービス)
- ・講義内容：データ分析における統計手法の活用を学ぶ。具体的には、主成分分析、因子分析、数量化Ⅲ類(コレスポンデンス分析)、クラスター分析。

(ホ) ③専門統計調査士対策講座「データの利活用編」

- ・日時：2017年10月3日(火)10～17時(受講者数21名)
- ・講師：芦川勝彦氏(株式会社東京サーベイ・リサーチ)
- ・講義内容：専門統計調査士の2016年の試験問題を中心に過去の試験問題を解説。具体的には、標本設計・データ分析・精度評価・調査データ・分析結果のまとめ等の手法など。

(ハ) ④統計調査士対策講座「公的統計実務編」

- ・日時：2017年10月10日(火)10～13時(受講者数22名)
- ・講師：鋤柄卓也氏(株式会社インテージリサーチ)
- ・講義内容：統計調査士の2016年の試験問題を中心に過去の試験問題を解説。具体的には、公的統計の役割・統計法規・統計調査の基本的知識・統計調査員の役割など。

(ト) ⑤専門統計調査士対策講座「調査実施実務編」

- ・日時：2017年10月10日(火)14～17時(受講者数12名)
- ・講師：鋤柄卓也氏(株式会社インテージリサーチ)
- ・講義内容：専門統計調査士の2016年の試験問題を中心に過去の試験問題を解説。具体的には、調査の企画・運営・実施・調査員指導など。

延べ受講者数は115名と、昨年度の58名からほぼ倍増した。

テキストは、(イ)(ロ)(ハ)(ニ)は講師著作のJ M R A発行オリジナルテキスト、(ホ)(ト)は「日本統計学会／公式認定：統計調査士・専門統計調査士公式問題集(2013～2015年)」(実務教育出版)を中心に講師著作の補助教材を使用した。(ハ)では立教大学より「統計検定 統計調査士試験 対策コンテンツ」の提供を受けて使用した。

また、各講座において受講者アンケートを実施した。結果の概要を以下に示す。

・所属(単一回答)

各講座でJ M R A会員社からの参加が7割強～9割台半ばを占める。

・講座を知ったきっかけ(複数回答)

各講座とも「自社内の告知やメール」や「自社内の人からの紹介」が多く、昨年度のトップ項目であった「J M R AのHP」を挙げる人は少ない。

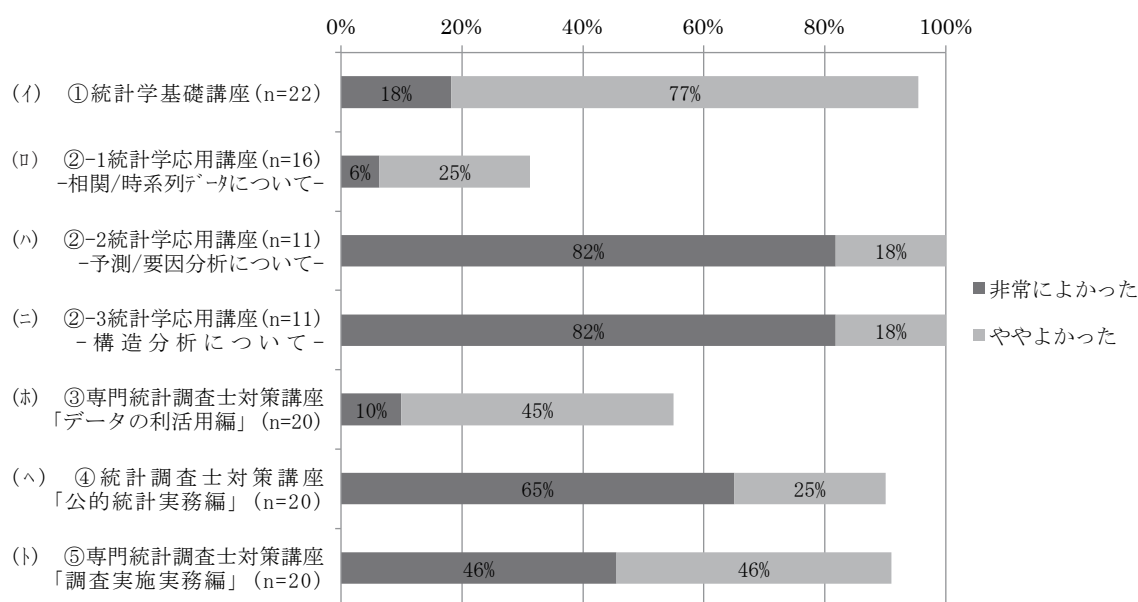
・受講料の負担について(単一回答)

(イ)～(ニ)の①統計学基礎講座・②統計学応用講座では「会社が全額負担」が8割強～9割を占める。(ホ)(ハ)(ト)の統計調査士・専門統計調査士対策講座では「会社が全額負担」は4割～7割強にとどまり、特に(ト)⑤専門統計調査士対策講座「調査実施実務編」の受講者には「全額自己負担」の人も3割弱みられる。

・受講後の総合的な評価(単一回答・5件法)

「非常によかった」と「ややよかった」を併せた『よかった』は(イ)(ハ)(ニ)(ヘ)(ト)でいずれも9割を超え、特に(ハ)「②－2 統計学応用講座 ー予測／要因分析についてー」と(ニ)「②－3 統計学応用講座 ー構造分析についてー」では共に『よかった』が10割に達し、うち「非常によかった」が8割強を占めて高い評価を得た。一方、(ホ)「③専門統計調査士対策講座「データの利活用編」」では『よかった』が5割強、(ロ)「②－1 統計学応用講座 ー相関／時系列データについてー」では3割台半ばと少ない。

図 3-3-1 受験対策講座における受講者アンケートの結果



評価の低い講座の個別の評価項目を見ると、いずれも「説明の内容」に対する評価が相対的に低く、自由回答においてはより要点をかみくだいたわかりやすい説明が期待されていた。今後の課題・補強点として来年度以降の講座企画・運営に活かしていく。

③ 次年度開催に向けた準備

前述の通り、本年度は当小委員会と並行してHRマネジメント委員会(教育分科会)においてJMR A全体でのリサーチ教育体系について議論が行われた。その結果、来年度は受験対策講座のうち(イ)～(ニ)の統計学基礎講座・統計学応用講座にあたる部分はリサーチ教育講座の一部としてHRマネジメント委員会(教育分科会)に移管ののち再構成され、「統計調査士」「専門統計調査士」試験対策に特化した講座である(ホ)～(ト)の3講座を当小委員会で引き続き実施することとなった。「統計調査士」「専門統計調査士」受験対策講座は、5年目に転機を迎えることとなり、これまでの反省や改善点を踏まえ、より効果的な講座を提供できるよう準備に着手している。

次回に向けた具体的な対策として、統計検定資格の必要性の啓蒙、募集活動の早期始動、集客対象の拡大、個別教材の見直し等が挙がり、集客対策としてはJMR Aのリサ

ーチャー教育体系を構成する講座紹介の位置づけで、HRマネジメント委員会(教育分科会)で実施する新人向け講座の拡販にからめた形ですすでに数社に訪問を開始している。また、講師のアサインについてはすでに、見通しが立っている状態である。なお、2018年度の試験は11月25日(日)に予定される。低合格率への対策について引き続き検討を加えていく。

(3) 統計検定資格に関連する諸機関との連携について

① 立教大学社会情報教育研究センターとの連携

本年度も引き続き、同センター発行のテキスト「統計検定 統計調査士試験 対策コンテンツ」を受験対策講座において使用した。今後も改訂予定のヒアリングなどをはじめ、継続して連携をしていく。

② 公益財団法人 統計情報研究開発センターとの連携

同センターによって主催されている「統計実務基礎研修」は、国・都道府県・市区町村及び民間団体の統計実務担当職員を対象として、統計の理論と応用、統計の作成と利用方法等国の統計実務に必要な知識及び技術の習得を図る目的として、毎年5月下旬～6月初旬に1.5日で実施されている。なお、2018年度は5月31日～6月1日に開催が予定されている。

統計検定試験向けの講座ではないが、必要な知識の獲得に有意義なコンテンツであるため、例年JMR A会員社から受講者が参加している。2017年度は、3社11名が参加した。例年、当小委員会として統計検定の受験希望者に推奨しており、今後も参加を促していく。

第 4 章 10 年間の総括と今後の活動に向けて

第4章 10年間の総括と今後の活動に向けて

4.1 公的統計市場の変遷と展望

4.1.1 公的統計調査に係る事務の民間活用の状況

国の機関で実施される統計調査に係る事務の民間委託の状況については、総務省政策統括官(統計基準担当)が「統計法施行状況報告」にまとめており、12の統計調査事務(①調査企画、②標本設計、③標本抽出、④実査準備、⑤実査、⑥内容検査、⑦符号格付け、⑧データ入力、⑨チェック等、⑩統計表作成、⑪結果審査、⑫調査票の保管)ごとにその状況が報告されている。ちなみに最新の平成28年度(平成29年6月公表)の状況報告では、「当該年度に実施した統計調査に係る事務については、248統計調査中204統計調査(全体の82.3%)において、何らかの事務について民間委託を実施している。」とある。統計事務の種類のうち民間調査会社の事業領域と合致している④実査準備から⑩統計表作成までの中流工程の委託率が50%を超えており、半数以上の統計調査が民間調査会社で対応することが可能だともいえる。また民間委託の状況を6年前の平成22年度と比較すると総合的な民間委託率では2.4ポイント増とそれほど伸びてはいないが、民間調査会社の主な事業領域である④実査準備から⑩統計表作成までの民間委託率は伸びており、④実査準備で10%弱、⑤実査で20%強と統計調査における民間活用が拡大しているといえる(表4-1-1-1を参照)。しかしながら、見方を変えると民間調査会社の対応領域である実査工程を含む統計事務の民間委託は、50%台に留まっており、潜在的な公的統計市場が50%弱存在しているともいえる。

表4-1-1-1 統計事務の種類別民間委託の状況(平成28年度)

平成28年度		統計事務の種類別件数												全統計調査件数
		① 調査 企画	② 標本 設計	③ 標本 抽出	④ 実査 準備	⑤ 実査	⑥ 内容 検査	⑦ 符号 付け	⑧ デー タ入 力	⑨ チェ ック 等	⑩ 統計 表作 成	⑪ 結果 審査	⑫ 調査 票の 保管	
府 省 全 体	当該事務が存在する統計調査件数	248	179	175	242	248	245	92	236	247	247	246	245	248
	うち民間委託を実施しているもの	件数	12	23	45	132	135	130	60	174	147	135	50	204
		(割合:%)	(4.8)	(12.8)	(25.7)	(54.5)	(54.4)	(53.1)	(65.2)	(73.7)	(59.5)	(54.7)	(20.3)	(82.3)
平成22年度との民間委託率の差(%)		-1.6	3.3	2.2	9.1	20.6	6.3	19.5	2.3	5.3	3.3	3.7	-4.6	2.4

出典(総務省政策統括官(統計基準担当)平成28年度統計法施行状況報告)

(1) 公的統計調査における府省別民間活用の推移と展望

表 4-1-1-2 は、各府省から公表されている落札情報を基に当委員会が独自に調べた過去 10 年間の実査工程を含む公的統計調査業務の民間活用の状況を整理した表となっている。

2017 年度の公的統計調査における民間活用の状況を 10 年前の 2008 年度と比較すると、契約金額の総額では 2008 年度に 26.9 億円であったのに対し、2017 年度では 54.9 億円と 28 億円増加している。契約本数については、2008 年度に全府省で 49 本であったのに対し、2017 年度では 105 本と 56 本増加している。

府省別の契約状況を 2008 年度と比較してみると、2017 年度では契約金額・契約本数共に、概ね各府省で増加傾向にあり、各府省で公的統計調査における民間活用が推進されていることがわかる。2008 年度と比較して最も契約金額が増加した府省は、経済産業省で 6.7 億円増、次いで厚生労働省が 6.4 億円増、総務省と国土交通省が 5.1 億円増となっている。契約本数を比較した場合では、厚生労働省が 25 本増と最も増加している。厚生労働省は契約金額、契約本数共に大きく増加しており、民間活用の推進に積極的であることが伺える。

府省別に民間活用の状況を見ると、一貫して契約金額が最も高いのは経済産業省となっている。経済産業省の 2017 年度の契約状況を見ると、経済センサス関連の大型契約が発生しない谷間の年度であったため、直近 3 年間では最も低い契約金額の 16.8 億円となっている。2008 年度からの 10 年間では、2011・2012 年度、2015・2016 年度に経済センサス-活動調査、2014 年度に経済センサス-基礎調査の契約があり、いずれも単年度当たりで 15 億円前後の大型契約となっており、該当する年度の契約金額に大きな影響を与えている。そこで、経済センサス関連業務を除いた契約金額の推移を見ると、2012 年度に 40 億円を超え、2016 年度には 50 億円を超える市場に成長したといえる。

第Ⅲ期基本計画では、「今後、民間事業者を一層効果的に活用する観点から、公的統計調査に精通した民間事業者の育成や裾野の拡大等を通じ、官民を超えて統計を支える基盤を構築すると共に、郵送・オンライン調査の手法による実査業務や照会対応業務などの民間事業者が優れたノウハウ等を有する業務については、積極的に民間事業者を活用する。」とあり、郵送・オンライン調査に限定されているものの、民間事業者の活用が一層推進され、公的統計市場の更なる成長が見込まれる。

表 4-1-1-2 公的統計調査における府省別民間活用の推移

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
内閣府	契約金額	3.2	3.4	3.4	3.8	5.6	3.4	3.1	3.7	3.4	4.5
	(2008年度比)	—	(+0.2)	(+0.2)	(+0.6)	(+2.4)	(+0.2)	(-0.1)	(+0.5)	(+0.2)	(+1.3)
	契約本数	6	5	5	8	11	12	8	11	8	10
	(2008年度比)	—	(-1)	(-1)	(+2)	(+5)	(+6)	(+2)	(+5)	(+2)	(+4)
総務省	契約金額	7.8	11.1	11.1	10.4	10.2	8.3	8.8	9.6	17.2	12.9
	(2008年度比)	—	(+3.3)	(+3.3)	(+2.6)	(+2.4)	(+0.5)	(+1.0)	(+1.8)	(+9.4)	(+5.1)
	契約本数	7	11	8	7	11	5	7	7	7	8
	(2008年度比)	—	(+4)	(+1)	(0)	(+4)	(-2)	(0)	(0)	(0)	(+1)
財務省	契約金額	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.5	0.4	0.4	0.4
	(2008年度比)	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(+0.1)	(+0.3)	(+0.2)	(+0.2)	(+0.2)
	契約本数	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1
	(2008年度比)	—	(0)	(0)	(0)	(0)	(+1)	(0)	(0)	(+1)	(0)
文部科学省	契約金額	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.1
	(2008年度比)	—	(+0.1)	(+0.1)	(+0.1)	(+0.1)	(+0.2)	(+0.1)	(+0.3)	(+0.1)	(+0.1)
	契約本数	0	1	1	1	1	2	1	2	2	2
	(2008年度比)	—	(+1)	(+1)	(+1)	(+1)	(+2)	(+1)	(+2)	(+2)	(+2)
厚生労働省	契約金額	3.4	5.0	4.7	6.6	3.2	5.3	3.4	5.4	4.4	9.8
	(2008年度比)	—	(+1.6)	(+1.3)	(+3.2)	(-0.2)	(+1.9)	(0.0)	(+2.0)	(+1.0)	(+6.4)
	契約本数	3	11	9	10	8	13	10	10	7	28
	(2008年度比)	—	(+8)	(+6)	(+7)	(+5)	(+10)	(+7)	(+7)	(+4)	(+25)
農林水産省	契約金額	0.5	2.2	2.9	2.6	2.2	2.6	2.7	3.9	3.0	3.3
	(2008年度比)	—	(+1.7)	(+2.4)	(+2.1)	(+1.7)	(+2.1)	(+2.2)	(+3.4)	(+2.5)	(+2.8)
	契約本数	3	6	10	11	17	9	10	10	17	11
	(2008年度比)	—	(+3)	(+7)	(+8)	(+14)	(+6)	(+7)	(+7)	(+14)	(+8)
経済産業省	契約金額	10.1	11.5	11.3	23.4	27.8	13.1	30.1	28.8	25.9	16.8
	(2008年度比)	—	(+1.4)	(+1.2)	(+13.3)	(+17.7)	(+3.0)	(+20.0)	(+18.7)	(+15.8)	(+6.7)
	契約本数	21	22	25	23	25	27	28	27	25	27
	(2008年度比)	—	(+1)	(+4)	(+2)	(+4)	(+6)	(+7)	(+6)	(+4)	(+6)
国土交通省	契約金額	1.6	2.9	8.0	5.4	10.5	7.1	5.3	5.3	7.3	6.7
	(2008年度比)	—	(+1.3)	(+6.4)	(+3.8)	(+8.9)	(+5.5)	(+3.7)	(+3.7)	(+5.7)	(+5.1)
	契約本数	7	14	18	16	23	22	18	16	18	14
	(2008年度比)	—	(+7)	(+11)	(+9)	(+16)	(+15)	(+11)	(+9)	(+11)	(+7)
環境省	契約金額	0.2	1.0	3.5	0.6	1.6	0.5	1.9	2.5	2.1	0.3
	(2008年度比)	—	(+0.8)	(+3.3)	(+0.4)	(+1.4)	(+0.3)	(+1.7)	(+2.3)	(+1.9)	(+0.1)
	契約本数	1	6	8	6	9	5	6	7	6	4
	(2008年度比)	—	(+5)	(+7)	(+5)	(+8)	(+4)	(+5)	(+6)	(+5)	(+3)
法務省	契約金額	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(2008年度比)	—	(0)	(0)	(+0.1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	契約本数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	(2008年度比)	—	(0)	(0)	(+1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	契約金額	26.9	37.3	45.1	53.1	61.4	40.6	55.9	60.1	63.9	54.9
	(2008年度比)	—	(+10.4)	(+18.2)	(+26.2)	(+34.5)	(+13.7)	(+29.0)	(+33.2)	(+37.0)	(+28.0)
	経済センサスを除く契約金額	26.9	37.3	45.1	37.9	45.1	40.6	41.9	46.6	50.4	54.9
	(2008年度比)	—	(+10.4)	(+18.2)	(+11.0)	(+18.2)	(+13.7)	(+15.0)	(+19.7)	(+23.5)	(+28.0)
	契約本数	49	77	85	84	106	97	89	91	92	105
	(2008年度比)	—	(+28)	(+36)	(+35)	(+57)	(+48)	(+40)	(+42)	(+43)	(+56)

注 1 表中の単位は契約金額:億円、契約本数:本となっている。

注 2 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額または実際の単年度契約金額を計上している。

注 3 契約本数には契約者、契約金額等の入札情報が非公表の案件も含んでいる。

注 4 契約金額は小数点第 2 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(2) 公的統計調査における委託先別民間活用の推移と展望

過去 10 年間の契約状況を委託先別に見ると、J M R A 会員社は 2008 年度に契約金額 13.3 億円(9 本)となっていたが、10 年後の 2017 年度には契約金額 34.3 億円(38 本)と 3 倍近く伸びている。一方、シンクタンク及び団体の契約状況を見ると、シンクタンクは 2012 年度の契約金額 13 億円(17 本)をピークに減少傾向となり、団体は 2013 年度の契約金額 5.1 億円(19 本)をピークに減少している。その他民間に関しては、契約本数を 3 倍以上に伸ばしているものの、契約金額は 10 億円前後で横ばいとなっている。

J M R A 会員社の契約額が増加し、その他の委託先が減少傾向となったのは、民間調査会社の対応領域である実査工程を含む公的統計調査の民間委託率が伸びてきていることや、契約案件の大型化により公的統計調査業務を実施するためのインフラが整っている J M R A 会員社の受託機会が増えたことに起因していると考えられる。また、2017 年度の契約状況から公的統計調査業務を受託している J M R A 会員のうち、I S O 20252 の認証企業の契約金額が 33.7 億円(36 本)と契約金額総額の 6 割を占めており、統計精度の維持・向上が求められる府省の公的統計調査業務では、I S O 20252 の認証企業の受託割合が高くなるといえる。

公的統計調査における民間事業者の活用は、第Ⅲ期基本計画で示されている通り、郵送・オンライン調査を中心に一層拡大されることが予想される。また、統計改革の流れから統計の改善・見直しが進められ、経済センサスや 2019 年度に実施される経済構造実態調査と同規模の統計が整備され、民間委託となることも考えられる。

現在の公的統計市場では、市場の 6 割を占める I S O 20252 の認証企業を中心に受け皿となっており、統計精度の維持・向上の観点から、今後もこの状況が続くと考えられる。しかしながら、2018 年 3 月末現在で I S O 20252 の認証企業は 8 社しかなく、今後の拡大が見込まれる公的統計市場に対して、認証企業数が少ないのが現状である。また大型化する公的統計調査業務に対しては、1 社での対応が難しくなっており、複数の企業間での共同事業体が重要となってくる。公的統計調査業務における共同事業体での入札参加は事例が少なく、民間調査会社の中では浸透していないのが現状である。この状況に対して、当委員会としては、I S O 20252 の認証企業数の増加と共同事業体での入札参加促進が喫緊の課題であると受け止めており、2018 年度以降の重点課題として取り組んでいく所存である。

表 4-1-1-3 公的統計調査における委託先別民間活用の推移

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
J M R A	金額	13.3	19.3	21.0	32.9	36.6	19.2	38.1	42.1	48.3	34.3
	本数	9	14	18	22	32	32	31	36	37	38
シ タ	金額	5.2	5.4	10.3	11.5	13.0	7.4	4.5	5.4	4.9	9.5
	本数	7	14	17	15	17	11	5	6	4	8
そ の 他 民 間	金額	7.4	9.0	9.6	6.2	9.1	8.9	10.1	9.8	8.6	10.1
	本数	15	27	33	32	36	35	39	34	38	50
団 体	金額	0.8	3.5	4.2	2.6	2.7	5.1	3.2	2.8	2.1	1.0
	本数	15	20	16	15	20	19	14	15	13	9
合 計	金額	26.9	37.3	45.1	53.1	61.4	40.6	55.9	60.1	63.9	54.9
	本数	46	75	84	84	105	97	89	91	92	105

注 2 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額または実際の単年度契約金額を計上している。

注 3 契約者、契約金額等入札情報が非公表の案件を除いている。

(3) 公共サービス改革法適用の公的統計調査における民間活用の推移と展望

府省における公共サービス改革法(以下、「公サ法」という)が適用されている公的統計調査業務の契約状況について 10 年間の推移を見ると、2008 年度では 3.1 億円(10 本)であったのに対し、2017 年度には 12.4 億円(15 本)と 4 倍に増加している。公サ法適用案件の契約金額は 2012 年度に 10 億円を超え、以降 10 億円以上の規模を維持している。

委託先の契約状況の推移を見ると、契約金額では一貫して J M R A 会員社が最も高くなっており、2012 年度には 10 億円を超え、契約本数も 10 本前後を推移している。公サ法適用案件は競争性の改善に向け、「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」に基づき実施要項の作成が行われているため、仕様書の透明性が高くなっており、複数年契約も採用されていることから、J M R A 会員社にとって取り組みやすい案件であることを示している。

当委員会では、公共サービス改革基本方針の見直しに関連する意見の提示や表敬訪問での意見交換を毎年実施し、公的統計調査業務の入札における競争性の改善に向けた提言を行っている。公サ法適用案件における J M R A 会員社の受託割合が高いのは、こうした当委員会の活動も影響していると考えられる。

一方、地方公共団体については、この 10 年間で民間活用の推進に関する進展は見受けられない。しかしながら、公共サービス改革基本方針(平成 29 年 7 月閣議決定)では、自発的に法に基づく入札を実施しようとする地方公共団体が円滑に公共サービスの改革に取り組むことができるよう、その取組を阻害している法令の見直しを図るなど環境整備を積極的に進めるとしている。また公共サービス改革基本方針の別表には、各府省の計画が盛り込まれており、その内容を見ると総務省では、科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての基幹統計調査について、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じるとしている。この状況から、2007 年度に市場化テストとなった越前市の就業構造基本調査(指定統計)のように、地方公共団体が担当する基幹統計の市場化について検討が進められ、公的統計市場の拡大につながることも考えられる。

公サ法適用案件を所管する総務省行政管理局公共サービス改革推進室とは、引き続き意見交換の機会をつくり、民間調査会社が府省の公的統計調査業務に参入しやすい環境となるように実施要項等の改善について提言を行うと共に、地方公共団体の基幹統計の民間開放等、公的統計市場の成長につながる提案を行っていく所存である。

表 4-1-1-4 公サ法適用の公的統計調査における委託先別民間活用の推移

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
J M R A	金額	1.4	3.4	5.3	6.0	10.7	10.0	9.7	11.4	13.6	10.6
	本数	2	4	6	6	11	11	11	10	10	10
シンク タンク	金額	0	0	0	0	0	0.4	0.4	0	0	0
	本数	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
その他 民 間	金額	1.3	0.8	0.8	0.8	0.3	0.3	0.9	0.7	0.7	1.1
	本数	6	6	7	6	3	2	2	3	2	3
団 体	金額	0.4	1.0	0.8	0.1	0.1	0.1	1.1	0.4	1.7	0.7
	本数	2	3	2	1	1	1	4	4	5	2
合 計	金額	3.1	5.2	6.8	7.0	11.1	10.7	12.1	12.1	15.9	12.4
	本数	10	13	15	13	15	15	18	17	17	15

注 1 表中の金額は単位:億円、本数は単位:本となっている。

注 2 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額または実際の単年度契約金額を計上している。

注 3 石油産業情報化推進調査は「石油設備調査」「石油輸入調査」「石油製品需給動態統計調査」の3統計まとめた契約であるが、「石油設備調査」の実施年度には本数を3本とカウントし、実施しない年度は2本とカウントしている。

注 4 2016・2017年度は「産地水産物流通調査及び冷蔵水産物流通調査」を1本としてカウントし、金額・本数に含んでいる。

注 5 契約金額は小数点第1位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

注 6 市場化テストを実施している統計調査(平成30年4月現在)は巻末資料4を参照

(4) 公的統計調査業務における複数年契約の推移と展望

公的統計調査業務における複数年契約の状況について推移を見ると、契約本数では2008年度に6本であったのに対し、2017年度では22本と10年間で16本の増加となっている。2017年度契約状況では、根拠法が公サ法となっている案件が15本あり、すべての案件が複数年契約となっている。このことから、複数年契約の増減については、公サ法が適用される案件数に影響されると考えられる。

当委員会では、2015年度・2016年度と2年間にわたり、総務省政策統括官(統計基準担当)統計企画管理官室が主催して行われた「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」に民間調査会社の代表として意見交換会に参加してきた。意見交換会では複数年契約は経営安定化とノウハウの蓄積につながることで、民間事業者の需要が高く、参入促進につながる契約方法であることを伝え、統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインに「各府省は、民間事業者が統計調査業務に関する経験やノウハウを蓄積することで、より効率的に業務を実施できるようにする観点から、委託業務の内容や調査実施時期などを考慮し、国庫債務負担行為の活用による複数年にわたる契約の導入に努める。」と書き加えられた。統計調査における民間事業者

の活用に係るガイドラインに複数年契約の導入推進が明示され、各府省で複数年契約が推進されるようになれば、民間事業者の参加促進につながることであり、当委員会としても歓迎される状況となる。

一方、各府省との意見交換では会計法での複数年契約を話題にすると、財政上の問題で難しいとの回答が多く、積極的に推進されることが難しい状況であると考えている。2017年度の契約状況では、根拠法が会計法である案件のうち、複数年契約は7本にとどまっている。また会計法で複数年契約となっている7案件のうち、3案件は公サ法の適用に伴い複数年契約化され、会計法でも複数年契約が維持された案件となっている。このような状況を踏まえ、公的統計調査業務において複数年契約を推進していくためには、会計法から公サ法に移行させ、複数年契約を導入していく方法が考えられる。

競争性に問題のある事業等が公サ法の選定対象となることから、各府省は一者応札が続いている会計法案件について、競争性の向上と民間事業者の参入促進の観点から積極的に公サ法へ移行させ、公サ法から会計法に戻った後も公サ法と同様の仕様書づくりと複数年契約を継続することを検討して頂きたい。

表 4-1-1-5 公的統計調査業務における複数年契約の推移

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
内閣府	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
総務省	3	4	4	4	4	3	3	3	5	4
財務省	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
文部科学省	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	3	0	2	2	2	2	2	2	3
農林水産省	3	5	5	5	5	5	5	5	6	5
経済産業省	0	1	1	2	2	1	4	5	5	5
国土交通省	0	0	1	1	1	1	1	1	1	2
環境省	0	1	2	1	1	1	1	1	1	1
合計	6	15	17	16	16	15	18	19	22	22

注 1 表中の単位:本となっている。

注 2 契約者、契約金額等入札情報が非公表の案件を除いている。

4.1.2 公的統計調査における調査手法別の民間活用の推移と展望

調査手法別の契約状況の推移を見ると、単一調査手法では郵送調査で実施した公的統計調査が 2013 年度まで増加傾向であったものの、2014 年度以降は減少傾向となっている。一方、併用型の調査手法では郵送・オンライン併用型の調査手法が増加傾向にあり、2014 年度以降は 40 本以上の公的統計調査で採用されるようになった。

郵送・オンライン調査併用型が増加した背景としては、2014 年 3 月に閣議決定された第Ⅱ期基本計画にオンライン調査の推進が明示され、政府統計共同利用システムのオンライン調査機能の利用が増加したことや平成 27 年度に実施された国勢調査のオンライン回答率が約 37%と高い水準であったことの影響が大きい。

公的統計調査における調査手法は、業務効率化とコスト削減の観点から調査員調査から郵送調査へ調査手法が移行され、回収率向上の観点から郵送・オンライン調査の併用型となり、この調査手法が定着している。第Ⅲ期基本計画では、郵送調査を中心に民間事業者の活用を推進することが明示され、公的統計調査が郵送調査を主体とした調査手法に変更されることは、公的統計市場の拡大につながることであり、民間事業者側としては歓迎される流れとなってきた。

表 4-1-2-1 公的統計調査における調査手法別の民間活用の推移

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
調査員調査	7(14)	4(5)	5(6)	6(7)	7(7)	6(6)	5(6)	9(10)	6(6)	7(7)
郵送調査	21(43)	22(29)	26(31)	25(30)	28(26)	33(34)	20(22)	18(19)	17(18)	18(17)
オンライン調査	0(0)	1(1)	2(2)	2(2)	5(5)	2(2)	2(2)	2(2)	3(3)	6(6)
調査員・オンライン調査	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)	0(0)
郵送・調査員調査	3(6)	9(12)	8(9)	7(8)	6(6)	6(6)	7(8)	4(4)	5(5)	3(3)
郵送・オンライン調査	15(31)	30(40)	35(41)	34(40)	47(44)	38(39)	40(45)	43(46)	47(50)	54(51)
郵送・FAX調査	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
郵送・オンライン・電話調査	1(2)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
郵送・オンライン・FAX調査	2(4)	4(5)	4(5)	5(6)	7(7)	7(7)	7(8)	10(11)	7(7)	7(7)
郵送・オンライン・調査員調査	0(0)	2(3)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	3(3)	4(4)	5(5)	7(7)
郵送・調査員・オンライン・FAX調査	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	3(3)	2(2)
オンライン・電話・FAX調査	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)
郵送・調査員・オンライン・電話・FAX調査	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)
その他	0(0)	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	49(100)	77(100)	85(100)	84(100)	106(100)	97(100)	89(100)	94(100)	95(100)	105(100)

注 1 表中の数字は契約本数を表しており、単位：本となっている。

注 2 ()内は、構成比：%を表している。

注 3 構成比は小数点第 1 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

注 4 個別数字の計と合計値が合わない場合は、四捨五入の関係による。

注 5 2013 年度以降は「電子メール」「電話自動応答システム等」をオンライン調査の範疇に入れている。

注 6 契約者、契約金額等入札情報が非公表の案件を含めている。

4.2 J M R A 会員社における調査インフラ等の整備状況と課題

当委員会では、J M R A 会員社の調査インフラ等の整備状況や公的統計調査業務への対応状況を把握することを目的に、2008 年度から 2016 年度までの 9 年間にわたり、調査を行っている。9 年間実施してきた会員社調査の結果を基に J M R A 会員社の調査インフラ等の整備状況を整理し、J M R A 会員社が公的統計調査業務の受け皿となるためのインフラ面での課題について、以下に記載する。

4.2.1 J M R A 会員社における資格保有状況と課題

(1) J M R A 会員社の全省庁統一資格の登録状況と課題への対応

当委員会が実施している会員社調査の結果から府省の入札参加に必要な全省庁統一資格に登録している J M R A 会員社は、2008 年度に「A ランク」が 4 社、「B ランク」が 5 社、「C ランク」が 11 社の計 20 社であったのに対し、2016 年度には「A ランク」が 4 社、「B ランク」が 7 社、「C ランク」が 17 社、「D ランク」が 2 社の計 30 社と登録事業者全体で 10 社増となっている。表 4-2-1-1 から府省の公的統計調査業務は、すべての資格ランクの事業者で受託されており、登録事業者数の増加は、公的統計調査業務の受け皿となる民間調査会社の増加につながっているといえる。また資格ランク別では、2008 年度から「B ランク」が 2 社増加しているものの、「A ランク」は同数となっており、この 9 年間での大きな変動は見られない。今後、公的統計調査における民間活用が一層拡大され、委託案件数の増加だけでなく委託の範囲や委託の規模の拡大が想定されることから、現在の「A ランク」及び「B ランク」の事業者だけでは受けきれない状況となることが考えられる。この状況から、発注者側である府省と受託者側である民間事業者が連携し、「A ランク」及び「B ランク」の登録事業者の増加につながる施策に取り組むことが重要である。

表 4-2-1-1 委託先別・全省庁統一資格ランク別の契約状況(2016 年度)

	資格ランク	A ランク	B ランク (J V 含む)	C ランク	D ランク	計
J M R A 会員社	契約金額	1,688	1,994	1,150	0	4,832
	契約本数	5	23	9	0	37
シンクタンク	契約金額	449	0	45	0	495
	契約本数	3	0	1	0	4
その他の民間	契約金額	559	63	228	7	857
	契約本数	6	1	28	3	38
団体	契約金額	0	103	100	4	208
	契約本数	0	4	7	2	13
合計	契約金額	2,696	2,160	1,523	12	6,391
	契約本数	14	28	45	5	92

注 1 表中の金額は単位:百万円、本数は単位:本となっている。

注 2 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額または実際の単年度契約金額を計上している。

注 3 契約者、契約金額等入札情報が非公表の案件を除いている。

注 4 本表は当委員会で調べた落札情報を全省庁統一資格ランク別に整理したものである。

(2) J M R A 会員社の I S O 20252 の認証取得状況と課題

民間調査会社の品質保証に対する取り組み指標の一つとして、国際規格である I S O 9001 や I S O 20252 等の認証取得件数があげられる。I S O 9001 がマネジメントシステムに対する認証であるのに対し、個々の業務単位でのプロセスを認証するのが I S O 20252 となっている。この I S O 20252 を取得している企業数は 2010 年に 2 社が取得し、以降取得企業数が増え続け、現在では 8 社となっている。I S O 20252 の取得及び維持するためには、人材と経費の確保が必要であり、認証企業が劇的に増加するような状況ではないが、毎年取得を検討する企業があるため、数年のうちには認証企業数が 2 桁になると考えている。

公的統計調査における民間活用が拡大する状況の中で、府省では公的統計調査における民間活用の標準的な指針である「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(2017 年 3 月改正)」において、公的統計調査業務におけるプロセス保証の導入を明示した。公的統計調査業務におけるプロセス保証は、I S O 20252 の要求事項に基づき作成された一般社団法人日本品質管理学会が発行する規格の「公的統計調査のプロセス指針と要求事項」に沿った内容となっている。今後、公的統計調査業務を受託した場合は、I S O 20252 と同様の要求事項が求められるため、公的統計市場への参入を目指す企業の I S O 20252 の認証取得が考えられる。また、市場・世論・社会調査におけるアクセスパネルの国際規格である I S O 26362 が I S O 20252 に組み込まれることが決定しており、インターネットリサーチを主体としている民間調査会社も含めた I S O 20252 認証取得の検討が進められ、I S O 20252 認証企業数の増加につながることを期待している。

(3) J M R A 会員社の統計専門資格の保有状況と課題

当委員会で実施している会員社調査では、各社の社員における統計調査のスキルを測る資格として、一般社団法人日本統計学会の「統計調査士」「専門統計調査士」の受験者数及び資格保有者数の調査を行っている。表 4-2-1-2 は、「統計調査士」「専門統計調査士」の受験者数を整理した表となっており、この結果を見ると、J M R A 会員社からの受験者数は、両資格とも 2014 年度に大幅な減少となっている。これは 2013 年度までに在籍する社員の受験が概ね終了し、新たに入社した社員を中心とした受験に移行したことに起因していると考えられる。

表 4-2-1-2 統計調査士・専門統計調査士の受験者数

種別	統計調査士			専門統計調査士		
	総受験者数	J M R A 受験者数	J M R A の比率	総受験者数	J M R A 受験者数	J M R A の比率
2011	286	218	76.2%	258	249	96.5%
2012	302	196	64.9%	205	161	78.5%
2013	403	133	33.0%	229	111	48.5%
2014	410	55	13.4%	227	45	19.8%
2015	404	56	13.9%	209	40	19.1%
2016	452	54	11.9%	257	40	15.6%
2017	424	45	10.6%	272	44	16.2%

出典 総受験者数は統計検定ホームページ、JMRAからの団体・単独申込者のデータから算出

表 4-2-1-3 は、JMRA 会員社の「統計調査士」「専門統計調査士」の資格保有者数を整理した表となっており、この結果をみると、2014 年度の統計調査士の資格保有者 266 人(1 社当たり 17.7 人)、専門統計調査士の資格保有者 272 人(1 社当たり 17.0 人)をピークに減少傾向となっている。

表 4-2-1-3 JMRA 会員社の統計調査士・専門統計調査士資格保有者数

種別	統計調査士			専門統計調査士		
	回答社数	資格保有人数	1社当たりの 資格保有人数	回答社数	資格保有人数	1社当たりの 資格保有人数
2012	13	73	5.6	12	127	10.6
2013	14	205	14.6	14	178	12.7
2014	15	266	17.7	16	272	17.0
2015	20	227	11.4	20	227	11.4
2016	24	238	9.9	23	240	10.4

注 1 1社当たりの資格保有人数は、資格保有人数を回答社数で除している。

民間調査会社が公的統計調査業務の受け皿となるためには、統計調査に必要な知識を持った人材を十分に確保しておくことが重要だと考えており、統計の専門資格である「統計調査士」「専門統計調査士」の資格保有者が減少していることは、当委員会としても喫緊の課題であると受け止めている。当委員会では、この状況を改善するため、2014 年度から「統計調査士」「専門統計調査士」の資格取得に向けた受験対策講座を実施している。表 4-2-1-4 は、受験対策講座の受講者数を整理した表となっており、講座開始当初の 2014 年度には 49 人であったのに対して、2017 年度は 115 人と受講者数が倍増している。これは当委員会が行っている JMRA 内外への広報周知活動によるもので、民間調査会社の統計人材の確保のため、引き続き「統計調査士」「専門統計調査士」の資格保有者数の増加に向けた取り組みを行っていく所存である。

表 4-2-1-4 統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の受講者数の推移

講座名	2014	2015	2016	2017
統計学基礎講座	6	12	10	22
統計学応用講座	6	6	10	38
相関/時系列データ	—	—	—	16
予測/要因分析	—	—	—	11
構造分析	—	—	—	11
データの利活用講座	12	6	10	21
公的統計実務講座	15	15	16	22
調査実施実務講座	10	10	12	12
受講者合計	49	49	58	115

注 1 受講者合計は、1 人の受講者が複数講座を受講した場合も 1 人とカウントしている。

4.2.2 J M R A 会員社における調査員の保有状況と課題

(1) 調査員の保有状況

J M R A 会員社の中で調査員を保有している企業数は、2008 年度に 44 社であったのに対し、2016 年度では 33 社と 11 社減少し、調査手法別に見ても全調査手法で調査員を保有する企業数が減少している。巻末資料の「J M R A 会員社調査の 10 年を振り返る」に記載している通り、調査員調査の実施本数が 2014 年度から 2016 年度の 2 年間で半減しており、調査員保有社の減少は調査員調査のニーズが減少していることに起因していると考えられる。この状況は官公庁の調査業務でも同様の傾向にあり、2012 年に 88 本の調査員調査の受託があったのに対し、2016 年には 67 本と 21 本の減少となっている。

表 4-2-2-1 J M R A 会員社の調査手法別の調査員保有社数の推移

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
訪問調査員	40	40	28	35	33	32	27	26	27
ミステリーショッパー	30	30	22	20	25	24	20	19	18
来店客・来街者	28	33	23	23	29	28	22	-	19
電話調査	21	25	17	21	23	19	18	14	15
C L T	36	39	27	32	33	33	26	20	21
その他	5	6	3	6	5	9	8	16	9
合計	44	44	32	40	38	35	27	33	33

注 1 表中の単位:社となっている。

注 2 手法間の重複カウントを許容しているため、各項目の合計値と合計欄の値は一致しない。

注 3 2015 年度は「来店客・来街者」の調査員保有状況の質問を調査項目から除外している。

調査員を保有する企業が減少する一方で、保有調査員数に関しては 2009 年度に平均で 532.7 人であったのに対し、2016 年度では 547.1 人と微増となっている。調査手法別に見ると、ミステリーショッパーと電話調査で大幅な減少が見られ、訪問調査員や C L T では微増となっている。近年、調査員を取り巻く環境は「調査員の高齢化」や「調査員のなり手の減少」等の理由から、人材の確保が難しい状況となっている。このような環境の中で、調査員を保有している企業では、調査員を確保するための様々な取り組みを行っていると考えられる。2016 年度の会員社調査の結果では、調査員を保有する企業のすべてが何らかの募集を行っており、調査員確保に注力していることとして、「既存調査員から紹介」や「パートナー会社の利用」等の取り組みをあげている。

調査員を保有する企業の調査員の維持・確保の取り組みが、今後も継続されていくように、当委員会としては調査員を活用するシーンを増やすように府省に働きかけていくことが重要であると考えている。

表 4-2-2-2 J M R A 会員社の調査手法別調査員の平均保有人数の推移

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
訪問調査員	399.3	358.4	402.9	343.4	371.9	408.2	458.4	380.1	406.6
ミステリーショッパー	1302.5	210.9	210.9	224.6	248.1	242.3	280.2	232.6	132.7
来店客・来街者	174.1	130.3	131.1	112.3	98.2	94.0	156.4	-	134.6
電話調査	195.7	159.0	73.1	65.1	55.5	60.4	77.8	42.4	30.9
C L T	111.5	67.7	84.1	60.5	85.3	98.0	84.8	59.1	85.7
その他	30.0	165.8	17.3	18.0	28.0	34.6	85.9	89.4	81.1
合計	-	532.7	561.6	416.0	563.1	544.0	640.7	454.9	547.1

注 1 表中の単位：人となっている。

注 2 手法間の重複カウントを許容しているため、各項目の合計値と合計欄の値は一致しない。

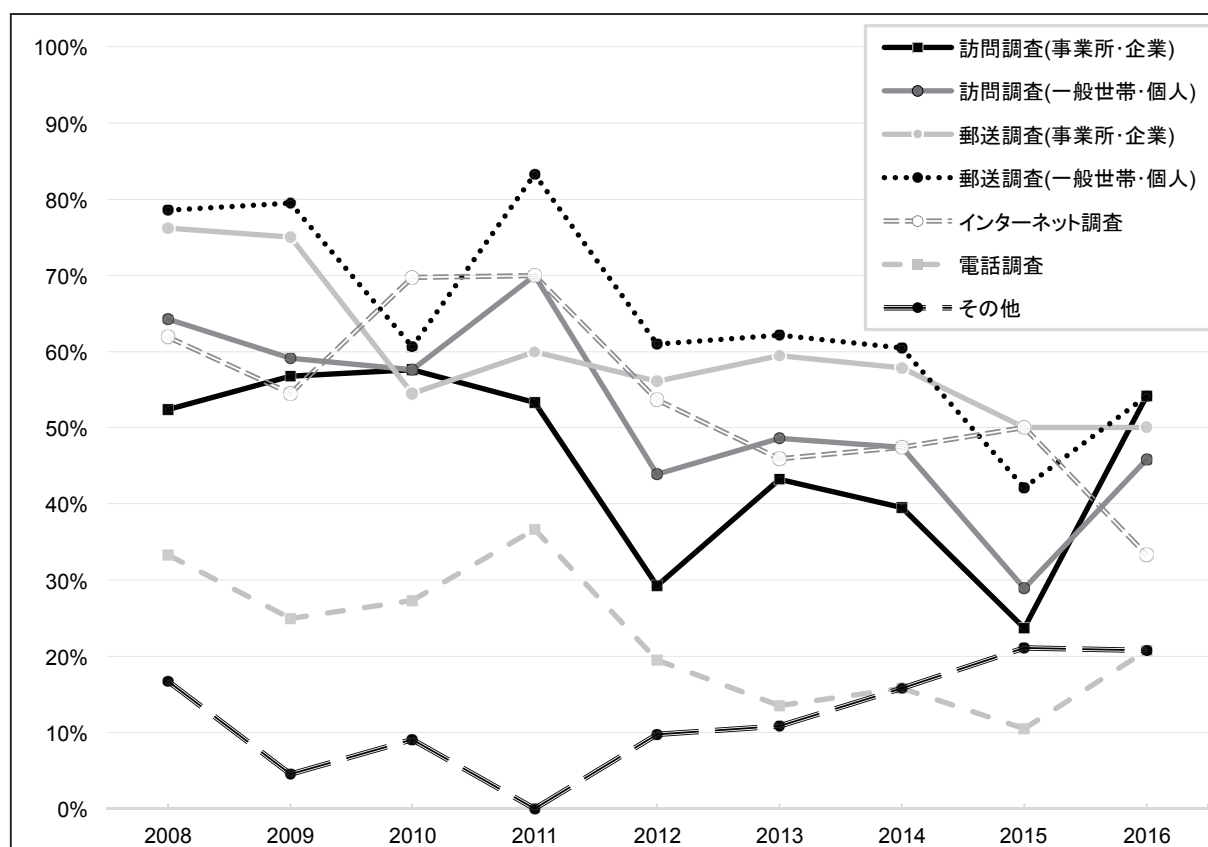
注 3 平均人数は、0 人の回答を含まない。

注 4 2008 年度は「合計」、2015 年度は「来店客・来街者」を調査項目から除外している。

4.2.3 J M R A 会員社の公的統計調査における調査手法別の参入意向と対応力

民間調査会社の公的統計調査における調査手法別の参入意向は、過去 9 年間で一貫して郵送調査(一般世帯・個人)と郵送調査(事業所・企業)の割合が高い。2008 年度から 2011 年度では訪問調査(一般世帯・個人)への参入意向が高かったものの、近年では参入意向が下がってきている。

図 4-2-3-1 公的統計調査における調査手法別の参入意向の推移



注 1 無回答は図に表示していない。

注 2 2012・2013 年度は回答に「参入を考えていない」を除いて再集計をしている。

一方、民間調査会社の調査手法別の対応力については、訪問調査の対応力に変化はないものの、事業所・企業を対象とした郵送調査では、プロジェクト単位で対応可能なサンプル数が増加している。これは、事業所・企業を対象とした公的統計調査の手法が、訪問調査から郵送調査主体の手法に移行され、郵送調査(事業所・企業)への参入意向が高い民間調査会社を中心にインフラの整備が進んだと考えられる。第Ⅲ期基本計画では、「限られた統計調査員のリソースを有効に活用する観点から、事業所・企業等を対象とする公的統計調査について、調査ごとの特性や事業所母集団データベースの整備状況、結果精度の確保に留意しつつ、統計棚卸し等も踏まえ、可能な限り郵送・オンライン調査への段階的な移行を検討する。」と明示され、公的統計調査の調査手法が郵送調査主体に移行されることが明白であり、公的統計調査業務への参入意向を持つ民間調査会社が、事業所・企業を対象とした郵送調査への対応力をより一層高めていくと考えられる。

表 4-2-3-1 公的統計調査における調査手法別の対応可能なサンプル数

	2015年度				2016年度			
	社数	平均値	最大値	中央値	社数	平均値	最大値	中央値
訪問調査(事業所・企業)	11	6,243	30,000	2,000	10	8,780	30,000	3,000
訪問調査(一般世帯・個人)	12	10,800	30,000	5,000	11	11,745	30,000	5,000
郵送調査(事業所・企業)	19	268,821	1,500,000	20,000	12	324,000	2,000,000	50,000
郵送調査(一般世帯・個人)	15	223,667	1,500,000	20,000	13	150,615	1,000,000	50,000

注 1 調査手法別の対応力に関する調査項目は 2015・2016 年度のみ実施している。

注 2 回答は自社での対応可能なプロジェクト単位の最大サンプル数としている。

4.3 府省への提言と今後の委員会活動

4.3.1 民間調査会社の公的統計調査業務への参入課題と府省への提言

当委員会が実施している会員社調査では、2008 年度から 2016 年度までの 9 年間ににおいて、官公庁の公的統計調査業務への参入意向をきいている。その結果を見ると、2008 年度では売上規模 6 億円以上の会員社が 9 割、売上規模 5 億円台以下の会員社が 5 割の参入意向を示していたのに対し、2016 年度では売上規模 6 億円以上の会員社が 6 割、売上規模 5 億円台以下の会員社が 3 割とそれぞれ参入意向が減少している。

会員社調査では、2008 年度から 2015 年度までの各年度における官公庁と民間の委託業務の直接経費割合をきいており、その結果では一貫して官公庁の直接経費割合が高く、官公庁の委託業務は民間の委託業務よりも収益性が低いといえる。このことから、官公庁の委託業務は民間調査会社にとって魅力の薄い案件と言える。

官公庁の委託業務の収益性の低さは、公的統計調査業務においても該当する。当委員会が実施している会員社調査では、各年度とも府省の公的統計調査業務への参入を考える条件や公的統計調査業務に対する意見を自由記述できいており、その結果から参入障壁となっているのは、収益性の低さを指摘する回答が最も多く、他社応札額(低価格入札)と価格感のギャップ、入札説明書・仕様書や評価プロセスの不透明さ、大型業務への対応力不足などがあがっている。公的統計調査業務は民間活用の拡大が予想されるものの、J M R A 会員社の中でも受け皿となる事業者が限定されてきており、公的統計調

査業務への参入意向が高まらなければ、現在の受け皿となっている事業者が飽和し、委託業務の受け手がいない状況となることも考えられる。この状況を改善するためには、公的統計調査業務が新たに受け皿となる民間事業者から魅力のある案件だと認識される必要がある。

そこで、当委員会では民間事業者から府省の統計調査業務が魅力ある案件と認識され、参入意向が高まるように以下の提案を行う。また当委員会のガイドライン推進小委員会からは、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の内容に沿った提案を記載しているので、併せてご検討頂きたい(「3.2 ガイドライン推進小委員会」参照)。

(1) 調達方法に関する提言

① 予定価格の開示と最低制限価格の設定

最低価格落札方式では、新規参入事業者等による実績づくりのため、事業収益に見合わない低価格入札から、品質の低下を招いた調達案件のことを耳にすることが度々ある。低価格入札については、J M R A 会員社から府省の委託業務への参入障壁の一つとして意見があげられており、参入意欲が削がれる行為といえる。低価格入札を抑制するための方策として、最低制限価格制度の採用があげられる。公的統計調査業務の調達においては、ほとんどの府省で低入札価格調査制度が採用され、最低制限価格制度が採用されていないのが現状である。このような状況から、委託者側の求める品質と受託事業者側の収益性を最低限保証する入札の仕組みとして、最低制限価格制度の採用を提案する。

公的統計調査業務では、契約金額が単年度ベースで1億円を超える大型の調達案件が複数あり、統計改革の流れや第Ⅲ期基本計画の推進状況によっては、同規模の調達案件が増えてくることも予想される。総合評価落札方式の入札に当たっては、入札積算の他に企画提案書の作成や応札要件資料の作成など、準備に多大な人工が掛かり、参入障壁の要素となることが考えられる。そこで、総合評価落札方式では、予定価格の開示についての検討を提案する。予定価格の開示がされれば、品質の確保と事業の採算性を考慮し、入札準備に取り掛かる前に応札の判断を行うことができるようになる。民間事業者側としては、入札準備に係る人工削減の観点から、予定価格の開示についての検討も行って頂きたいと考えている。

② 総合評価の評価方法等の改善

当委員会では、最低価格落札方式が時に低価格落札を招き、事業者の収益が損なわれ品質低下の要因となり、委託者・受託者の双方が不満の残る結果となることを指摘した。そこで、総合評価落札方式は価格だけでなく、業務遂行能力等を踏まえた選定方法として評価してきた。しかしながら、競争事例によっては価格偏重の入札となり、総合評価落札方式といえども低価格競争の解消には至っていないケースも出てきている。各府省の統計主管部局への表敬訪問では、技術評価で優秀な応札者が価格評価で覆り、委託者側として不満が残るケースがあることについて話題となることがあった。民間調査会社の持つノウハウや技術力を求めている調達案件に関しては、現状の総合評価の評価配分を技術評価に比重を置く等、評価配分の見直しができる仕組みについて検討頂きたい。

また各府省との意見交換では、統計人材の削減による業務効率化や回収率・記入率などの質の向上の観点から、民間調査会社の持つ新技術・新手法の公的統計調査業務への活用が話題となることも多い。府省が民間調査会社の持つ新技術・新手法の提案を求める場合は、提案内容を提案者固有の技術やノウハウとして取扱い、その情報が競合他社に漏れないように、秘密保持契約等の契約上の配慮をする必要がある。総合評価落札方式において、技術提案力重視の評価や契約上の配慮が行われれば、民間事業者側からは魅力ある案件として認識されると共に、府省にとって有効な新技術・新手法が提案される可能性もある。

③ 入札説明書・仕様書の標準化

公的統計調査業務において、入札説明書・仕様書は民間事業者側が調達案件の応札に当たり、事業コストの算定と委託者側が求める品質を確認するための最も重要な判断材料として捉えている。そのため適切な入札説明書・仕様書とは、応札判断に必要な情報量が多く、業務の具体的な内容や手順、求められる品質の水準(回収率、記入率等)、既往事業の実施状況等が詳細に記されており、委託者と受託者の認識のギャップを埋められるものであることが重要である。当委員会の活動の一環として、公サ法適用案件に照準を当て、実際の調達に使用されている実施要項の評価を行ってきた。その結果、公サ法適用案件で使用されている実施要項は、「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」に基づき作成され、事業コストを適切に算定できる優れた入札仕様であると評価してきた。このことから、会計法案件についても公サ法適用案件における「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」と同様の手引きの整備を提案する。

(2) 契約方法に関する提言

① 複数年契約の導入

当委員会では発足以来、業務におけるコスト削減や安定的な経営の観点から、複数年契約の民間事業者におけるメリットを述べてきた。統計改革により大型統計調査の民間委託が増えつつあり、公的統計市場の拡大と委託業務の大型化は、民間調査会社として歓迎されるものである。一方で、委託業務が大型になればなるほど、単年度契約では経営の不安定要素になりえるという側面があり、「委託契約の長期化」がガイドラインに引き続き盛り込まれたことは、経営の安定化の観点から、民間調査会社の参入意向が高まると考えられる。現状では、公サ法適用案件や公サ法適用案件から終了プロセスに移行した会計法案件が中心となって複数年契約が行われているが、新たに公的統計調査業務の受け皿となる民間調査会社の育成や公的統計市場への参入意向醸成の観点から、会計法案件でも複数年契約の採用が望まれる。

② 変更契約の導入

公的統計調査業務においては、業務コストが適切に算定することができる優れた入札仕様となっていた場合でも、社会情勢や業務環境等の要因によって、想定した成果と乖離する結果となることがある。また継続性のある公的統計調査では、調達時には、業務量算定に係る数量が固まっていなかったことがあり、契約締結後に数量が固まるといったケ

ースが度々ある。このような場合、委託者・受託者のどちらかが負担するといった状況になることもあり、負担者側が受託者となった場合は収益性に影響することになる。大型の委託業務では数量の変更や回収率等が乖離し、受託者側が負担することとなった場合、経営の悪化に直結することも考えられる。公的統計調査業務において参入障壁となっている一番の要因は「収益性の低さ」であり、契約後の受託者の責任ではない仕様の変更に関しては受託者の収益性確保の観点から、契約変更に係る仕組みづくりを提案する。

(3) 調達・契約方法の府省統一化

調達方法や契約方法が各府省で異なる内容となっていては、発注者側・応札者側共に非効率であり、府省間が連携することが重要である。前述で記載した調達方法に関する改善提案や契約方法に関する改善提案を参考に府省統一の調達方法や契約方法の手引きの作成についても検討頂きたい。

4.3.2 今後の委員会活動について

統計改革の流れと第Ⅲ期基本計画の方針から、公的統計調査業務の大型化と公的統計市場の拡大は間違いなく、受け皿となる民間事業者の不足が課題となる。

そこで当委員会としては、新たに受け皿となる民間調査会社の参入促進と現在受け皿となっている民間調査会社の対応力の向上を重点課題として考え、委員会活動を進めていく所存である。

(1) 新たに受け皿となる民間調査会社の参入促進

① 府省への提言内容の説明

新たに受け皿となる民間調査会社の参入促進は、官民共同で行わなければ実現できない。前節では、公的統計調査業務がより魅力のある案件となるように府省への提言を記載した。当委員会としては、統計所管部局への表敬訪問や意見交換等の府省との交流機会を通じて、前節で記載した提言内容の必要性を説明し、一つでも多くの提案が府省で受け入れられるように活動していき、受け入れられた提案については当委員会の会議や基調講演等で会員各社に周知していく。

② 基調講演を通じての公的統計市場の魅力を発信

公的統計市場の魅力を発信する方法として、当委員会が主催する府省職員や有識者を招聘しての基調講演がある。ここ数年の基調講演の参加者は、当委員会の参画企業の社員が中心となっており、参加人数が増加していないのが現状である。そこで、J M R A 会員各社への周知・広報活動の強化や公的統計調査業務の未受託者に対しても魅力を感じるテーマの企画等、より多くの会員社が参加する基調講演の開催を目指す。

③ 当委員会への参画促進

J M R A 会員社で公的統計調査業務の受託者となっているのは、当委員会に参画している企業を中心となっている。そこで当委員会の参画企業以外で、基調講演に参加した個人の所属する企業や地方公共団体の調査業務受託者等、府省の統計調査業務の受け皿となる可能性のある会員社を中心に当委員会への参加を促す活動を行う。また必要に応

じて、J M R A 会員社以外の企業に対し、J M R A への加盟と当委員会への参画を促進する活動についての検討も行う。

④ I S O 20252 の普及促進の支援

現行の入札方式では I S O 20252 を参加要件としている調達案件は少ないものの、総合評価落札方式では I S O 20252 を加点点評価としているケースが多い。「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(2017 年(平成 29 年)3 月改定)」において、プロセス保証の考え方を導入したことにより、I S O 20252 を加点点評価または入札参加要件として設定する調達案件が増えてくることが考えられる。前節でも述べた通り、I S O 20252 認証企業は 2017 年度に府省から発注された統計調査業務のうち、6 割を受託しており、府省の統計調査業務の受け皿となっている。しかしながら、I S O 20252 認証取得企業数は 2018 年 5 月時点で 8 社にとどまり、伸び悩んでいるのが実情である。毎年 I S O 20252 の認証取得を検討している企業が存在するものの、ここ数年は取得に至っていないのが現状である。J M R A 内には I S O 20252 の普及促進を担う I S O 20252 認証協議会が設置されており、当委員会は I S O 20252 認証協議会と連携をとりつつ、J M R A 内外に向け I S O 20252 認証取得のメリットの発信を行い、I S O 20252 認証企業の増加に寄与していく所存である。

⑤ J M R A のホームページ等を活用した公示案件の周知・広報

府省から公示案件の周知・広報について要請があった場合、J M R A のホームページやメールマガジン等で協会内外に周知・広報活動を行ってきた。しかしながら、公示案件の周知・広報を希望する府省は、それほど多くないのが現状である。そこで、統計所管部局への表敬訪問や意見交換等の府省との交流機会を通じて、J M R A で公示案件の周知・広報活動が可能であることを働きかけていく。

(2) 民間調査会社の統計調査業務への対応力の向上

① 共同事業体の推進

統計改革の流れから公的統計調査業務の大型化は、公的統計市場の拡大につながり、民間調査会社として歓迎されるものではあるが、受け皿となっている民間調査会社のキャパシティには限界があり、共同事業体等の新たな枠組みでの入札参加を検討していかなければならない。公的統計調査業務においては、共同事業体による入札参加の事例が少ないのが現状であり、2016 年度に実施した会員調査では共同事業体での参入意向を示した J M R A 会員社が 10%にとどまっている。また共同事業体での入札参加に消極的な理由として、手続き面や事業者間の責任範囲・体制といったことに不安を抱くとの意見が散見された。このような状況から、当委員会では共同事業体による入札参加を促進するため、実際に共同事業体で落札された事例の情報収集を行い、手続き面での事例や成功事例等の情報を J M R A 会員各社に発信していく。また、共同事業体での入札参加は、事業者間の協議や調整に時間を要するため、民間調査会社単体のキャパシティを超える大型の委託業務の調達を予定している府省に対しては、公示から応札まで期間について通常の調達案件よりも余裕のある調達スケジュールを組むように働きかけていく。

② 統計人材の確保に向けた支援

府省の統計調査業務の受け皿となるためには、実務経験や専門知識を有する統計人材の確保が重要となる。当委員会が実施した会員社調査では、2008年度から2016年度の9年間で総従業員数100人以上のJ M R A会員社が9社増加しており、各社とも従業員の確保を進めている状況がわかる。一方で統計の専門資格である「統計調査士」「専門統計調査士」の育成状況については、J M R A会員社からの受験者数がここ数年間で横ばいとなっており、各社の取り組みに変化が見られない。公的統計市場の規模拡大と公的統計調査業務の大型化が進む中で、J M R A会員社が受け皿となるためには、統計人材の確保について積極的に取り組むことが重要であると考えており、当委員会では引き続き統計調査士・専門統計調査士受験対策講座の開催を行っていく。

当委員会では委員会設立以降の10年間、公的統計調査業務の受け皿となる民間調査会社の体制と調査インフラの整備促進に向けた支援を行うと共に、府省の統計所管部署をはじめとする関係機関に対して、民間調査会社の実態と意向を伝え、設立目的である「公的統計調査業務における民間調査会社の円滑な活用」の達成に向けた活動を行い、一定の成果を収めてきた。今後の委員会活動では、公的統計調査業務において、より一層民間調査会社が活用されるように取り組んでいくと共に、公的統計市場が魅力ある市場として形成されるように活動範囲を拡げていく所存である。

